

第 6 節 被害想定

1 被害想定

想定を超える甚大な被害を及ぼした東日本大震災を教訓とし、最新の科学的知見や過去の災害を参考にした被害想定等を算出する防災基礎調査を平成 26 年度に実施した。この被害想定に基づき、市民啓発や各種防災対策へ活用する。

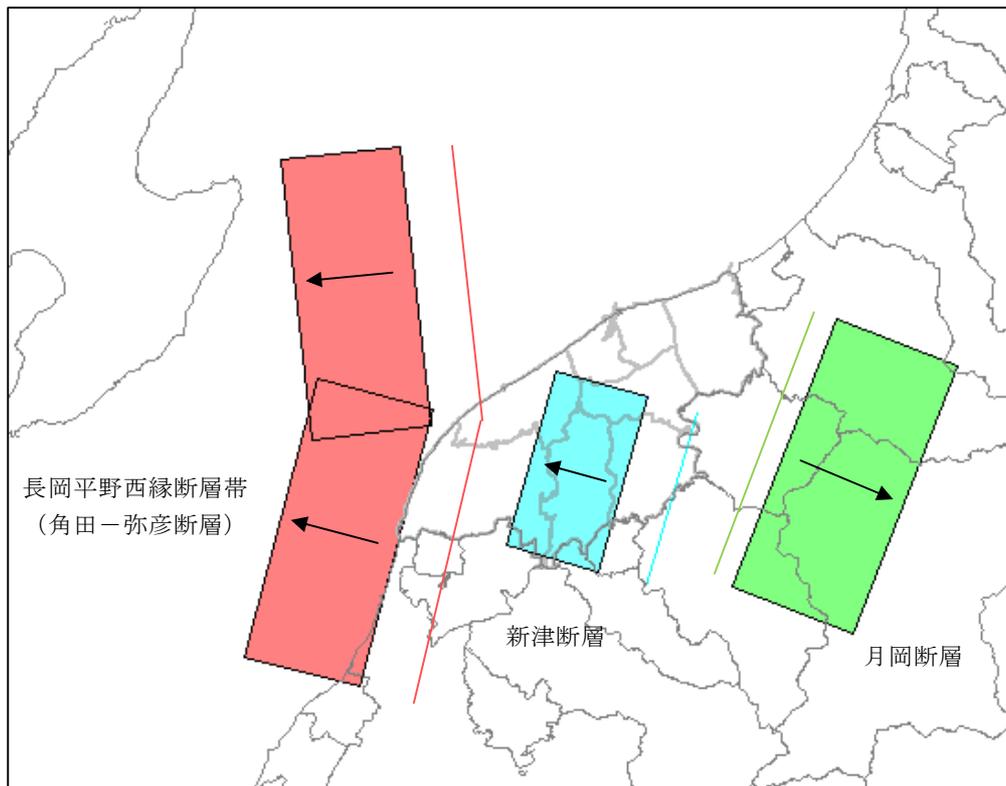
2 地震等被害予測

(1) 想定地震

想定地震は、本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震とするため、地震調査研究推進本部における最新の活断層調査結果等と有識者の助言を踏まえて「長岡平野西縁断層帯の地震（角田 - 弥彦断層の地震）」、「月岡断層の地震」、「新津断層の地震」の 3 タイプの地震を想定した。

		長岡平野西縁断層帯 の地震		新津断層の地震	月岡断層の地震
		①	②		
地震の規模： モーメント マグニチュード		7.46 (気象庁マグニチュード7.9 に相当)		6.45 (気象庁マグニチュード6.7に相当)	6.76 (気象庁マグニチュード7.1に相当)
断層基準 点位置	緯度(°)	38.121	37.846	37.860	37.660
	経度(°)	138.782	138.829	139.111	139.223
断層上端の深さ(km)		6	6	6	5
断層下端の深さ(km)		18	18	17	12
走向(°)		173.0	193.8	195.1	20.3
傾斜角(°)		40	40	45	25
長さ(km)		32.87	33.59	21.2	33.59
幅(km)		28.00	28.00	15.56	16.56

		長岡平野西縁断層帯	新津断層	月岡断層
最新の活動		13世紀以後	不明	約6,500年～900年前
今後の 地震発生 確率	30年以内	2%以下	不明	ほぼ0%～1%
	50年以内	4%以下	不明	ほぼ0%～2%
平均活動間隔		約1,200年～3,700年	不明	7,500年以上



(2) 地震動の予測結果

震度予測の結果を以下に示す。(地震ごとの震度分布図を資料編 図1-1-5-1に示す。)

①長岡平野西縁断層帯（角田-弥彦断層）の地震

断層に近い市西部を中心に市域の西部から中部の広い範囲で震度6強以上となる。西蒲区及び西区の低地で震度7、西蒲区及び西区のその他の地域、南区の全域、中央区の大部分、江南区の中西部、秋葉区の西部、東区西部の一部地域で震度6強、中央区東部の一部地域、江南区の東部、秋葉区の中央から東部の低地部、東区の大部分、北区の全域で震度6弱、秋葉区南部の丘陵地で震度5強が予測される。

②新津断層の地震

断層の直上にあたる秋葉区、江南区、南区を中心に震度6強の揺れとなる。秋葉区の西部、江南区の中央部、南区の南東部で震度6強、北区の南西側広い範囲、東区及び中央区、江南区の一部、秋葉区東部の低地、南区の西部、西区及び西蒲区の東部で震度6弱、北区の北東端、秋葉区の丘陵地、西区の西部、西蒲区西部の低地で震度5強、西蒲区の丘陵地で震度5弱が予測される。

③月岡断層の地震

断層に近い市東部を中心に震度6弱以上の揺れとなる。北区の南部、秋葉区東部の一部で震度6強、北区のその他の地域、東区南東部、江南区の中央部、秋葉区の低地、南区の東南部で震度6弱、東区北西部及び中央区の広い範囲、江南区西端部、秋葉区の丘陵地、南区の一部、西区の大部分、西蒲区低地の大部分で震度5強、西蒲区西部の丘陵地で震度5弱が予測される。

(3) 建物の被害予測（出火延焼被害含む）

出火延焼被害を含む建物被害において、冬18時（風速8m/s）に長岡平野西縁断層帯の地震が発生した場合で数十件の火災が市街地に燃え広がり、数時間ゆっくりと延焼が拡大し、市内全体の約16%の建物58,000棟が焼失し、全壊する建物とあわせて、83,000棟（全市の約23%）の建物が利用できなくなると予測された。

（冬18時、風速8m/s、上段は被害棟数、下段は被害率）

	木造				非木造				合計			
	焼失	全壊	大規模半壊	半壊	焼失	全壊	大規模半壊	半壊	焼失	全壊	大規模半壊	半壊
長岡平野西縁	53,206	24,325	9,594	61,911	4,538	1,077	1,788	5,693	57,745	25,402	11,383	67,604
	17.2%	7.9%	3.1%	20.0%	8.4%	2.0%	3.3%	10.6%	15.9%	7.0%	3.1%	18.6%
新津	4,577	5,959	12,346	50,292	385	396	1,987	4,674	4,962	6,355	14,333	54,967
	1.5%	1.9%	4.0%	16.2%	0.7%	0.7%	3.7%	8.7%	1.4%	1.7%	3.9%	15.1%
月岡	157	1,908	12,726	32,674	14	202	2,012	4,022	171	2,110	14,737	36,696
	0.1%	0.6%	4.1%	10.5%	0.0%	0.4%	3.7%	7.5%	0.0%	0.6%	4.1%	10.1%

(4) 人的被害予測

冬18時、風速8m/sの条件で長岡平野西縁断層帯の地震が発生した場合に死傷者数は最大となる。地震直後に1,400人を超える死者が発生し、さらに火災により被害は拡大し、計約4,400人の死者となる。負傷者数は約15,500人となり、そのうち約4,800人が重傷となる。この条件下では、きわめて多くの火災被害が生じるため、火災に巻き込まれて死亡する割合が全体の約7割と高くなる。冬早朝・深夜や夏12時の条件では9割以上は屋内における揺れの影響によるものとなる。早朝・深夜の場合には木造住宅内で就寝中の人が多いため、昼間よりも人的被害が多くなる。冬早朝・深夜に長岡平野西縁断層帯の地震が発生した場合には約2,100人の死者が発生し、そのうち約2,000人が屋内における揺れの影響によるものとなる。負傷者数は約17,800人となる。

（冬18時、風速8m/s）

	死者（人）				負傷者（人）				重傷者（負傷者の内数）（人）						
	計	屋内の揺れによる	崖崩れによる	路上における	火災による	計	屋内の揺れによる	崖崩れによる	路上における	火災による	計	屋内の揺れによる	崖崩れによる	路上における	火災による
長岡平野西縁	4,370	1,402	1	4	2,964	15,457	12,608	1	131	2,717	4,757	3,940	0	48	768
新津	458	238	0	2	218	5,181	4,908	1	67	205	803	718	0	26	59
月岡	54	45	0	1	8	1,647	1,607	0	32	8	153	137	0	12	3

(5) ライフラインの被害予測

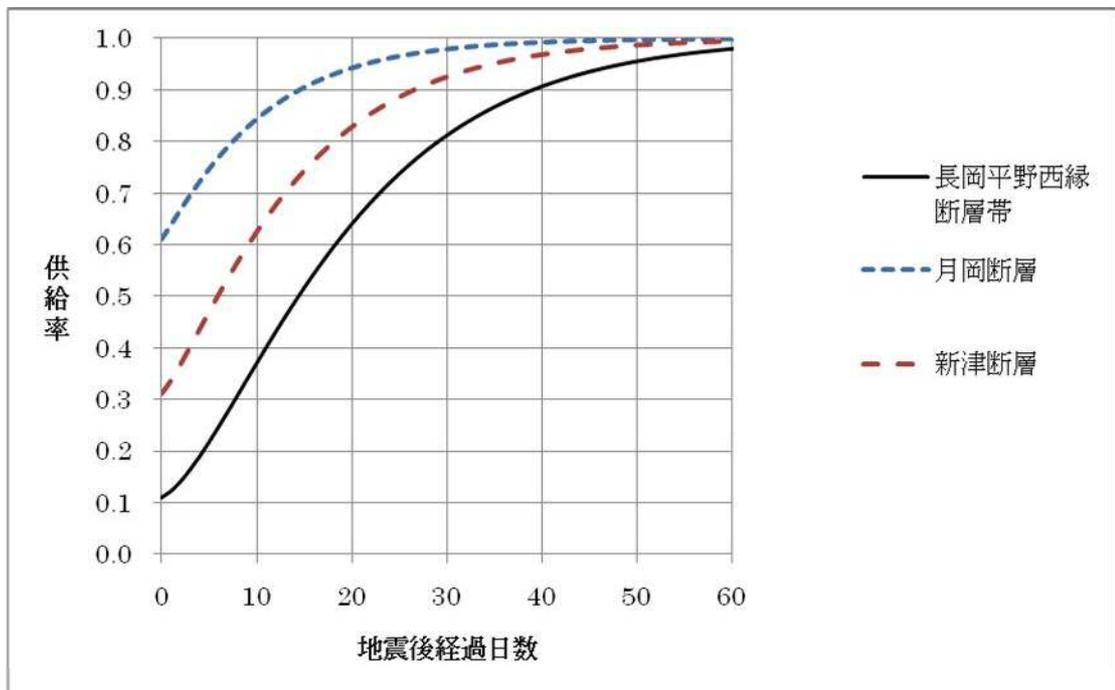
① 上水道

上水道の復旧時間・日数の推計を、首都直下地震防災・減災プロジェクト（平成24年）でも参考として取り入れられていた手法で推計する。

この方法は、平成7年阪神・淡路大震災における震度別のライフライン機関の復旧曲

線をもとに、平成23年東日本大震災での復旧状況にも適用できるように修正し、さらに耐震化（配水管種・管径の分布）の状況等も考慮できる手法である。市内の配水管延長約4,100km(平成25年度)における想定地震ごとの震度及び配水管種・管径の分布をもとに復旧の推移を予測する。

最も被害の大きい長岡平野西縁断層帯の地震では地震当初に89%の断水率となり、ほとんど水道は使えなくなり、半数が供給可能となるまで復旧するのに2週間程度、9割が供給可能となるまで復旧するのに約1ヶ月半を要すると予測された。同様に、月岡断層の地震では地震当初に39%の断水率で、9割が供給可能となるまで復旧するのに約2週間を要すると予測された。新津断層の地震では地震当初に69%の断水率で、9割が供給可能となるまで復旧するのに約4週間を要すると予測された。



想定地震の上水道復旧曲線

②下水道

下水道応急復旧にかかる期間の算定手法は中央防災会議(2008)の方法を用いる。農業集落排水を含め、市内の雨水、汚水、合流式の下水道管の総延長約3,400kmにかかる被害分布に対して復旧作業に確保できる人員数と復旧効率から応急復旧にかかる日数（被害の8割応急復旧することを目標とする）を予測する。

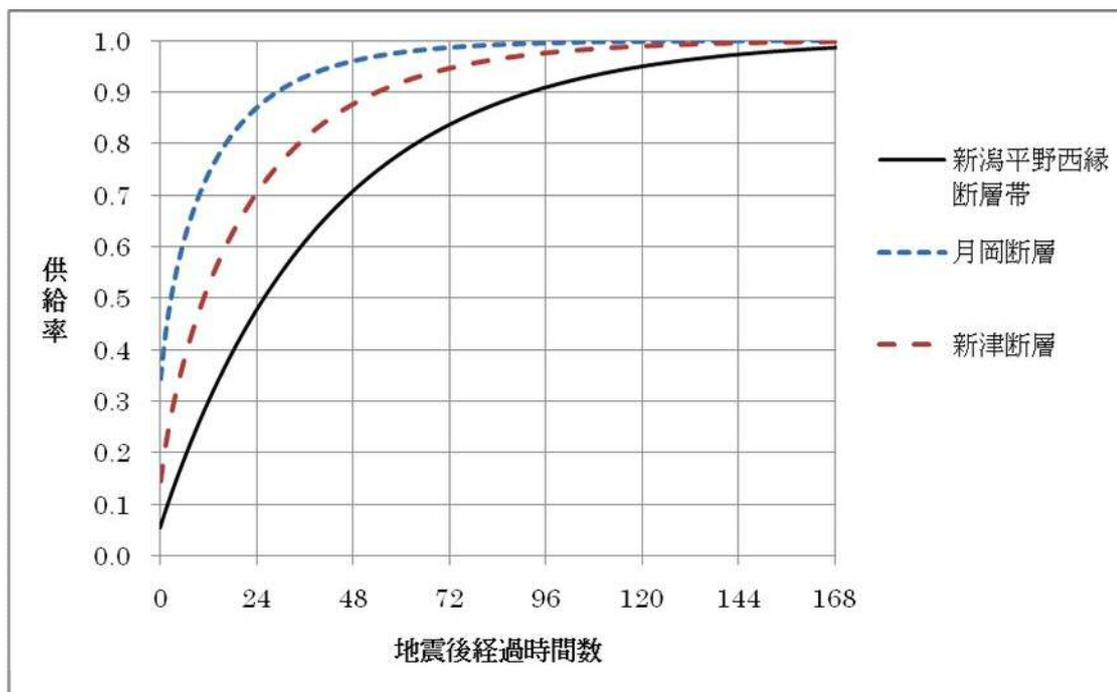
	長岡平野西縁断層帯	月岡断層	新津断層
被害延長	約239km	約94km	約161km
目標(被害延長の8割復旧)までの日数	20.1日	8.5日	13.9日
(参考:目標の8割を超え、全被害延長の応急復旧にかかる日数)	(24.9日)	(10.4日)	(17.1日)

目標(8割復旧)まで及び全被害延長の応急復旧日数

③電気

電力の復旧時間・日数の推計を、首都直下地震防災・減災プロジェクト（平成24年）でも参考として取り入れられていた手法で推計する。

最も被害の大きい長岡平野西縁断層帯の地震では地震当初にほぼ全域が停電となり、6時間後でも2割までしか復旧せず、ほとんど電気及び電気を必要とする各施設（水道等）は使えなくなり、半数が復旧するまでに1日程度、9割が供給可能となるまで3～4日を要すると予測された。月岡断層の地震では地震当初に34%の停電率で、9割が供給可能となるまで1日程度を要すると予測された。新津断層の地震では地震当初に15%の停電率で、9割が供給可能となるまで2日程度を要すると予測された。なお、いずれの場合も焼失地域の復旧については考慮していない。

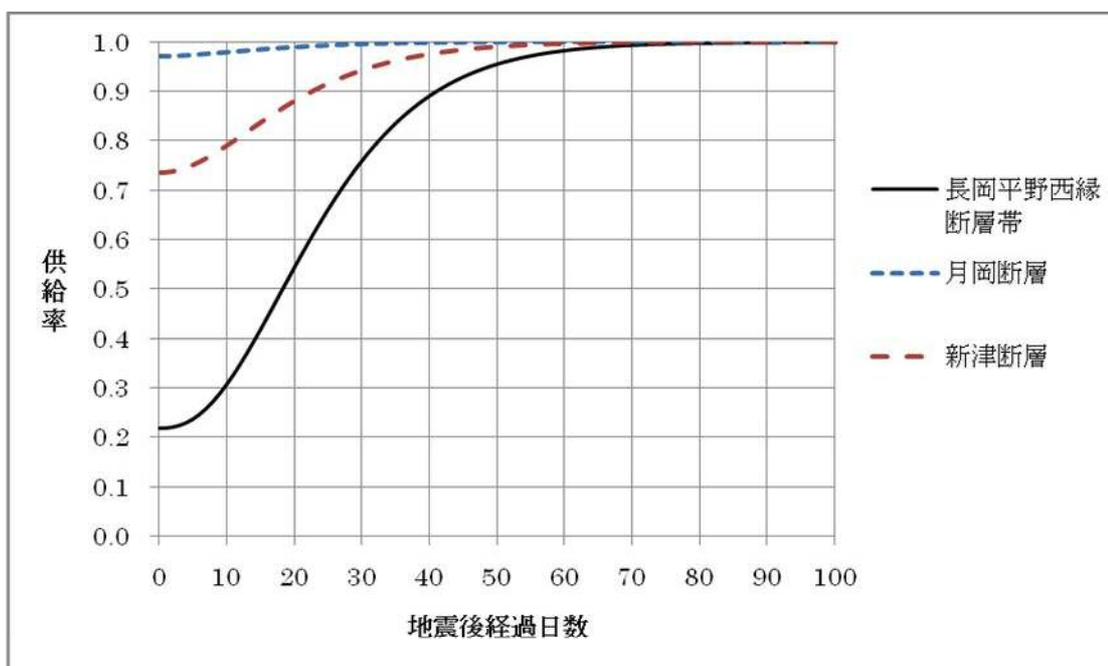


想定地震の電力復旧曲線

④ガス

都市ガスの復旧時間・日数の推計を、首都直下地震防災・減災プロジェクト（平成24年）でも参考として取り入れられていた手法で推計する。

最も被害の大きい長岡平野西縁断層帯の地震では地震当初にほぼ8割が都市ガス供給停止となり、10日後でも7割が供給停止のままであり、半数が供給可能となるまで復旧するのに20日程度、9割が供給可能となるまで復旧するのに1ヶ月半を要すると予測された。月岡断層の地震では地震当初に3%の供給停止率ではあるものの北区で3割が供給停止となると予測された。新津断層の地震では地震当初に3割の供給停止率で、9割が供給可能となるまで復旧するのに2週間程度を要すると予測された。



想定地震の都市ガス復旧曲線

(6) 社会資本への影響評価

① 道路・橋梁

震度6強が想定され建物全壊が多数生じる地域では、沿道建物の倒れ込みやがれきの散乱による細街路の閉塞が想定される。また、液状化の危険性が高い地域においても、地盤の変状や電柱等の倒れこみなどによって、道路交通に支障が生じることとなる。

また、秋葉区の新津丘陵の周辺や西蒲区から西区にかけての弥彦山脈周辺では崖崩れや路肩の崩壊等によって道路交通に支障が生じる可能性がある。

橋梁については、長岡平野西縁断層帯の地震を想定した場合に最も被害が大きくなるが、緊急輸送道路における大規模な被害は160箇所中1箇所であり、一般の道路と比較すると被害はほとんどないと算定された。新津断層の地震のケースにおいて、大規模な被害が全市で2箇所程度発生するものと予測された。

想定地震	15m以上の橋梁数					大被害箇所数					中・小被害箇所数				
	緊急輸送道路			それ以外		緊急輸送道路			それ以外		緊急輸送道路			それ以外	
	1次	2次	3次			1次	2次	3次			1次	2次	3次		
長岡平野西縁断層帯						8.2	0.2	0.4	0.4	7.2	96.0	3.4	11.3	5.1	76.1
月岡断層	669	43	88	29	509	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	3.4	0.0	0.5	0.0	3.0
新津断層						1.8	0.0	0.3	0.2	1.2	22.8	0.3	4.6	1.8	16.0

②港湾

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議, 2013）の手法に基づき、港湾・漁港の揺れによる被害を予測する。

新潟港（東港、西港ともに約4kmの岸壁等延長）には計510mの耐震強化岸壁があり、下表に示した被害率に関わらず、いずれの想定地震においても、新潟東港380m（西ふ頭4号岸壁、西ふ頭1号岸壁）及び新潟西港130m（山の下ふ頭南側岸壁の一部）は応急復旧により使用できる可能性がある。

ただし、津波に襲われた場合には漂流物及び沈没物が多数生じるため、岸壁等が使用可能であっても航路の復旧に時間を要する。特に、漂流者の捜索等が優先されるため、一定期間、航路再開ができない。東日本大震災では、発災4日後（3月15日）に釜石港、茨城港（常陸那珂港区）が応急的に使用再開している。これから、新潟市においても、重要な港・航路を選定し優先して復旧することにより、旅客運航等は被害状況によっては困難であるが、緊急輸送等のための応急的な航行は、一部の岸壁では数日で再開可能と考えられる。

港湾	ほぼ崩壊し復旧に長期間を要する被害率[%]			備考
	長岡平野 西縁断層帯	月岡断層	新津断層	
新潟港 (東港区)	7.1	20	4.5	ただし、耐震岸壁があり、地震時にも有効
新潟港 (西港区)	24.8	3.2	17.4	ただし、耐震岸壁があり、地震時にも有効

港湾被害率想定結果

(7) 避難者数の予測

避難者数は、首都直下地震モデル検討会（中央防災会議, 2013）の手法を用いて、建物の被害やライフラインの供給状況をもとに、地震発生後の時間経過別避難者数の推移を予測する。ただし、避難する人のすべてが避難所で生活するものではなく、親戚やご近所に身を寄せたり、施設等に宿泊するなど避難所外に避難する人もいるため、避難所に避難される方を「避難所避難者」として算出した。

各想定地震における避難者数予測結果を以下に示す。長岡平野西縁断層帯の地震冬18時風速8m/sの条件において、最も避難所避難者数が多くなり、1週間後に最大約16万人に上ると予測された。

(冬18時、風速8m/s)

	避難所避難者			全避難者(=避難所避難者のほか疎開者を含む)			
	下段のパーセントは対人口比			建物被害 による	ライフライン停止による		
	1日後	1週間後	1ヶ月後		1日後	1週間後	1ヶ月後
長岡平野 西縁	128,359 15.9%	158,720 19.7%	91,965 11.4%	213,931 26.5%	0 0.0%	103,509 12.8%	92,620 11.5%
新津	26,433 3.3%	65,753 8.2%	28,228 3.5%	44,055 5.5%	0 0.0%	87,451 10.8%	50,039 6.2%
月岡	11,538 1.4%	30,084 3.7%	10,120 1.3%	19,229 2.4%	0 0.0%	40,939 5.1%	14,503 1.8%

3 風水害等被害予測

(1) 土砂災害被害予測

新潟県が指定している土砂災害警戒区域・特別警戒区域を対象に、箇所ごとの保全対象人家戸数から被災する可能性のある人口を算出し、約7,300人という結果であった。

(区別の土砂災害被災人口を資料編 表1-1-5-1に示す。)

(2) 洪水被害予測

国土交通省及び新潟県による洪水の浸水想定区域図より、浸水する家屋戸数を求め、被災する可能性のある人口を算出した。

結果は、信濃川下流の被災人口が約320,000人、阿賀野川で約283,000人、大河津分水路で約132,000人、小阿賀野川・能代川で約113,000人である。

(他の河川を含めた河川ごとの浸水深別被災人口を資料編 表1-1-5-2に示す。)

※本節は、防災基礎調査報告書から抜粋した概要を記しており、詳細は防災基礎調査報告書を参照すること。

第15節 要配慮者安全確保計画

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など特に配慮を要する者（以下この節において「要配慮者」という。）及び、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下この節において「避難行動要支援者」という。）の安全を確保するための予防措置について計画を定める。

実施担当	危機管理防災局 福祉部 こども未来部 経済部 観光・国際交流部 消防局 各区役所
防災関係機関	県警察 市社会福祉協議会

1 避難行動要支援者に対する対策

(1) 全体計画の策定

発災時における避難行動要支援者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、避難行動要支援者名簿や避難支援体制、情報伝達体制などについて、本市の取扱い方針を定めた「新潟市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、支援体制の充実を図る。

(2) 避難行動要支援者の範囲

生活の基盤を自宅とする者のうち以下の者とする。

- ア 高齢者（75歳以上の者だけで構成される世帯に属する者）
- イ 要介護者（要介護度3以上の者）
- ウ 障がい者（身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者）
- エ 「新潟市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の策定時点で災害時要支援者名簿に登録されている者
- オ 自ら避難することが困難な者で、避難の支援を希望するもの

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下この節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成し、市内部組織（消防機関を含み水道局・市民病院・行政委員会を含まない）で共有する。

ア 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項に規定された本市が保有する要配慮者の情報及び避難行動要支援者本人が提供する情報を収集・利用して名簿を作成する。名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

イ 名簿の種類

(7) 同意者名簿

個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿は、避難支援体制の整備を図るため平常時から避難支援等関係者に提供する。

(イ) 全体名簿

災害発生時に避難支援関係者その他の者へ迅速に提供し、避難支援等に役立てるため、本市は避難行動要支援者全員の名簿を常備する。

ウ 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者は、受けたい避難支援などに変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出る必要がある。このほか、本市は転居、転出、死亡等の情報や要介護認定、施設入所などの情報を把握し、名簿情報を定期的に更新する。

(4) 平常時からの同意者名簿提供先（避難支援等関係者）

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を、平常時から自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、管轄警察署に提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。また、避難支援に必要な資機材の整備を行う。

(5) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿の提供先に対し、守秘義務の厳守、適正な管理、目的外使用の禁止、平常時の外部提供の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(6) 避難支援等関係者の安全確保と責任

地域における避難支援活動は、避難支援者本人とその家族の安全が確保された後に、危険を冒すような無理な支援を行わず、可能な範囲で行うことが大前提となるため、支援活動が行えなかった場合や活動中に避難行動要支援者に不慮の事故が発生した場合でも避難支援者が責任を負うものではない。避難行動要支援者においても、このことを理解し、常に自助として可能な限り命を守るために行動しなければならない。

また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、このことへの理解が深まるよう周知に努める。

(7) 個別避難支援計画の作成

災害発生時の避難支援活動の実効性を高めるため、避難行動要支援者が暮らしている地域の避難支援者である自治会・町内会や自主防災組織は、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画を作成するよう努める。

(8) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難情報を入手できれば自ら避難できる者もおり、避難支援者の負担軽減にもつながることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、自主防災組織や自治会・町内会では、避難情報を適切に入手できない避難行動要支援者がいる場合に備え、地域内の確実な情報伝達のための方法を定めるよう努める。

(9) 地域住民等に対する啓発

「市報にいがた」等の広報紙やテレビ・ラジオの広報番組を通じて、積極的に地域住民に対して避難行動要支援者の避難支援等についての啓発を図る。また、精神障害者保健福祉手帳や難病に係る特定医療費等の受給者証の所持者へは、手帳や受給者証の更新時などの機会を捉え、名簿への登載申請方法の周知を図る。

2 要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達システム等の整備

介助支援の必要な要配慮者を対象に、自動通報装置や聴覚障がい者用通信装置、簡易非常警報器等の各種情報機器の設置拡大に努める。(詳細は資料編 表2-1-15-1 に示す。)

(2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設(資料編 表2-1-15-2)に対して、電子メール、ファクシミリ等により洪水予報及び土砂災害等の伝達体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

要配慮者が実際に参加体験できる防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報・新潟市便り」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。

3 避難所等における対策

(1) 指定避難所への受け入れ体制の整備

小・中学校などの指定避難所については、バリアフリー対応の整備に努めるとともに要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

(2) 社会福祉施設等への受け入れ体制の整備

避難した先(小・中学校など)の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な社会福祉施設等への緊急一時入所等の適切な措置を講ずる。

また、近隣自治体の社会福祉施設等との間で要配慮者の受け入れ等について協力体制を確立しておく。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい要配慮者のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している施設などを福祉避難所として指定する。

(4) 人材の確保とボランティアの活用

避難所での介助者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努める。

4 外国人等に対する対策

(1) 防災知識の普及啓発

外国人向けに英語、中国語等による防災知識啓発の資料を配布し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図る。

また、市や自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動への参加を呼びかける。

(2) 外国人の支援体制の整備

災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。

また、避難所に5ヶ国語の標識板を設置するとともに、多言語表示シート（日・英・中・韓）を配備する。

5 社会福祉施設等における対策

(1) 防災業務計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、防災機関への早期通報、入・通所者の安全な場所への誘導・搬送等の防災対策を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法などについて計画を定める。

ア 情報連絡体制、応援・地域協力体制の確保

社会福祉施設等では、施設職員等で構成する防災組織を設置し、職員等の役割分担の明確化、緊急連絡網の整備を図る。

また、日頃から地域の自主防災組織や消防署・警察署・近隣の同種施設等と連絡を密にし、緊急時の応援協力体制の確立に努める。

イ 夜間対応の充実

入所型の社会福祉施設では、直接処遇にあたる介護職員が交代で勤務している上、夜間については管理、監督職員等を含め職員数が手薄になるため、夜間の直接処遇職員や宿直員間で非常通報担当や入所者の安否確認担当、施設機能面の被災状況確認担当等の役割分担を明確にしておく。

ウ 避難場所の確保

社会福祉施設等では地震や風水害等の災害発生時を想定し、敷地内の安全な場所や直近の市立の学校等を避難場所と定め、予め避難経路や避難方法等について取り決めておく。

(2) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

社会福祉施設等の管理者や職員は、策定した防災業務計画等が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、施設の入・通所者、保護者、地域住民を含めた防災訓練を定期的に実施する。

また、消防署等が実施する防災講習会や研修会等に積極的に参加し、防災知識の習

得に努めるとともに、防災週間や防災関連行事を通じ防災知識の普及啓発に努める。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるため、日頃から施設の点検をし、必要に応じて施設の計画的な改修に努める。

また、施設内の防災設備についても定期的な点検を行い、施設内の家具やロッカー等の転倒・落下の防止措置等の適切な整備を図る。

(4) 食糧、水、生活必需品、障がい者用機器等の備蓄

社会福祉施設等では、災害に備え2～3日分の食糧や水、生活必需品、ハンデキャップを補うための用具、機器などの備蓄に努める。

また、施設内で日常使用する医薬品や衛生材料等についても一定量の備蓄の検討を行う。

(5) 要配慮者受け入れ体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市域内で災害が発生し、要配慮者が定員数を超えて緊急に一時入所することを想定した、受け入れ体制を検討しておく。

また、近隣の同種施設とネットワークを形成し、相互の協力体制が速やかに組めるよう努める。

6 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民と地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自治会・町内会等と協力して、要配慮者への支援を図る。

(2) 民生委員・児童委員、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、防災関係者と協力して、要配慮者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設利用者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 障がい者雇用事業所等の役割

障がい者を雇用している事業所及び特別支援学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

第4節 震災における避難計画

市は、地震の発生に伴う火災の発生や津波の襲来など二次災害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ避難場所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備に努める。

実施担当	危機管理防災局 福祉部 土木部 都市政策部 消防局 水道局 教育委員会 各区役所
------	--

1 避難場所等の指定

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）とを区別して指定する。（資料編 表2-2-4-1に示す。）

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、災害ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

①指定避難所

被災者が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、地震、津波、洪水、土砂災害による避難者を受け入れるための緊急避難施設。指定避難所のうち、それぞれ異常な現象の種類ごとに避難可能な施設から指定する。

②津波避難ビル、津波避難場所

津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物や高台の公園などから指定する。

③一時避難場所

地震発生直後の緊急時における一時避難場所として、概ね0.25ha以上4ha未満の面積を有する都市公園等から指定する。

④広域避難場所

地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、また、避難所に避難者を収容できない場合に避難施設を設置する場所として面積が概ね4ha以上の都市公園から指定する。

(2) 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、地震等による住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を受け入れ、保護するため、市立小中学校、市立高等学校及び県立高等学校等から指定する。

ただし、地震発生後の状況によってはこれに該当しない公の施設等であっても避難所として開設することができる。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者等の利用に適している施設など。(資料編 表2-2-4-2に示す。)

2 避難場所等の整備

避難場所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。

(1) 一時避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生直後の緊急時の避難場所として、都市公園等の整備を計画的に進める。

イ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

ウ 耐震性防火水槽等の整備

一時避難場所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽を整備する。

(2) 広域避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生後に大量の避難者が発生した際の避難場所として計画的に整備を進める。

イ 周辺の不燃化推進

避難者を火災の延焼など二次災害から保護するため、難燃性樹木の植栽や広域避難場所周辺の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

ウ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

(3) 避難所の整備

ア 安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事等を実施し、建物の耐久性を確保する。

イ 耐震性防火水槽等の整備

避難所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽等を整備する。

ウ 高齢者、障がい者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、高齢者、障がい者に配慮した施設の整備に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源及び投光器等照明器具の確保に努める。

オ 非常用暖房設備の確保

市は防寒対策として施設管理者等と連携し、暖房器具の確保に努める。

カ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

キ 備蓄物資の保管

災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、及び避難所運営において必要となる資機材等について、保管に努める。

(4) 福祉避難所の整備

ア 耐震化による安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事を実施する。

イ 飲料水、食糧、生活物資等の備蓄

要配慮者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 非常用電源の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源の確保に努める。

エ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

オ ケアにあたる要員の確保

福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に要配慮者のケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

3 避難路の整備

広域避難場所までの避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。

4 避難場所等及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置と避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所案内標識等の設置
- (2) 広報紙や防災パンフレット等の配布
- (3) ハザードマップの作成及び配布
- (4) 市ホームページへの掲載
- (5) 防災訓練等の実施

5 避難所開設・受入体制の確立

震度5弱以上の地震または災害対策本部の指示があった場合に、市職員、施設管理者、地域住民の協力により、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。

(1) 施設管理者による避難所開設・受入

施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。

(2) 市職員による避難所開設・受入

ア 業務時間中に開設が必要な場合

業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所の開設が必要となった場合は、区役所の担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

イ 業務時間外に開設が必要な場合

業務時間外（平日の午後6時から翌朝午前8時及び土曜日、日曜日、休日）に避難所の開設が必要となる場合に備え、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

(3) 近隣住民との協同による避難所開設・受入

夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。

6 避難所運営体制の整備

発災時に避難所を円滑に運営できるよう、地域住民、施設管理者、市は、「避難所運営マニュアル」に基いた運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。「避難所運営マニュアル」は、避難所ごとに作成し、避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。

7 避難誘導体制の整備

避難情報を発令した際、住民が適切に避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制の整備に努める。

8 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所に求められる役割

ア 家庭や事業所における日ごろからの備え

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について日ごろから備えに努める。

(ア) 地域の災害危険箇所を事前に知っておくこと

- (イ) 災害時の避難場所等及び安全な避難経路をあらかじめ複数確認すること
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法、集合場所をあらかじめ決めておくこと
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- (オ) 避難情報（避難勧告・避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
 - d 近隣の事業所、自治会・町内会等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により日ごろから備える。

- (ア) 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等を事前に確認し、災害時を想定した避難訓練等を実施すること
- (イ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難誘導に協力できる関係を築くこと
- (ウ) 市や施設管理者と協同で避難所を円滑に運営できるよう、避難所運営訓練を実施すること。
- (エ) 地域の地理的条件等に応じて、市が指定した避難場所等以外を「地域の一時的な避難場所」として独自に設定し、周知を図ること

なお、設定する際は施設の性質等を考慮し、災害時の利用について所有者や管

理者と協議の上、設定する。

- (オ) 近隣の自主防災組織及び自治会・町内会等と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

イ 地域における事業所の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 事業所の持つ資機材、知識・技術を活用し、自主防災組織等と協力して、地域の防災活動にあたること
- (イ) 要配慮者等等の避難を支援すること
- (ウ) 必要に応じて施設を地域住民等に「地域の一時的な避難場所」として提供すること

第 5 節 廃棄物処理予防計画

地震や風水害等の災害により発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平常時における予防対策を定めるとともに、災害廃棄物処理体制の充実に努める。

実施担当	環境対策部 各区役所
------	------------

1 災害廃棄物処理計画

大規模災害時には、平常時とは性状の異なる膨大な量の災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することが必要となるため、災害廃棄物処理対応に関して必要な想定を行い、具体的かつ実効性のある計画を策定する。

2 仮置場候補地の選定

仮置場の候補地は、公園、グラウンド、廃棄物処理施設、最終処分場等の公有地で、地域防災計画で災害時の利用用途が指定されていない場所を中心に候補地として選定する。

3 資機材の確保

膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、必要な資機材の確保に努める。

4 有害物質取扱事業所の把握

有害物質を取り扱う事業所を把握するとともに、あらかじめ災害時における流出防止対策を講じるよう指導するなど、適正な処理体制の整備に努める。

5 他の地方公共団体等との相互応援協定

災害時における廃棄物処理体制の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請できるよう体制整備に努める。

(第 3 部第 1 章第 2 節「応援要請計画」参照)

6 市民の役割

市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、協力できるよう努める。

第5節 緊急消防援助隊応援要請計画

大規模災害又は特殊災害等発生時において住民の生命、身体、財産の保護のため、緊急消防援助隊の災害応援要請を迅速かつ円滑に行い、災害による被害を最小限度におさえるため、その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 消防対策部
防災関係機関	国 県

1 緊急消防援助隊に対する災害応援要請

(1) 災害応援要請

市長は災害の状況並びに市及び県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援が必要であると判断した場合は、消防組織法第44条の規定に基づき県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請の連絡をする。

ただし、県知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡する。

(2) 応援要請連絡の手続き

ア 応援要請連絡の手続きは、消防対策部が行う。

イ 市長は応援要請を決定した時は、次の「応援要請時に必要な情報」を記載した緊急消防援助隊応援要請連絡票（資料編 表3-1-5-1）により県知事又は消防庁長官に連絡する。

【応援要請時に必要な情報】

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況（可能な限り集約したもの）
- (オ) 必要応援部隊

(3) 応援要請連絡窓口

ア 新潟県

応援担当窓口	所在地	
防災局消防課	住所	新潟市中央区新光町4-1
	電話	025-282-1664（昼間）
		025-282-5511（夜間）
		14-401-20-6442、6443（地域衛星）
FAX	025-282-1667	
	14-401-20-6497（地域衛星）	

イ 総務省消防庁

応援担当窓口	所在地		
広域応援室	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	
	電話	平日	03-5253-7527 (NTT) 048-500-90-49013 (地域衛星)
		夜間	03-5253-7777 (NTT) 048-500-90-49013 (地域衛星)
	FAX	平日	03-5253-7537 (NTT) 048-500-9049033 (地域衛星)
		夜間	03-5253-7553 (NTT) 048-500-90-49036 (地域衛星)

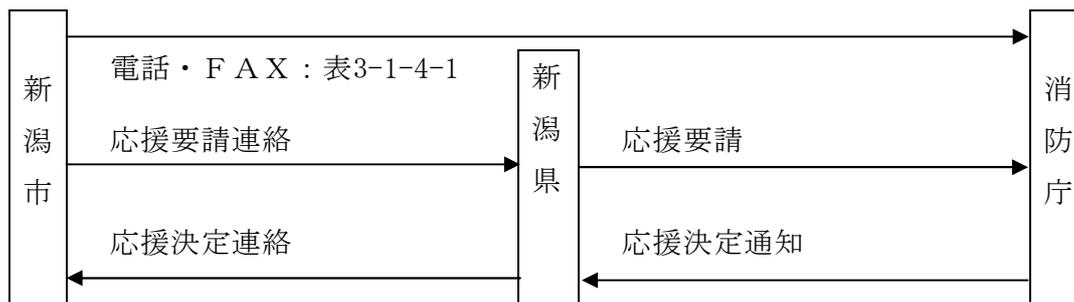
(4) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- イ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ウ 緊急消防援助隊の到達ルート
- エ その他必要な情報

(5) 応援要請時の主な連絡先

応援要請時の主な連絡先（資料編 表3-1-5-2）に原則として有線（携帯）電話、有線FAXにより連絡するが、有線途絶時等の場合は、衛星電話、衛星FAX及び無線電話で連絡する。

(6) 連絡系統



2 緊急消防援助隊の受援体制

(1) 消防応援活動調整本部への派遣

被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、新潟県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防対策部から職員を派遣する。

(2) 指揮支援本部との連携

市長は、市に新潟県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活

動調整、調整本部に対する報告等を行うための指揮支援本部が設置された場合は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、緊密に連携を図るものとする。

(3) 無線運用体制

緊急消防援助隊活動時の無線運用を円滑に行うため、無線運用体制及び無線運用系統を資料編 表3-1-5-3 に示すとおりとする。

3 応援部隊の活動等

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート

航空部隊及び地上部隊の進出ルートは資料編 表3-1-5-4 に示すとおりとする。

(2) 進出拠点への連絡体制

各進出拠点担当署（資料編 表3-1-5-5）の署長は、進出拠点へ職員を配置し、調整本部と進出拠点との連絡体制を確保する。

担当署長は、調整本部からの指示により、配置した職員を通じ都道府県隊に対し、応援を必要とする被災地及び被災状況を連絡する。この場合、道路の被災状況等に応じ、調整本部を通じ県警察本部に部隊の誘導を依頼する。

(3) ヘリコプター離着陸可能場所

ヘリコプター離着陸可能場所は資料編 表3-1-5-6 に示す。

(4) 燃料補給体制

航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所は資料編 表3-1-5-7に示す。

(5) 水利状況

消火栓スピンドルドライバーの形状は四角、口径は32mm、33mm、35mm及び38mmとし、その他の水利等については資料編 表3-1-5-8 に示す。

(6) 補給体制

緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給は資料編表3-1-5-9に示すとおりとする。

(7) 野営可能場所

地上部隊の野営可能場所は資料編 表3-1-5-10に示す。

(8) 資機材の提供

応援部隊の活動に必要な消火栓スピンドルドライバー及びホース媒介金具等の資機材を提供する。

(9) 救急告示病院

市内の救急告示病院は資料編 表3-1-5-11 に示す。

4 緊急消防援助隊の活動終了

市長は、指揮支援本部からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、県知事へ直ちに電話に

よりその旨を報告する。

5 緊急消防援助隊活動経費の負担

(1) 消防庁長官の指示による出動

消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動経費は、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱による。

(2) 消防庁長官の求めによる出動

消防庁長官の求めにより出動した緊急消防援助隊の活動経費は、市が負担する。

第18節 物 資 供 給 計 画

被災者及び災害応急対策活動従事者に対して、物資を迅速かつ的確に供給するため、食料・生活必需品等の物資供給体制について定める。

実 施 担 当	市民生活対策部 福祉対策部 経済対策部 総務対策部 財務対策部 教育対策部 各区本部
防災関係機関	県 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部

1 物資供給の対象者

(1) 食糧供給の対象者

- ア 避難所等に避難した者
- イ 災害により、自宅で炊事ができない者
- ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食糧の確保ができない者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者
- オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- カ 災害応急対策活動従事者

(2) 生活必需品の供給対象者

- ア 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 物資の種類

(1) 食料の種類

- ア 主食は、ご飯、パン、インスタント食品等のほか、乳幼児には粉ミルク、高齢者にはおかゆ等を用意する。また、食物アレルギーにも配慮する。
- イ 副食は、缶詰等の食器・調理を要しないものとする。

(2) 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとする。

- ア 寝具 : タオルケット・毛布・布団等
- イ 被服 : 肌着（下着類）・普通着・子供服等
- ウ 身の廻り品 : タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
- エ 炊事道具 : 鍋・釜・包丁・茶碗・皿・箸等
- オ 日用品 : 石けん・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等

- カ 光熱材料 : マッチ・ローソク・プロパンガス・灯油等
キ その他 : 携帯トイレ・紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー等

3 物資の調達

市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、財務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する物資の調達を行う。調達の際は、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等へ配慮するとともに、食事に特別な配慮が必要な人や、男女のニーズの違い等の多様なニーズについても配慮する。

(1) 備蓄物資

各区本部区民生活班は、物資の供給が必要な場合に備蓄から供給を行う。(第2部第1章第13節「災害備蓄計画」参照)

備蓄拠点からの輸送については、各区本部事務局又は総務対策部総務班の準備する車両等で行う。(第3部第1章第17節「輸送計画」参照)

(2) 流通業者等からの調達

ア 手配

市民生活対策部市民生活班は、災害の規模や流通状況に応じ、協定締結団体に物資手配の要請をする。協定締結団体からの物資だけでは不足する場合には、経済対策部を通じ、卸売業者や小売販売業者等に物資手配を要請する。

なお、初動対応期において、各区本部が迅速に物資を供給する必要がある場合は、各区本部が独自に協定締結団体及び卸売業者や小売販売業者等に要請する。その後、市民生活対策部市民生活班に報告する。

イ 輸送

流通業者等に手配した物資の輸送は、原則として、要請された協定締結団体、関係機関及び流通業者が、指定された物資集積拠点や避難所等に輸送を行う。

(3) 県又は他市町村への応援要請による調達

ア 手配

(1)(2)を通じての物資調達では物資が不足する、または調達が困難な場合、市民生活対策部市民生活班は、災害対策本部事務局を通じ、県又は応援協定締結市町村等に手配・供給を要請する。(第3部第1章第3節「応援要請計画」参照)

イ 輸送

市民生活対策部市民生活班は、集積所等を指定し、災害対策本部事務局を通じて輸送の応援を要請する。(第3部第1章第3節「応援要請計画」参照) なお、集積所の管理は市民生活対策部市民生活班が行い、避難所等への物資の輸送は各区本部区民生活班が行う。

4 物資の提供（配布・炊き出し）

(1) 物資の配布

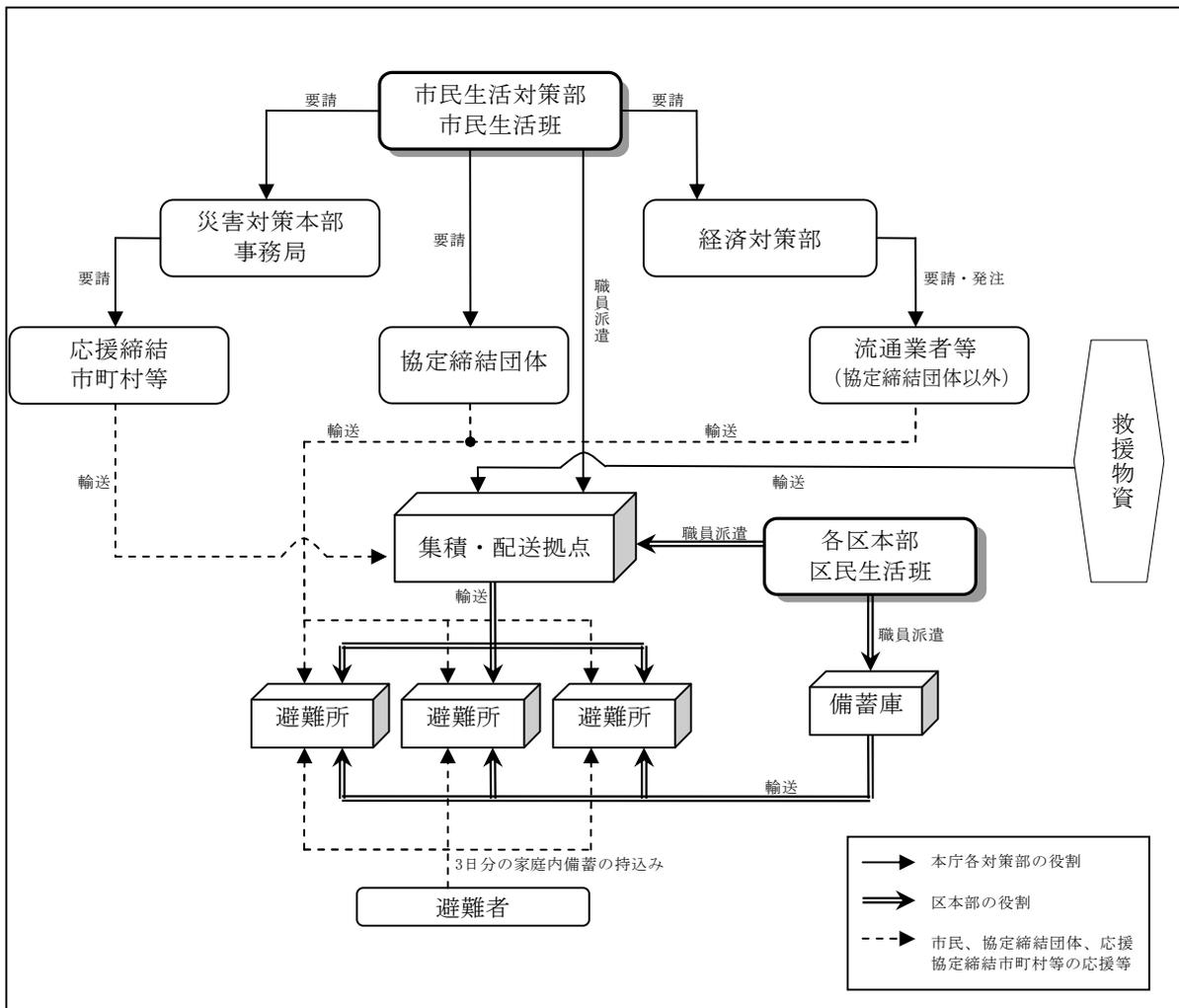
ア 各区本部区民生活班は、避難所管理責任者である各区本部健康福祉班職員又は避難所担当職員の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、配布計画を作成する。

イ 物資は、各区本部区民生活班が自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等と協力して、避難者に配布する。配布場所は原則として、避難所とする。

ウ 各区本部区民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等へ優先的に配布する。また、女性用品は女性が配布するなど、被災者が受け取りやすいよう努める。

エ 避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

【物資供給概要フロー図】



(2) 炊き出し

各区本部区民生活班は教育対策部保健給食班等と調整のうえ、自主防災組織、自治会・町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。なお、学校及び給食センターにおいては、学校給食再開までは調理員も炊き出しに協力する。

ア 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の派遣要請をするとともに、日本赤十字社新潟県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

ウ 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。（資料編 表3-1-18-2参照）

エ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部事務局を通じて、次の事項を明示したうえ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体等に応援を要請するものとする。

(ア) 必要な人員及び器具の数量

(イ) 炊き出しを行う期間・場所

(ウ) その他必要な事項

5 物資供給期間、費用等

物資の給与または貸与対象者、基準額、期間等は、災害救助法および新潟県災害救助法施行細則に定める基準等を適用する。災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

6 関係帳簿等の整備

市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、物資を購入・受け入れした日、品名、数量等を適正に管理するとともに、請求書・納品書についても時系列で保管する。

第2節 情報収集・伝達計画

地震や風水害等の災害について事前対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に気象情報等の伝達を行うための体制について定める。

また、災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。なお、津波災害における情報収集・伝達計画については第3部第4章第1節津波災害における情報収集・伝達計画による。

実施担当	災害対策本部事務局 各対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

特別警報・警報・注意報の発表区域は新潟市とする。ただし必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。

気象業務法に基づき新潟地方気象台が発表する防災気象情報および発表基準は資料編 表3-3-1-1 に示す。

また、信濃川下流・中ノ口川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟県新潟地域振興局地域整備部と新潟地方気象台が共同で発表する。阿賀野川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表する。

イ 気象情報等

(ア) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、大雨、その他の災害が予想される気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかける事を目的としたものと、特別警報・警報・注意報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高める事を目的としたものがある。新潟地方気象台はこれらの情報を発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）

したときに、気象情報の一種として発表する。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報

地方海上予報及び警報は、新潟地方気象台が担当海域（日本海中部）の海上を対象として発表する。

エ 航空機の利用に適合する警報

航空機の利用に適合する警報は、東京航空地方気象台が発表する。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、鉄道気象通報及び電力気象通報を行う。

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

(ア) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機及び船舶の利用に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、資料編 表3-3-1-2 に示した伝達系統図により、関係機関は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

通知を受けた関係機関は、さらに傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。市町村は気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに各種情報手段を用い、住民に周知する。

(イ) 東日本電信電話(株)

東日本電信電話(株)（障害時には西日本電信電話(株)）は、新潟地方気象台から警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線（FAX）により新潟市及び他の市町村へ伝達する。

(ウ) 放送機関

放送機関は、配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

なお、災害対策基本法第57条に基づいて、本部長（市長）から災害による避難の勧告・指示等の放送の要請があったときは、放送の形式、内容、時刻等をそのつど決定し、速やかに実施する。

イ 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達

水防計画による。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知する他、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

エ 航空機の利用に適合する警報の伝達

東京航空地方気象台は、飛行場警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関に伝達するものとする。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を行う。

2 火災警報

(1) 発令機関

消防局長

(2) 火災警報発令の基準

ア 新潟県から新潟地方気象台の火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めるとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

イ 火災警報発令の具体的基準は、次のとおりとする。

(ア) 風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

(イ) 出火危険度が5以上になる見込みのとき

(ウ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき

(3) 火災警報伝達系統

火災警報伝達系統図を資料編 表3-3-1-3 に示す。

3 災害情報収集・伝達体制

(1) 災害発生直後における情報の収集

新潟県上中下越に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、市域で震度5弱以上の地震が発生した場合及び市域で風水害等の災害が発生した場合は、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速性を最優先として関連情報を収集する。

災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であり、正確性、迅速性、総合性、同報性などを期するため、国、県及び関係機関等と連携の上、災害時情報システムを活用する。尚、平常時からGISデータの整備、人材の育成に努める。

ア 収集する情報の内容

災害発生直後には、以下の情報を中心に収集する。

区 分	主 な 内 容
気 象 ・ 洪 水 情 報	○ 気象及び洪水の情報 ○ 市域及び河川上流域の降雨量 ○ 市域の風向風速の情報
地 震 ・ 津 波 情 報	○ 地震情報・津波警報等の発表状況
人 的 被 害 情 報	○ 死者及び負傷者の発生情報 ○ 生き埋め等要救助者情報
危 険 発 生 情 報	○ 火災の発生情報 ○ 越水、浸水情報 ○ 土砂災害情報 ○ 河川の被災情報 ○ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ○ 樹木、建築物等の倒壊情報
応急対策活動支障情報	○ 公共施設などの被害情報 ○ ライフライン情報 ○ 道路などの活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、災害発生直後における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

区 分	情報収集の方法等
災害対策本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関からの防災行政無線・衛星 F A X ・ 電話 ・ メール等による通報 ・ 防災気象情報システムによる状況確認 ・ テレビ・ラジオ等のモニタリング ・ 各対策部、各区本部からの報告 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報（消防対策部） ・ 高所カメラからの情報（消防対策部） ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中の職員からの情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）
各区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関からの防災行政無線・FAX・電話・メール等による通報 ・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民からの通報 ・業務出向中の職員からの情報 ・避難所からの情報 ・職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局、各対策部、各区本部及び各防災関係機関は担当する情報の収集にあたる。

ア 災害対策本部が行う情報収集

(ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、それぞれの担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

情報区分	収集する情報内容		担 当	
気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報・警報・注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況 ・市内の降雨量及び風向風速の情報 		災害対策本部事務局	
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先 	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防対策部
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数 	住家・非住家	区本部 総務対策部 建築対策部
			事業所	区本部 経済対策部 建築対策部
	市管理施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・利用者の被災状況及び避難状況 	福祉施設	区本部 福祉対策部
			清掃施設	環境対策部
			教育施設	教育対策部
市管理土木施設被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所 	道路・橋梁・ トンネル・公園	区本部 土木対策部	

	農林水産関係被害	・被害箇所と被害程度	農林水産関係	区本部 農林水産対策部
ライフライン情報		・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	下水道関係	下水道対策部
			上水道関係	水道対策部
消防情報		・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況 ・その他の被害発生状況		消防対策部
避難情報		・自主避難の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況		区本部 福祉対策部
医療救護情報		・医療機関の被害状況 ・医薬品及び医療資器材の需給状況 ・救護所の設置状況		保健衛生対策部
市職員被災情報		・本人、家族及び家屋等の被災状況		各対策部 区本部
その他の情報		・被害箇所と被害の程度	土砂災害	区本部 土木対策部 建築対策部
			その他	所管対策部

(イ) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、必要に応じて防災関係機関から情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災害対策本部 事務局	地震、津波等の情報 気象等に係る特別警報・警報・注意報及び 気象情報	新潟地方气象台
	災害情報	北陸地方整備局企画部防災課
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通 回線数、ガス供給停止状況）と復旧状況	東北電力(株) N T T 東日本(株)新潟支店 北陸ガス(株)新潟支社 白根ガス(株) 蒲原ガス(株) 越後天然ガス(株)
	県内の被害情報	新潟県防災局危機対策課
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状 況等	県警察本部
	テレビ・ラジオ等のモニタリング	

保健衛生対策部	医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況 DMA T等医療チームの活動状況	新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会
福祉対策部	ボランティアの受け入れ状況	市社会福祉協議会
経済対策部	物流機能の被害と復旧状況	新潟県トラック協会
農林水産対策部	農作物及び農業用施設の被害と復旧状況	土地改良区 農業協同組合 農業共済組合
	県管理農業用施設の被害と復旧状況等	新潟地域振興局 新発田地域振興局
	家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況	農業協同組合 農業共済組合
	水産物及び水産関係施設の被害と復旧状況	漁業協同組合
	林産物及び林業関係施設の被害と復旧状況	森林組合
土木対策部 都市政策対策部 建築対策部	国管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	新潟国道事務所
	県管理公園の被害と復旧状況等	新潟地域振興局
	高速道路の被害と復旧状況	東日本高速道路(株)新潟支社 新潟管理事務所
	国管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	信濃川下流河川事務所 阿賀野川河川事務所
	県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等	新潟地域振興局 新発田地域振興局
	土砂災害の被害と復旧状況	新潟地域振興局
	鉄道施設の被害と復旧状況	J R東日本(株)新潟支社
	バス交通の被害と復旧状況	新潟交通(株)
	空港施設の被害と復旧状況	東京航空局新潟空港事務所
	港湾施設の被害と復旧状況	新潟港湾・空港整備事務所 新潟港湾事務所
	(市域と隣接する) 県管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	新潟地域振興局 新発田地域振興局 三条地域振興局 長岡地域振興局
区本部事務局	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	県警察本部 各警察署

イ 防災関係機関が行う情報収集

各防災関係機関は、防災業務計画に基づきそれぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行う。

ウ 県への応援要請

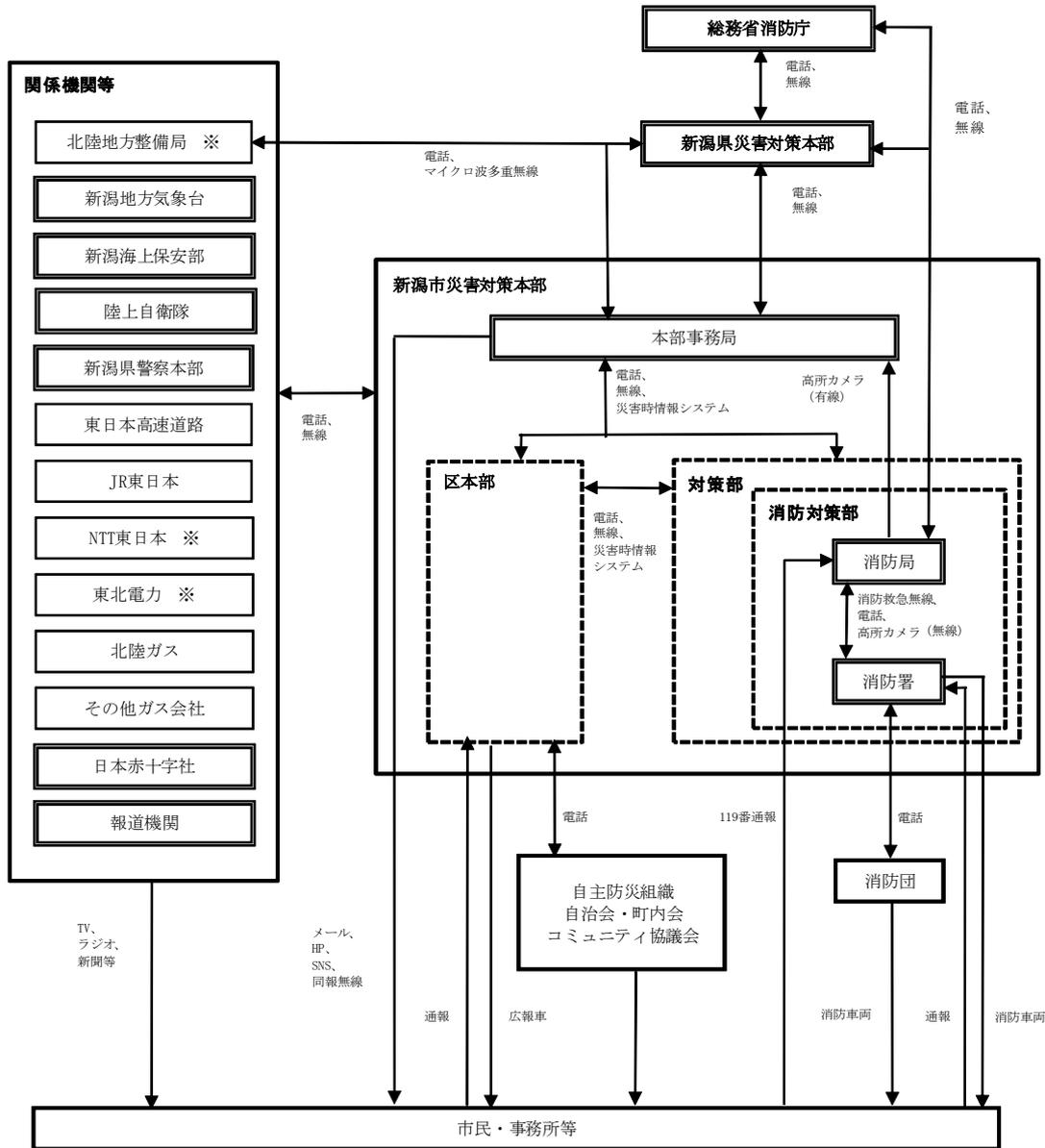
被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査が極めて困難なときは、災

害対策本部事務局は県に連絡し、関係機関等の応援を求めて情報を収集する。

(3) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。(連絡先等の詳細は、資料編 表3-1-2-4 に示す。)

(伝達系統図)



注釈

- (1) ※は新潟市災害対策本部に連絡員が参集予定の機関を示す。
- (2) 無線とは、特別な記載がない限り新潟市の防災行政無線を示す。
- (3) は、新潟市の防災行政無線の他、新潟県防災行政無線及び地域衛星ネットワークでの通信手段も確保されているもの。

(4) 防災関係機関との情報連絡体制

ア 連絡責任者の指定

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、防災関係機関との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請

災害対策本部事務局は、情報収集及び応急対策の実施等において緊密な連絡体制を確保するため、必要に応じ、県、県警察本部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。

(5) 非常通信の利用

災害対策本部事務局は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

4 被害状況等の報告

(1) 監視体制時の報告

災害警戒本部を設置した場合、各区災害警戒本部及び警戒本部を構成する課・機関は、配備体制及び監視状況を危機管理防災局へ報告する。

(2) 災害速報

災害が発生し被害を覚知した場合は、区本部事務局及び各対策部は被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を災害対策本部事務局へ速報する。

(3) 初動対応期^{*1}の被害状況及び活動状況の報告

ア 区本部各班及び「勤務時間外の職員初動体制」における各地区の総括担当は、被害状況及び活動状況（以下この節において「被害状況等」という。）を区本部事務局へ報告する。

区本部事務局は、区域を管轄する消防班へ連絡要員を派遣するなど、連携して区域の被害状況等の収集を行う。

区本部事務局は、区域の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

イ 各対策部は、それぞれ上記3(2)に定めた被害情報等及び活動状況を収集し、災害対策本部事務局へ報告する。

(4) 応急復旧期^{*2}の被害状況等の報告

ア 各対策部は、それぞれの所管に係る被害状況等を区本部担当班及び防災関係機関との連携により収集する。

イ 各対策部の総務担当班は、対策部の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

ウ 各区本部事務局は、各区単位の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

※1「初動対応期」

大地震、突発的な土砂災害及び水害の発生直後など、全域の被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（概ね発災から2～3日間）

※2「応急復旧期」

市長の指示に基づく全市的な対策が可能となった期間（概ね発災3～4日目以降）

(5) 報告の手段

被害状況等を報告する際は、防災行政無線、電話、FAX、電子メール、災害時情報システム及びウェブ会議システム等を利用して報告する。

(6) 国及び県に対する報告

ア 災害発生直後の第一次情報

(ア) 消防対策部は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を資料編 表3-1-2-5 「消防庁への火災・災害即報基準」に準じ、県へ報告する。

なお、資料編 表3-1-2-6 「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防対策部は、消防機関へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県へ報告する。

(ウ) 災害対策本部事務局は、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(注) 県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

イ 一般被害情報及び応急活動情報

災害対策本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を県へ逐次報告する。

(注) 県の災害報告取扱要領（昭和53年10月9日付消第784号）

第6節 消防活動計画

災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減を図るため、消火、救急、救助等の消防活動計画を定める。なお、地震における細部の取り決めについては、「新潟市消防局震災対策規程」及び「消防局震災対策等活動マニュアル」により、風水害等における細部の取り決めについては「増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱」、「強風時の消防対策規程」及び「都市たん水活動マニュアル」による。

実施担当	消防対策部
防災関係機関	消防団

1 消防体制

災害に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。

(1) 消防対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。

(2) 消防職員の招集及び参集

職員の招集は、消防対策本部長の事前命令とし、参集場所は、原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの消防局、消防署又は、出張所に参集する。

(3) 消防活動部隊の編成

災害に対応するため必要があるときは、参集職員で非常用車両等により部隊編成を行う。

2 初動時の措置

- (1) 庁舎及び施設の被害状況を確認する。
- (2) 有線（指令）電話の試験及び通信可否を確認する。
- (3) 無線局の開局、試験及び機器異常の有無を確認する。
- (4) 非常電源を確保し、庁舎照明、各種通信機器等を維持する。
- (5) 市災害対策本部に職員を派遣し、情報連絡に当たる。
- (6) 災害状況の把握及び情報の収集を行う。
- (7) 大隊本部との連絡調整を行い、消防部隊の活動状況を把握する。
- (8) 災害発生直後から高所カメラによる遠方監視を行う。
- (9) その他必要な事項

3 消防活動方針

災害時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時においては、全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。

4 部隊運用

災害発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊や災害の多発等で消防指令管制センターの管制が不能な場合の災害対応は、消防対策本部長の命を受け、指令課の宣言に基づき、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。

5 火災防ぎょ活動

火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。

(1) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。

(2) 重点地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。

(3) 消火可能地域防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。

(4) 市街地火災防ぎょの優先

ア 高層建築物、地下街及びその他多数の消防隊を必要とする場合で、他への延焼危険の少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。

イ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。

ウ 重要施設防ぎょの優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、避難場所・避難施設、医療救護施設等の重要施設の優先度を考慮し防ぎょを行う。

6 消防活動

風水害等の災害時における消防活動については、避難のための情報伝達、広報及び避難誘導等の活動（以下「避難活動」という。）は原則として、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 避難活動は、市災害対策本部の指示により実施する。
- (2) 消防隊の出動は、消防対策本部長の特命出動とする。
- (3) 避難勧告や避難指示等の発表があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難活動を実施する。

7 消防団活動計画

消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎよ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。

(1) 消防団員の招集及び参集

消防団員の招集は、消防団長の事前命令とし、参集場所は原則として所属分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は各消防署所に参集する。

(2) 消防団の活動

ア 分団長は、分団区域内の被害の概要及び活動状況を方面隊本部に速報する。

イ 災害現場活動は、大隊長の指揮下に入り、消防署隊と連携して効果的な活動を行い、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、災害現場活動を引き継ぐものとする。

ウ 火災発生時には、原則として防火水槽、防火井戸等の消火栓以外の水利を活用し、消火活動を行う。

エ 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに、避難路及び避難住民の安全確保を重点に消火活動を行う。

オ 家屋倒壊等による救助事象に出動した場合は、保有資機材等を有効に活用し、救出活動を実施する。

また、必要に応じ、傷病者等を付近住民と協力し、最寄りの医療機関又は応急救護所へ搬送する。

カ 消防団長の命令を受けたときは、管轄区域外に出動し、災害防ぎよ活動に当たる。

キ 避難勧告や避難指示（緊急）等の発令があった場合は、自らの安全を確保したうえで、避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導に当たる。

ク その他、消防団長の指示、命令により活動する。

なお、風水害等の災害における消防団の活動について避難勧告や避難指示（緊急）等の発表があった場合は、速やかに避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに安全な避難誘導に当たる。

8 区本部及び他の防災機関との連携

区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。

9 消防隊等の応援要請

消防対策本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、新潟県広域消防相互応援及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。

第9節 災害広報・広聴計画

災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定める。

また、被災者に対して生活上の不安や悩みなどの相談に応じ、少しでも不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定める。

実施担当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	県 にいがた女性会議 新潟市連合婦人会

1 広報活動

災害発生時における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況、災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報を行う。

(1) 広報のポイント

広報は以下の点について留意しながら行う。

広報の過程	広報のポイント
情報の収集	(ア) 情報ルートの多重化を図る。 (イ) 6W3Hの原則を遵守する。 (ウ) 発信者を確認する。
情報の分類	(ア) 緊急性で分類する。 (イ) 地域、世代で分類する。 (ウ) 避難生活者、在宅生活者で分類する。
情報の周知	(ア) 対象（誰に・どこに）を明確にする。 (イ) 的確かつ簡潔な内容とする。 (ウ) 手段（どう届けるか）を明確にする。
反応の確認	(ア) 情報の到達を確認する。 (イ) 次の情報ニーズを収集する。
情報の蓄積	(ア) 資料を保存する。 (イ) 写真・映像を保存する。 (ウ) 蓄積情報を探しやすくする。

(2) 広報の内容

災害時に市民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行う。

	地震	風水害等
災害 発生前		(ア) 気象情報等の警戒情報 (イ) 避難情報
災害 発生直後	(ア) 災害の発生状況及び余震・津波等に関する情報 (イ) 避難情報	
初動対応 期	(ア) 災害対策本部の設置状況 (イ) 被害状況の概要（人的被害、家屋・建物被害等、公共施設被害、その他） (ウ) 避難所・救護所の状況（設置箇所、収容状況、今後の見通し） (エ) 二次災害防止に関する情報 (オ) 救援活動の状況 (カ) 安否情報 (キ) 災害応急対策の実施状況 (ク) 医療機関の活動状況 (ケ) 水・食料等の物資の供給状況 (コ) その他必要事項	
応急復旧 期	(ア) 避難状況 (イ) ライフラインの被害状況と復旧見込み (ウ) 道路・交通情報 (エ) 衛生・医療情報 (オ) 教育関連情報 (カ) 被災者相談窓口の開設状況 (キ) ボランティア受け入れ情報 (ク) 罹災証明、見舞金・義援金関連情報 (ケ) 入浴に関する情報 (コ) 住宅関連情報 (サ) 各種貸付・融資制度等に関する情報 (シ) その他必要な生活関連情報及び生活再建関連情報	

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

災害発生後は、報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。

(ア) テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は迅速かつ広範に情報を伝えることができる放送局と連携し、市民への広報に努める。（放送機関の連絡先について資料編 表3-1-9-1 に示す。）

(イ) 中長期化した場合の広報

災害が中長期化した場合には、地域に密着した生活関連情報等の広報について報道機関と連携し、市民へ広報する。

(ウ) 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見・発表、資料提供等により報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災害対策本部事務局は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

なお、プレスルームには、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、記者会見・発表、資料提供等は、原則として災害対策本部事務局及び各区本部広報班が対応する。

イ 同報無線による広報

同報無線のサイレン及び音声を使用して防災情報を一斉に広報する。

ウ 広報車による広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じて広報車による巡回広報を実施する。

エ 広報紙による広報

情報を的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布する。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うものとする。

(イ) 配布場所

通常の新聞折り込みによる配布が困難である場合は、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行う。

(ウ) 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファックス等の伝達手段も可能な限り活用する。

オ ホームページによる広報

ホームページによる広報を実施し、国内外への情報発信を行う。

カ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り行う。

キ メールなどによる広報

にいがた防災メールや緊急速報メール、ツイッターなど携帯電話やパソコンメールを活用した広報を実施する。

ク 緊急告知FMラジオによる広報

F M放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。

(4) 区本部の役割

大規模災害の場合、各区での被災状況が異なるため、できる限り早期に区ごとに広報紙を発行するなど、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部及び各区本部と連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 総合相談窓口及び市民相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者からの相談・要望等を受け付けるため、市役所内に総合相談窓口を、また、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置する。総合相談窓口及び市民相談窓口では、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めたときは、避難所等で巡回相談を実施する。

(3) 専門家による相談

区本部広報班は、災害対策本部事務局と連携し、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続き、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な知識を要する問題解決のため、必要に応じ専門家による相談窓口を設置する。

(4) 女性のための相談の実施

市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。

(5) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、上記 1 (3) に示す広報の方法に準じて開設の周知を積極的に行う。

第10節 避難及び避難所計画

災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 観光・国際交流対策部 各区本部
防災関係機関	県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会 にいがた女性会議

1 避難情報の発表並びに警戒区域の設定

(1) 避難情報

ア 実施者

避難情報の発表は、原則として市長が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。

ただし、市長が発表するいとまがないときは、市長に代わって区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発表後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

避難情報発表の実施者、根拠法令等は下表のとおりである。

区分	実施者	根拠法令等
避難準備・高齢者等避難開始	市長	避難勧告等に関するガイドライン (平成29年1月改定)
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項
	知事	災害対策基本法第60条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)
避難指示(緊急)	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条 (市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき) 警察官職務執行法第4条

	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条

イ 避難情報の発表基準

避難情報は、次の状況が認められるときを主な基準として発表する。なお、浸水等、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。また、避難情報の発表及び待避・垂直移動の指示にあたっては、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。

区分	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<p>(1) 河川の水位が避難判断水位に達したとき</p> <p>(2) 大雨警報（土砂災害）発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越えたとき</p> <p>(3) その他災害の状況により市長（土砂災害にあつては区長）が必要と認めるとき</p>	<p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> <p>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</p>

<p>避難勧告</p>	<p>(1) 河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報が発表され、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったとき</p> <p>(3) 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</p> <p>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。</p>
<p>避難指示（緊急）</p>	<p>(1) 河川の水位が堤防天端に達するおそれのあるとき</p> <p>(2) 土砂災害にかかる避難勧告を発令した後、土壌雨量指数のデータが更新された時点で、解析雨量の実況で40mm/h以上、もしくは2時間後までの予測で25mm/h以上となったとき</p> <p>(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</p> <p>(4) 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</p> <p>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。</p>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

ウ 避難勧告等の周知

(ア) 伝達内容

避難情報を発表するときは、次の事項を明確に伝達する。

- a 避難を要する理由
- b 避難の対象地域
- c 避難先
- d その他必要に応じ、避難経路、火気の始末、ブレーカー断の注意事項等

(イ) 伝達手段

a 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得て特に要配慮者への迅速な情報伝達を行う。

b 要配慮者関連施設等への伝達

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所内並びに浸水想定区域にある要配慮者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、FAX又はメールにより災害情報（指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）及び避難情報を伝達する。

(ウ) 防災関係機関への避難広報の要請

a 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

b 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

カ 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難勧告等の伝達手段に準じた方法により行う。

キ 報告等

(ア) 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

市長は、避難勧告等を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

(ウ) 市長に対する通知

警察官等は、避難指示（緊急）を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。

ただし、市長が設定するいとまがないときは、市長に代わって区本部長（区長）又は消防対策部長（消防局長）が行うことができる。この場合、設定後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

ア 必要な措置

(ア) 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(イ) 警戒区域を設定したときは、消防対策部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。

イ 警察官等がこの職権を行う場合について

(ア) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。

(イ) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長又はその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。

(ウ) 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

2 避難の誘導

(1) 避難の方法

区本部は、消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全に避難誘導する。

避難にあたっては、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。

なお、避難をする際は原則として徒歩とする。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

避難の誘導にあたっては、事前に十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害により危険が及ばない安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示やロープの展張等をするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努める。

(3) 他の避難場所等への避難

避難場所等が危険と判断された場合は、他の安全な避難場所等へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。

(4) 車両や船艇等の利用

避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 要配慮者への配慮

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の要配慮者に配慮し、地域の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。

3 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

ア 避難は原則として徒歩による。

イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、声を掛け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとる。

ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

(2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

ア 家屋等の浸水、損壊や付近の出火状況及び土砂災害の前兆現象等から判断し、生命の危険を感じたとき

イ 避難勧告等が伝達されたとき

(3) 自主的な避難の際の市への連絡

自主的な判断により公的施設へ避難をする場合には、避難先、避難人数等を区役所総務課または出張所に連絡する。

(4) 避難の準備

ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。

イ 非常持ち出し品を携行する。

ウ 隣近所に声をかける

エ 底の厚い靴を履き、ヘルメットや帽子をかぶる。

オ 浸水している場合、足元を確認するための傘や長い棒を持つ。

カ 事業所にあつては、危険物等の安全措置を講ずる。

4 避難所の開設及び避難者の受け入れ

(1) 開設の方法

避難所指名職員及び区役所の避難所担当職員（以下、「避難所担当職員」という。）は、震度5弱以上の地震、避難情報の発表又は住民等の自主的な避難により避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定された避難所を直ちに施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。

なお、区本部健康福祉班は、避難所の開設状況を確認し、開設されていない避難所については、職員を派遣し、これを開設する。

(2) 避難者の受け入れ

各避難所において、事前に地域住民、施設管理者、市で「部屋割り図面」の検討を行い、避難者の受け入れの際に活用するものとする。

ア 受け入れスペース

避難者の受け入れは避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。

特に、学校施設については、体育館、集会室、普通教室などをあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所として使用しない。

なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供するなど、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用等により、プライバシーの確保に努める。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

イ 水害時の対応

水害時には浸水深等を考慮した上、施設の上層階を使用する。

(3) 職員の派遣

区本部健康福祉班は、避難者の状況に応じ、避難所に職員を派遣する。

派遣された職員は、避難所担当職員から避難所の管理運営の業務を引き継ぐ。

(4) 避難所管理責任者の設置

避難所を開設したときは、避難所担当職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(5) 大量避難者への対応

ア 区本部は、避難者数が避難所の受入可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な

場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

イ 避難所管理責任者は、避難所の管理運営のため、必要な担当職員の増員を区本部健康福祉班へ要請する。

(6) 避難状況等の報告

避難所担当職員又は避難所管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数（外国人数及びその国籍を含む）

キ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項

(7) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

5 避難所の運営

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

区本部は、防災関係機関、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 避難所運営委員会の設置

区本部は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。

ウ 班を編成した運営

避難所運営委員会を設置する際は、以下を参考に班を編成し、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応する。

班	主な役割
総務班	避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・

	管理、入・退所者の管理、生活ルールの作成、安否問合わせや取材への対応等
情報班	避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供
救護班	医療介護にかかる相談・対応、医務室の設置、避難者の健康状態の把握、健康相談窓口の設置等
環境班	避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等
食料物資班	給食給水、救援物資の要請・収受・保管・配布、炊き出し等
ボランティア班	ボランティアの派遣依頼、受け入れ、配置等

エ 地域住民による避難所運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、関係者相互の協力により、地域住民が主体となって行うよう努めるとともに、班の編成及び実際に活動する際は、性別や年齢等で役割が固定化することがないように配慮する。

(2) 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

(3) 情報の提供

ア 区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

イ 区本部健康福祉班は、避難者の情報の受発信に配慮し、テレビ・ラジオ、臨時公衆電話等の設置に努める。

(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営

避難所の運営にあたっては、男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

特に、女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い等に配慮する。

(5) 避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(6) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

6 福祉避難所の開設及び運営

(1) 開設の方法

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、避難者の中に避難所で共同生活を続けることが難しいと判断された要配慮者がいる場合、あらかじめ指定した施設へ担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 避難所管理責任者の設置

福祉避難所を開設したときは、派遣された職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(3) 避難者家族への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、避難者の家族や介護者の受け入れを実施し、要配慮者等の生活環境の整備に努める。

(4) 大量避難者への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、避難者数が福祉避難所の収容人員を超えていると判断した場合は、他の福祉避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項

(6) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、福祉避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

(7) 福祉避難所の運営

ア 運営体制の整備

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、防災関係機関、避難者の家族、介護者、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ

協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。
運営にあたっては、多様なニーズに配慮する。

イ 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

ウ 情報の提供

区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

エ 福祉避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

7 避難所外避難者の支援

市は地域の公共的空き地や自治会館、車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民へ、情報の伝達、物資の供給及び指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 避難所外避難者の把握

区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。

(2) 避難所外避難者への支援

上記(1)に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等、必要な支援を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 車中避難者等への配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報を行う。

(5) 避難所外避難者の役割

避難所外避難者は、最寄りの区役所・出張所・連絡所、消防署所、警察署又は避難所等に避難状況を連絡する。

8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空き住戸の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

9 帰宅困難者の支援

災害時は、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予想されるため、公共交通機関の運行状況を広報するとともに、トイレ、休息場所及び支援情報の提供などが必要となる。市は(社)全日本冠婚葬祭互助協会等の協定締結事業者等と連携して帰宅困難者を支援する。

帰宅困難者に対する支援対策は、情報提供・支援設備・支援物資・支援体制などの準備を中心に、地域・施設・団体・法人ごとに検討し、実施するように努める。

第15節 交通規制計画

災害発生時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

実施担当	土木対策部 各区本部 災害対策本部事務局
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察 各警察署 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

交通規制等の実施者、根拠法令等は次のとおりである

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法 (46条)
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条)

1 計画の基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停止させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

2 交通規制の実施

警察及び各道路管理者は、大規模な災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するなど、円滑な防災活動を実施するため、次の交通規制を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制する。

(2) 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあつては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を制限する。

(3) 緊急交通路の指定

ア 公安委員会（県警察本部交通規制課）は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。

また交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両等以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(4) 緊急交通路における車両等の措置

ア 緊急交通路を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行う。

著しく妨害となる物件については、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）・各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切な回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

3 緊急通行車両等の確認等

緊急通行車両等の確認等の手続きは、次により行うものとする。

(1) 緊急通行車両等の確認者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課・高速隊・各警察署）が行う。

(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他応急処置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

(3) 規制除外車両の範囲

規制除外車両の範囲は、緊急通行車両に該当せず、次のいずれかに該当する車両とする。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

オ 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

カ 路線バス・高速バス

キ 霊柩車

ク 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

※オ～クの事前届出はない。

(4) 緊急通行車両等の確認申出

緊急通行車両等の確認申出は確認申出書により確認を受けるものとする。

受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車

両にあっては県警察本部交通規制課、高速隊、各警察署及び交通検問所において行う。

ただし、交通検問所の確認にあっては、事前届出済証交付車両に限る。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

公安委員会（署経由）は、(2)(3)で掲げる緊急通行車両等のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、審査し、届出済証を交付するものとする。

(6) 標章及び確認証明書の交付

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の確認後、速やかに所定の標章及び証明書（資料編 図3-1-15-1）を交付する。

イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用する期間（発行日の翌日から1ヵ月以内）とする。

ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両等の使用者は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、高速隊・各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

5 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとする。

6 自動車運転者への周知

自動車運転者に対し、大地震など災害発生時の措置等について、以下の事項を徹底するよう周知を図る。

(1) 走行中のとき

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に移動させる。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて駐車させ、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第14節 警備・保安計画

災害発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、県警察、新潟海上保安部等の関係機関との緊密な連携の下に、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

防災関係機関	県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 日本赤十字社新潟県支部
--------	---

1 県警本部、各警察署

災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行うものとする。

(1) 県警察における警備活動

ア 災害発生予測時の対策

(ア) 市等の関係機関に対する通報

各警察署は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、又は予想した場合は、県警察本部に速報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

(イ) 要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、各警察署はこれに応じる。

(ウ) 住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、各警察署は必要と認める地域住民に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

(エ) 災害未然防止活動

各警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防ぎよ措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

イ 災害発生時の対策

(ア) 警備体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に警備本部、各警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

(イ) 警備要員の確保

大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(ウ) 市災害対策本部等への職員の派遣

警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(2) 警備活動の重点

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 避難の措置
- ウ 救出・救助
- エ 交通の確保
- オ 警戒区域の設定
- カ 行方不明者の捜索
- キ 死者の身元確認
- ク 犯罪の予防・取締り
- ケ 被災者等の安心感を醸成するための広報及び住民対策
- コ 警察通信の確保
- サ その他災害警備活動上必要な警察活動

(3) 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行う。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行及び被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (イ) 避難路及び緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (ウ) 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止又は制限する。
- (エ) 一般道についても、道路中央部を住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

イ 交通規制の実施

道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。また、交通規制の結果車両が停滞した場合は、適切なる迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

ウ 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

(4) 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報の交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し警備・保安活動及び災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

2 新潟海上保安部

(1) 通信の確保、情報収集及び警報等の伝達に関する措置

ア 通信の確保

(ア) 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。

(イ) 必要に応じ、市災害対策本部へ無線機を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

イ 情報の収集

災害の発生が予想される時又は発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

ウ 警報等の伝達

(ア) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。

(イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。

(ウ) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行通報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。

(エ) 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部及び関係機関へ通報する。

(2) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機等によりその捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災

の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び検視を行う。

オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を管区海上保安本部長を通じて要請する。

(3) 流出油等の防除

ア 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資器材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- ・ 防除対策推進のための組織体制の整備
- ・ オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- ・ 防除作業の実施、援助及び協力
- ・ 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(4) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(5) 危険物の保安処置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(6) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(7) 治安の維持

ア 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

(8) 関係機関等への支援活動

新潟海上保安部は次に掲げる支援活動を行う。

ア 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

イ 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

無償で貸付け又は譲与する海上災害救助物品

・ 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具又は同物品以外の海上災害救助のため特に必要な生活必需品又は機械器具

・ 譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料、その他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

ウ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、関係機関等か

らの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

(9) 関係機関との協力、連携体制

地震、津波、風水害等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、県警察、消防機関、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

ア 市災害対策本部

- (ア) 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- (イ) 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。
- (ウ) 災害応急活動が、迅速・的確に展開できるように協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは新潟海上保安部を通じて海上保安庁に対し速やかに要請する。
- (エ) 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請する。

イ 県警察

- (ア) 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (ウ) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導にあたる。

ウ 消防機関

- (ア) 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。
- (ウ) 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- (エ) 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び警戒にあたる。
- (オ) 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

エ 自衛隊

- (ア) 要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報交換をするとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

- オ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所
関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- カ 日本赤十字社新潟県支部
関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第19節 給 水 計 画

災害時において飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、要配慮者に十分配慮し、被害状況に応じた適切な給水方法による、飲料水・生活用水等の給水計画を定める。

実 施 担 当	水道対策部
---------	-------

1 目標水準

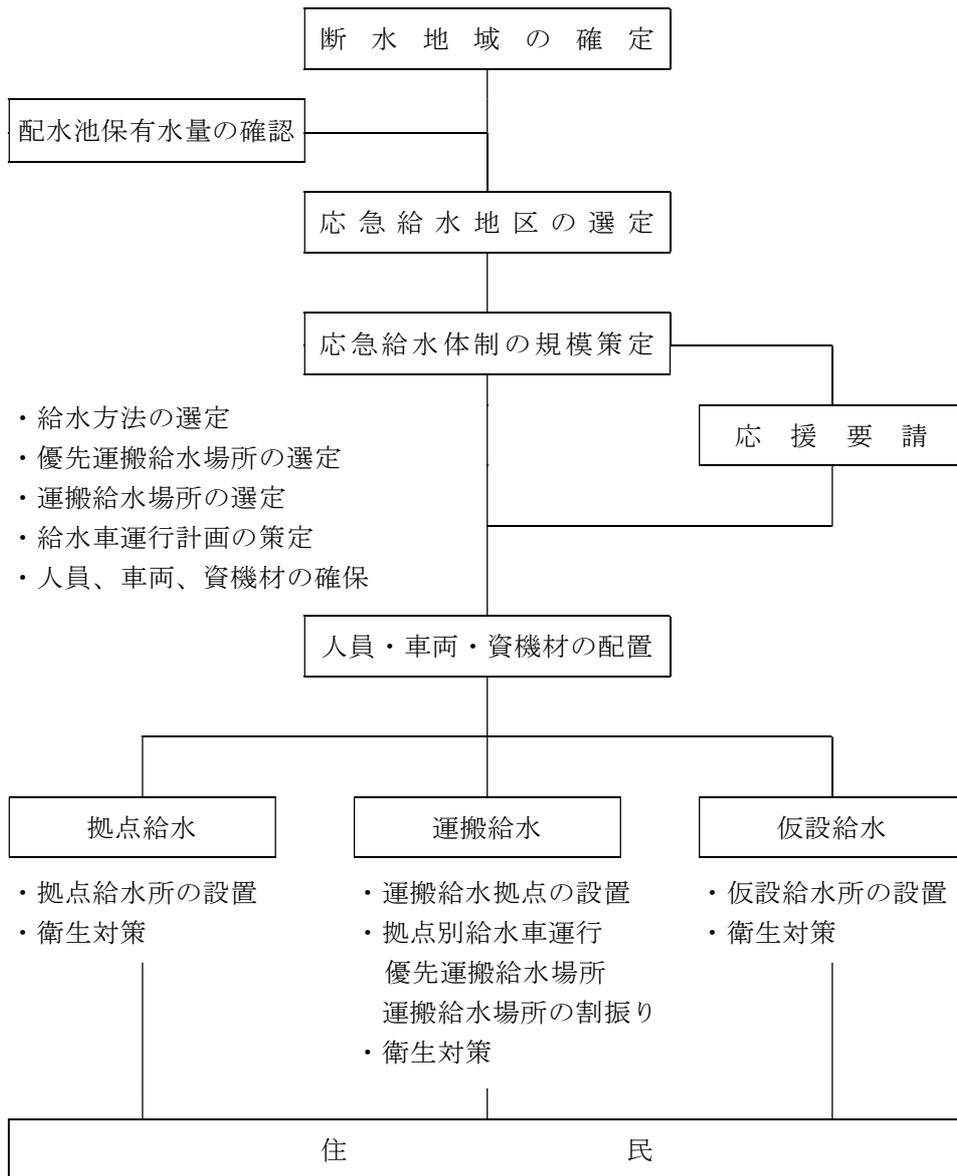
被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、災害発生後3日以内（第1段階）は1人1日3L、その後1週間以内（第2段階）は1人1日20～30L、さらに2週間以内（第3段階）は1人1日30～40Lと、段階的に目標水準を定める。給水方法としては、拠点給水、運搬給水、仮設給水により、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。

また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行う。

応急給水の目標水準

災害発生	3日	1週間	2週間
段階	第1段階	第2段階	第3段階
目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活水の確保
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内

2 応急給水のフロー



応急給水のフロー図

3 給水方法

被害状況に応じ、被災地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	浄水場、配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽に仮設給水栓を設置して給水する
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に輸送し給水する
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する キャンバス水槽に仮設給水栓を設置して給水する

(1) 拠点給水

浄水場施設 6 か所、配水場施設10か所及び飲料水兼用耐震性貯水槽（60～100m³）設置施設14か所、合計30か所に仮設給水栓を設置し拠点給水所とし、被災者に給水を行う。

（拠点給水所位置図を資料編 図3-1-19-1 に示す。）

（拠点給水所（浄・配水場）一覧を資料編 表3-1-19-1 に示す。）

（拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設）一覧を資料編 表3-1-19-2 に示す。）

(2) 運搬給水

給水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。新潟市保有の給水車で対応不可能な場合は、被害状況に応じ、速やかに必要車両、人員の応援を要請する。

運搬給水拠点ごとに人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

ア 運搬給水拠点の設置

主要な浄水場・配水場を運搬給水の拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

イ 優先運搬給水場所

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。

ウ 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を運搬給水場所として指定する。

運搬給水は、住居から500m以内の給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに狭い範囲で給水する。

(3) 仮設給水

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設けるほか、キャンバス水槽による仮設給水所を設ける。

応急復旧第1ステップでは、断水地域住民が自宅から 500m以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

応急復旧第2ステップでは、断水地域住民が自宅から 250m以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。

4 応急給水用資機材の確保

水道対策部が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急給水用資機材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 応援要請

(第3部第1章第29節「上水道施設等災害応急対策計画」参照)

第11節 要配慮者応急対策計画

風水害の災害が発生するおそれがある場合の事前周知・事前避難や、災害発生直後の避難誘導や避難所での生活環境、健康状態の把握など、要配慮者の応急対策について計画を定める。

実施担当	福祉対策部　こども未来部　観光・国際交流対策部　建築対策部 総務対策部　消防対策部　各区本部
防災関係機関	県　県警察　自衛隊　日本赤十字社新潟県支部

1 避難行動要支援者に対する対策

(1) 名簿の提供

市は、災害対策基本法に基づき、個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を平常時から避難支援等関係者へ提供し、災害発生時には、避難支援等関係者その他の者に対し必要に応じて全体名簿を提供する。

(2) 情報伝達及び安否確認

ア 各区本部健康福祉班は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、自治会・町内会、自主防災組織、消防対策部、県警察、各警察署等と連携し、速やかに避難勧告等の情報伝達や安否確認を行う。

イ 地域による情報伝達及び安否確認

自治会・町内会及び自主防災組織は、民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所担当職員に伝達する。

(3) 避難誘導

ア 防災関係機関による避難誘導

各区本部健康福祉班、消防対策部及び県警察、各警察署等は、避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者が自治会・町内会、自主防災組織及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

イ 地域による避難誘導

自治会・町内会及び自主防災組織は、民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、避難行動要支援者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて搬送用具を使用する。

2 避難所等における対策

(1) 要配慮者の実態把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、高齢者や障がい者等を対象とした実態調査を実施し、要配慮者の実態を速やかに把握するよう

努める。

(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

(3) 介護が必要な高齢者や障がい者の福祉避難所等への移送

健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者等については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院及び指定された福祉避難所等に移送する。(福祉避難所については、第2部第2章第4節「避難計画」及び第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」参照)

(4) 福祉避難室の設置

避難所内の和室等の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等に優先的に提供する。

(5) 要配慮者のための情報機器等の設置

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している避難所に、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビ、FAX、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

(6) 手話奉仕員等の派遣

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。

(7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。

(8) 要配慮者用窓口の設置

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、各避難所内に要配慮者用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と必要な支援物資の提供等を実施する。

なお、窓口の設置・運営については、自主防災組織、自治会・町内会及び福祉関係者等の協力を得る。

(9) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施

実態調査により把握した要配慮者に対しては、県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、歯科医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。

(10) 在宅援護（ケア）

在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の要配慮者に対してはホームヘルプサービ

ス・訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援をする。

3 外国人等に対する対策

観光・国際交流対策部国際班は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語による情報提供や相談活動を実施する。

(1) 外国人の被災情報の収集

(2) 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、多言語での翻訳を行う。

(3) 外国人相談者への対応

観光・国際交流対策部国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける。

(4) 通訳ボランティアの配置

観光・国際交流対策部国際班は、市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。

4 要配慮者のための応急仮設住宅の建設および提供

車椅子等の使用が可能なバリアフリー設備を備えた要配慮者向け応急仮設住宅を市街地の公共空地などに建設し、提供する。

5 要配慮者の一元的対応の整備

福祉対策部及び各区本部は、地震発生後に要配慮者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門チームを設ける。

6 社会福祉施設等における対策

(1) 事前避難

避難情報が発表された場合、施設管理者は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

(2) 施設の安全確認

地震発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止等、二次災害を最小限に止めるための措置をとる。

(3) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

地震発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき、入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認する。

なお、避難をする際は状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取る。

(4) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は施設内の入・通所者を最も適切な方法により、あらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導する。

なお、避難する際は近隣住民や自主防災組織の協力を得るよう努める。

(5) 入・通所者の安否情報や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否情報、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に各区本部健康福祉班へ報告する。被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの出張所等の地域防災無線により報告する。各区本部健康福祉班は、報告された情報を福祉対策部福祉総務班へ報告する。

福祉対策部福祉総務班は市域の状況を取りまとめ、災害対策本部事務局及び県へ報告する。

(6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

(7) 施設設備の開放

社会福祉施設管理者は、状況に応じ、災害時に浴室、食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

(8) 施設使用不能の場合の対応

地震時の被災状況から施設設備が使用不能になった場合、施設管理者は入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や保護者等の同意による自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡す。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

第7節 救急救助・医療救護応急計画

市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。

また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。

実施担当	保健衛生対策部 消防対策部 市民病院対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 市社会福祉協議会

1 被災状況の把握

災害発生時に、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、消防対策部や保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療（施設）機能の稼働状況
(人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

(1) 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

(2) 消防署所における救護活動

災害発生時において、火災をはじめ建築物の倒壊・流失等により広域的に多くの救急・救助事象の発生が予想されることから、消防署所を応急救護所として活用する。

(3) 集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

仮設テント等調達先	新潟県ディスプレイ協同組合事務局(株)シーエス新潟内 電話287-2671
-----------	---------------------------------------

3 救護所等の設置

保健衛生対策部は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに救護所を設置し、医療救護班を配置するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に救護所を設置する。

4 医療救護活動

保健衛生対策部は、震災による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

- ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施
- イ 診断
- ウ 応急処置
- エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院等への搬送手配
- オ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談
- カ 医療救護活動の記録
- キ 保健衛生対策部へ医療救護活動状況報告

(2) 後方支援病院における医療救護活動

- ア 災害拠点病院
 - (ア) 救護所及び医療機関等からの患者の受け入れ
 - (イ) 災害支援病院からの患者の受け入れ
 - (ウ) 被災状況等に応じ医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）の派遣
- イ 災害支援病院

災害支援病院は、救護所等の後方支援として、主に以下の医療救護活動を行う。

- (ア) 救護所等からの患者の受け入れ
- (イ) 災害拠点病院への患者の搬送

5 患者等の搬送

保健衛生対策部は、搬送計画に基づき、重症患者等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。

(1) 搬送道路等の把握

保健衛生対策部は、災害対策本部事務局及び各区本部事務局を通じ、道路の損壊や交通規制等、必要な搬送路の情報収集を行うとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関へ提供する。

(2) 搬送車両の確保

保健衛生対策部は、必要な搬送車両及び搬送要員を確保するとともに、緊急通行車両の確認申請及び必要な措置を講ずる。

(3) 医療機関等の確保

保健衛生対策部は、近隣を含めた後方支援医療機関等の被害状況及び空床状況等を随時把握し、重傷者の搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を救護所及び医療機関に提供する。また、被災が著しく、市内の医療機関だけでは対応が困難な場合、県に支援要請し、他地域の災害拠点病院等の搬送先医療機関を確保する。

6 医療資器材等の調達

(1) 医療品及び医療資器材等の配備

保健衛生対策部は、医薬品及び医療資器材等を、医療資器材卸団体等との協定に基づき、救護所等に速やかに供給する体制を確保する。

(2) 医薬品等の補給の確保

保健衛生対策部は、災害の発生状況により、医薬品等の補給体制を確保するため速やかに医薬品集積所及び医薬品支援センターを設置するとともに新潟市薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

7 県等に対する応援要請

保健衛生対策部は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部等に支援要請を行う。

8 医療関係ボランティアの要請

保健衛生対策部は、県、新潟県看護協会、新潟市社会福祉協議会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際しボランティアの支援を要請するとともに受け入れ窓口を設置し受け入れ先の調整を行う。

9 消防隊等の応援要請

市長は、災害の状況等を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域消防相互応援、緊急消防援助隊及び消防防災ヘリコプターの消防応援等を要請する。

10 医療機関の災害時の対応

- (1) 医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、予め策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。
- (2) 医療機関は、受け入れ可能患者数の状況を保健衛生対策部医療対策班に報告するとともに、保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第23節 防疫及び保健衛生計画

市は、健康相談などの実施体制を確保し、早期に防疫及び保健衛生対策を実施することにより、被災に伴う健康障害や感染症を予防できるよう支援する。

実施担当	市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 教育対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会

1 被害状況等の把握

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、地域保健福祉センター、健康センター、被災地内の救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び被災者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 給食施設の被害状況

2 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、市のみで対応が困難な場合、災害対策本部事務局を通じ、県、応援協定締結市町村及び応援協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

3 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

- (1) 初期保健チームによる保健活動の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

- (2) 巡回保健チーム及び巡回専門チームによる保健活動の実施

ア 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。

イ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、必要に応じて精神科医師

等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編成し、避難所、仮設住宅等の健康相談、保健指導等を実施する。

ウ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(4) 避難所等の衛生指導

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

4 防疫活動実施体制

被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防のため被災者の健康調査や健康相談を実施する。

(1) 防疫活動

保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、すみやかに動員計画を定め、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施する。

ア 消毒用薬剤等の配布

イ 情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発

ウ 感染症予防のための保健衛生指導

(2) 感染症発生予防対策

各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心にクレゾール等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。

(3) 感染症発生時の対策

ア 感染症発生時の適切な医療の確保

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症患者が発生した場合は、まん延防止のための必要な措置を講じ、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行う。収容困難の場合は、災害を逸れた協定締結市町村等各関係機関と連携をとりながら対応する。

イ 濃厚接触者の健康調査、健康診断、検便等の実施

ウ 患者の台所、便所、排水溝等の消毒

エ 防疫対策等の実施

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症のまん延防止のためすみやかに消毒が必要な地域を把握し、消毒作業等必要な防疫対策を講じる。

(4) 臨時予防接種の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

(5) 防疫資機材等の備蓄及び調達

防疫資機材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。

5 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班並びに各区本部健康福祉班は、次の活動を行う。

(1) 緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊き出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊き出し施設については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2) 営業施設及び給食施設等の指導監視

ア 食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、

被災状況を確認する。

イ 冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ 機能損失食品（冷凍、冷蔵食品の保管維持損失など）の監視指導を行い、適正に措置する。

エ 施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ 被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、すみやかに営業を再開できるよう協力する。

カ 仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3) 飲料水の衛生確保

ア 水道対策部と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ 飲料水の衛生指導

(ア) 水道水を利用できない場合は、応急給水・提供物資の飲料水を利用することとする。

(イ) 井戸水の飲用に関する相談には、井戸水の水質への影響が不明なため、飲用に使用しないよう指導する。

(ウ) 貯水槽の衛生指導を行う。

(4) 関係団体との連携

ア 新潟市食品衛生協会との連携

協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

イ 一般社団法人新潟県貯水槽管理協会新潟支部との連携

協会へ被災状況の把握を要請し、協会と連携を図り、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 広域応援の要請

被災が著しく、市単独での食品衛生の対策が確保できない場合は、国、県及び応援協定締結市町村に応援を要請する。

6 栄養指導対策

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1) 巡回栄養相談の実施

ア 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ 咀嚼・えん下困難な高齢者、離乳期の子ども、制限食を必要とする腎臓病、糖尿病等の在宅食事療法必要者に対し、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ 給食業者への食事内容の指導を実施する。

(3) 給食施設への指導

状況を調査し、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班と連携のうえ、給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように指導する。

第8節 こころのケア対策計画

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災者のこころの健康の保持・増進を図るために必要な措置等について定める。

実施担当	福祉対策部 保健衛生対策部 教育対策部 総務対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟市医師会 新潟市社会福祉協議会

1 状況等の把握

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災者の精神的健康状況
- (2) 要配慮者等のダメージを受けやすい被災者の状況

2 こころのケア体制の推進と支援要請

こころのケア対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合、県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

3 こころのケア活動の実施

- (1) 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を、迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災者のこころの健康の保持・増進に努める。
- (2) 保健衛生対策部保健対策班は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

4 児童・生徒に対するこころのケア対策

- (1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割
 - ア カウンセラー派遣計画、該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にしたうえで通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。
 - イ カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、派遣されるカウンセラーに対する実施会場への案内を行う。
- (2) 各学校の役割
 - ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒児童へ

の説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

ウ 教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。

(3) 活動調整

保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部は、円滑なこころのケア対策が実施できるよう、県の協力も含めた活動調整を行う。

(4) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について啓発する。

5 ハイリスク者の把握

精神障がい等、災害により症状の悪化が予想されるハイリスク者を事前に把握しておく、災害時に備えておくように努める。

6 職員のこころのケア対策

総務対策部職員班及び各区本部事務局は、災害対応にあたる職員に災害対応による惨事ストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生ずることがあることを認識し、職員のこころの健康の保持・増進に努める。

7 市民等の役割

市民等は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

第12節 愛玩動物保護対策計画

災害時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。

実施担当	福祉対策部 保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 動物の保護

災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。

(1) 被災地における動物の把握

被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。

(2) 被災地での動物の保護

被災地の巡回や住民からの情報などにより必要な場合は保護を行う。

危険動物等が対象である場合には、住民の被害がないよう安全のための措置を講ずる。

2 避難所等における愛玩動物飼育補助

災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。

(1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知

避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。

(2) 避難所での愛玩動物の把握

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。

(3) 避難所等での飼育補助

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。

ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。

イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師の派遣を要請する。

ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

エ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等について、関係機関と連携して調整を図る。

(4) 避難所等における相談窓口の開設

避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 動物の一時預かり

住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。

(2) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。

(3) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(4) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。

第16節 障害物除去計画

災害により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去し、道路等の交通を回復することにより、人的、物的輸送を確保するとともに、被災者の日常生活の円滑化を図るための計画を定める。

実施担当	都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 農林水産対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟海上保安部 県 県警察 各警察署 自衛隊 東日本旅客鉄道(株) 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 被災地における障害物の情報収集

災害対策本部は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助及び緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国、県等の関係機関と連携を図りながら、障害物除去を実施する。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

(ア) 国：北陸地方整備局道路管理課

北陸地方整備局新潟国道事務所並びに新潟維持出張所及び黒埼維持出張所
(黒埼維持出張所は一般国道8号三条市境から黒埼インター手前までの間及び一般国道116号旧西川町から燕市境までを担当)

(イ) 市：土木対策部及び各区本部

(ウ) その他：東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

イ 河川管理者

(ア) 国：北陸地方整備局河川管理課、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所、各出張所

(イ) 県：土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部治水課、新潟地域振興局新津地域整備部工務課

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

(ア) 県：交通政策局港湾整備課、新潟地域振興局新潟港湾事務所

※県は必要に応じ北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所に協力を要請する。

エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去）

（ア） 県：農林水産部漁港課

（イ） 市：農林水産対策部、関係区本部

オ 建物関係障害物除去実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

（ア） 市：建築対策部、各区本部

カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

新潟海上保安部、県警察本部及び各警察署、自衛隊、JR東日本、消防対策部等

（2）各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物処理

（ア） 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急時確保路線については最優先に実施する。

道路管理者以外のものが路上障害物を除去する場合には、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行う。

（イ） 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章第15節「交通規制計画」による。

（ウ） 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

イ 河川・港湾関係障害物除去

河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。

ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法を適用した場合）

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しく支障を及ぼす場合は、建築対策部及び各区本部が主体となり除去する。

（3）除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積場所は本部長が定めた所とする。

また、障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努め、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

（処分については、本章第21節「廃棄物処理応急計画」参照）

（4）産業廃棄物処理業者との協力体制

円滑に除去障害物の集積、処分をおこなえるよう、産業廃棄物処理業者との協力体制を整備する。

第20節 入浴対策計画

災害による避難所生活が長引くとともに入浴の機会が確保されないと、衛生面での不安や心的ストレスによる心の病など、二次被害を招くおそれがある。

そのため災害時において市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図るものとする。

実施担当	災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	県 自衛隊

1 入浴施設の提供

災害時において、被災者に対し入浴サービスを提供するため、入浴施設関係団体へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

(1) 市内入浴施設

被災を免れた市内の入浴施設管理者へ施設の提供を要請する。

(2) 近隣市町村入浴施設

市内入浴施設では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、入浴施設を有する近隣の市町村へ協力要請をする。

(3) 県に対する自衛隊への支援要請

野営用入浴施設を所有する自衛隊に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(4) 県に対するその他の協力要請

近隣市町村への協力要請では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、県内市町村及び隣接県への協力要請を県に依頼する。

(5) 県に対する入浴施設関係団体への協力要請

入浴施設の提供等の調整について、公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体に対して協力要請を行うよう県に依頼する。

(6) 入浴施設の広報

入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者に対し随時広報媒体を通じ広報する。

2 入浴施設の再開支援

入浴施設に対し提供を要請するうえで、被災した入浴施設の早期再開に向けて浴場用水やボイラー燃料等の供給について支援する。

浴場用水については給水計画に基づき、ボイラー燃料については関係団体の協力のもと、供給計画を定め、支援する。

3 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、災害発生から概ね3日以内を目標に実施する。

4 入浴施設までの交通手段の確保

提供に応じた入浴施設までの交通手段の確保について配慮する。

(1) 関係団体への協力要請

入浴施設までの交通手段の確保について、関係団体へ協力を要請する。

(2) 交通手段の広報

入浴施設までの交通手段を確保した場合には、被災者に対し広報媒体を通じ広報を行う。

5 要配慮者に対する配慮

要配慮書が入浴機会を得るためには、入浴施設までの移動やその他、人的・物的支援が必要な場合もあることから、入浴機会の確保について特に配慮する。

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

要配慮者が入浴施設まで移動する手段を選定するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要援護者について個々に判断して確保する。

(2) 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

要配慮者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要配慮者について個々に判断して確保する。

(3) 要配慮者への入浴施設情報に関する広報

要配慮者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保した場合には、要配慮者やその家族に対し広報媒体を通じて広報する。

6 市内入浴施設の指定

災害時において、市内入浴施設に対し施設の提供を要請するとともに、必要であれば入浴施設関係団体の協力のもと、災害時入浴施設として指定する。

(1) 災害時入浴施設の指定

業務再開可能な市内の入浴施設に対し、災害時入浴施設として施設の提供を打診し、施設提供について協力を申し出た入浴施設を、市指定の災害時入浴施設として指定する。

(2) 被災者の優先的入浴

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し一般利用者より優先して入浴する機会を与えることを要請する。

(3) 浴場用水、ボイラー燃料等の優先的供給

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、浴場用水やボイラー燃料等について、供給計画に基づき優先的に供給する。

(4) 入浴施設までの交通手段の確保

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、当該入浴施設までの交通手段について、関係団体の協力のもと確保する。

(5) 入浴施設の広報

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し広報媒体を通じて広報する。

7 その他入浴対策の留意事項

浴場用水の入れ替え及び塩素消毒について配慮し、浴場の衛生確保に努めるよう衛生指導を行う。

第26節 公共建築物等災害応急対策計画

災害発生時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

実施担当	各対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 利用者等の安全対策、避難誘導

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、各施設の管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。

また、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、災害発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

3 公共建築物の被害調査

緊急点検後の報告により、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画をたてる。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

4 公共建築物の応急復旧

応急対策計画に基づき、市民生活への影響度を考慮して優先順位を定め、速やかに応急復旧を行う。

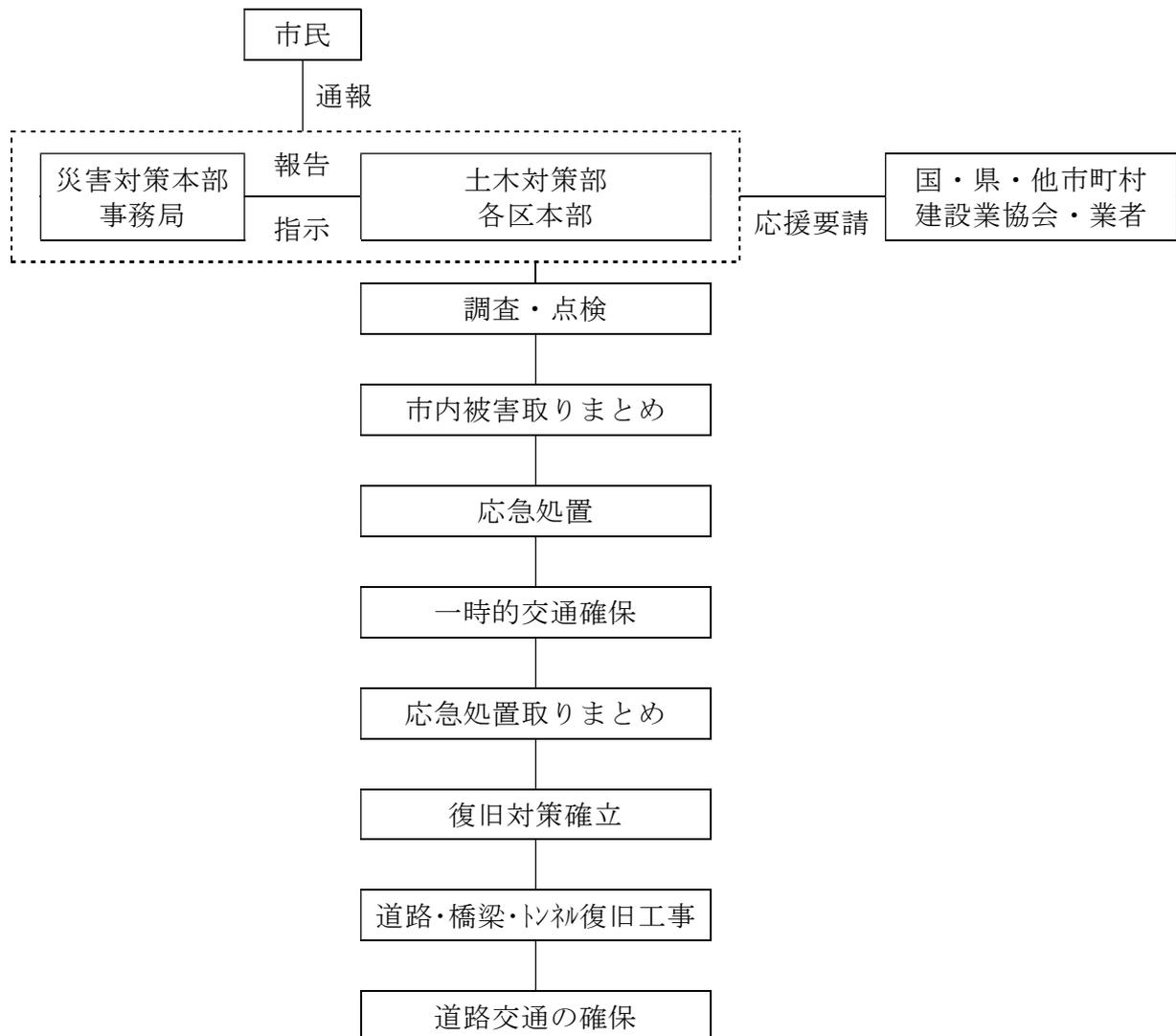
第25節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であるから、道路、空港、港湾及び漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行う。

実施担当	都市政策対策部 土木対策部 農林水産対策部 消防対策部 各区本部
防災関係機関	東京航空局新潟空港事務所 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 県警察各警察署 自衛隊 東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所

1 道路・橋梁・トンネル施設等応急対策

(1) 応急措置フロー



(2) 応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁及びトンネル等の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講ずる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、各警察署、消防対策部及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。その際、特に防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。

(4) 各防災関係機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を災害対策本部事務局や各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

災害発生と同時に各警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

2 空港・港湾施設応急対策

災害発生直後の空港・港湾施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。

そのために、空港にあっては、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあっては、新潟港港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。

3 漁港・水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、震度4以上の地震等の大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、震度4未満等の小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

災害発生後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(イ) 緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連携し、被害情報を災害対策本部及び県に報告する。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(イ) 大規模な燃料流出等の場合は、新潟海上保安部、県、各警察署、消防対策部に

緊急対策を要請する。

ウ 応急対策

- (ア) 水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講ずる。
 - a 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕
 - b 県指導漁業無線局及び市内漁業協同組合漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の情報提供
 - c 冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等
- (イ) 県から災害査定前着工の指示があった施設について、漁協に指示し、速やかに復旧工事を実施させる。

第27節 公園緑地施設災害応急対策計画

震度5弱以上の地震、風水害等が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講ずる。

実施担当	土木対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

震度5弱以上の地震、風水害等が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具等の調査点検を行うとともに、市民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

2 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

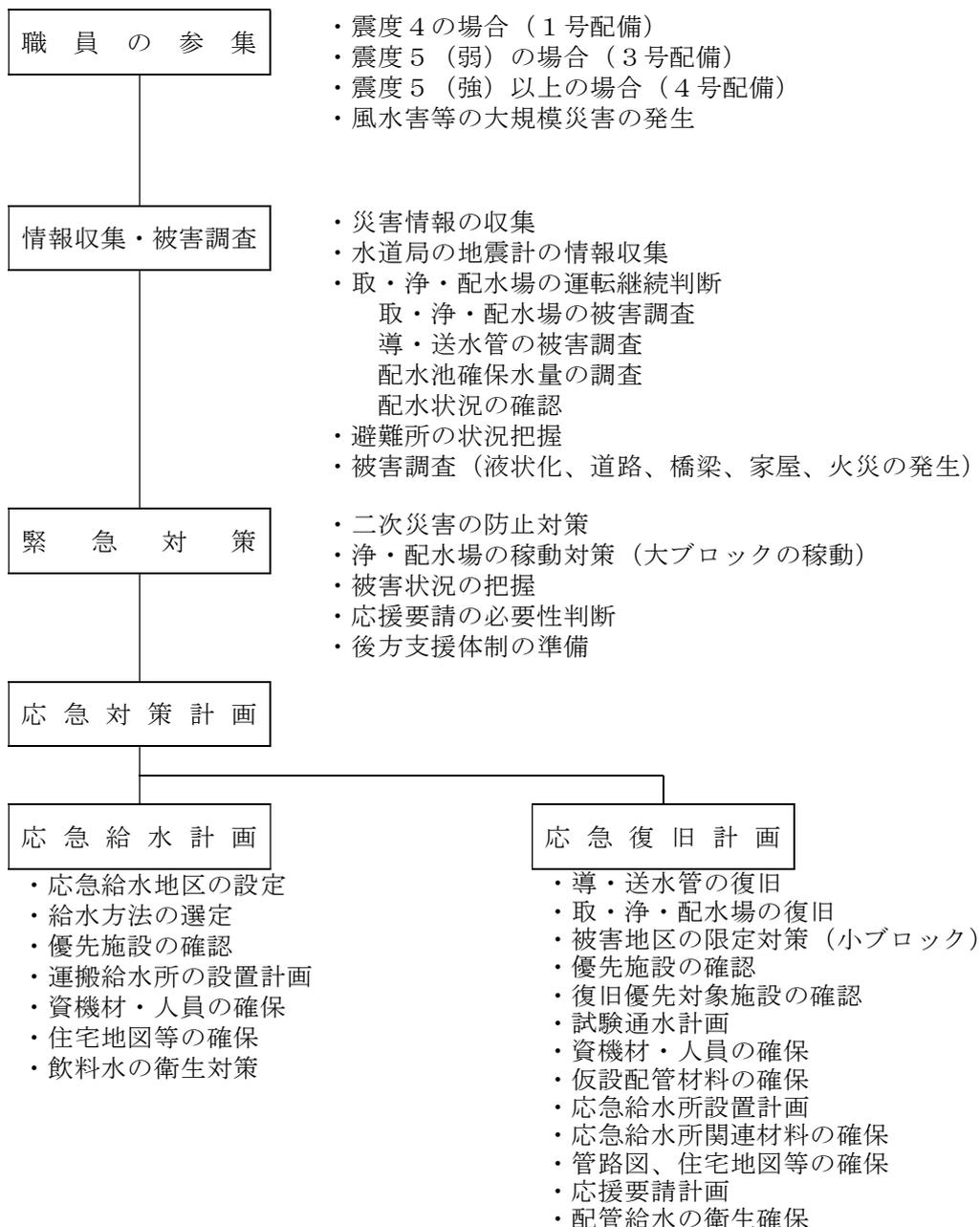
第28節 上水道施設等災害応急対策計画

災害時における飲料水をはじめ、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、水道対策部は、これに必要な人員、車輛ならびに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。

災害発生時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。

実施担当	水道対策部 災害対策本部事務局 各区本部 消防対策部
------	----------------------------

1 応急対策の流れ



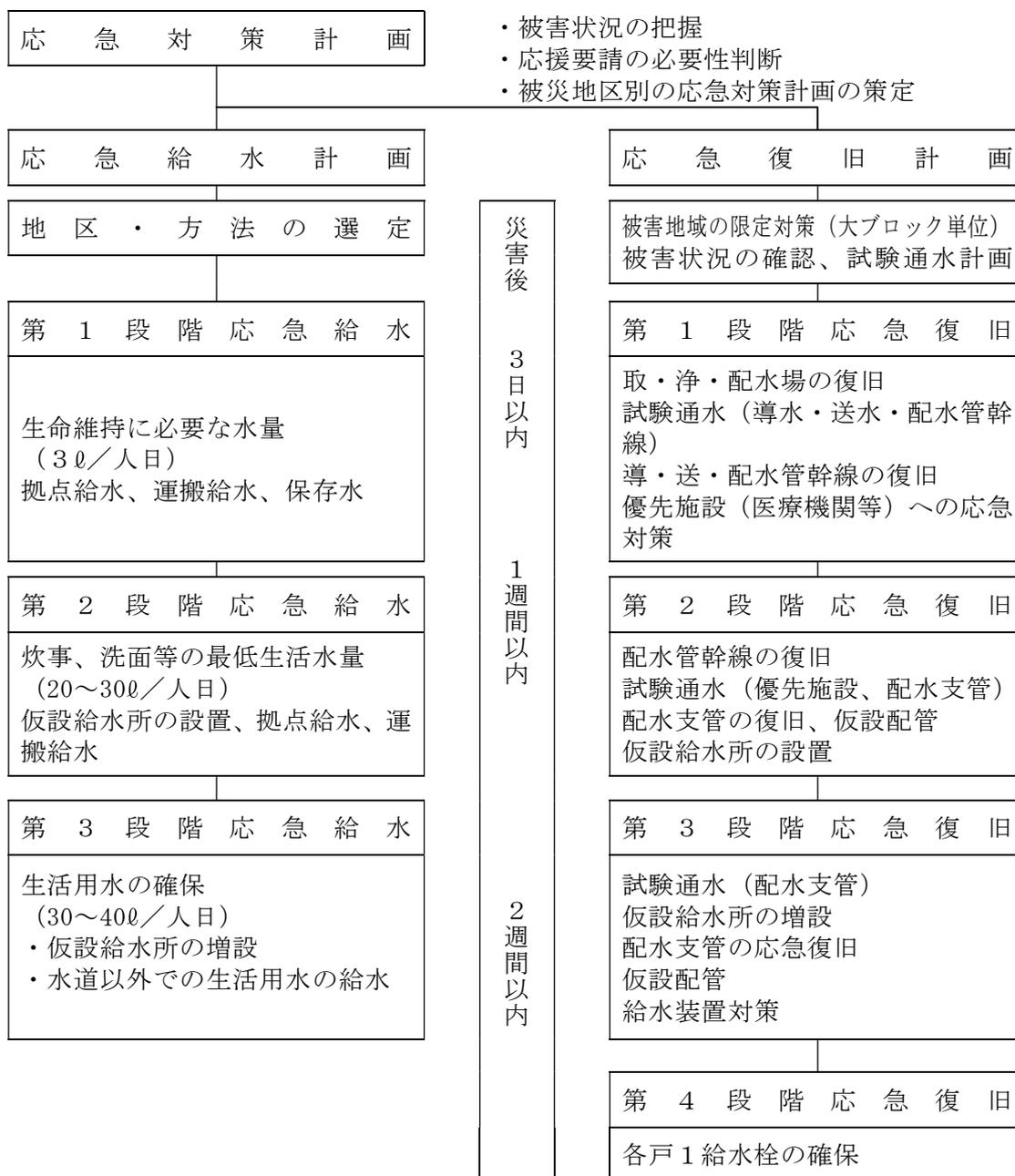
2 応急対策の目標水準

被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとする。

応急対策は、災害の程度にもよるが、段階的に目標水準を定め、災害発生後3日以内は運搬給水等により生命維持に必要な水量の給水を確保する。その後は仮設給水等により生活用水の給水を行い、2週間以内に各戸1給水栓の確保を目標水準として応急復旧作業を進める。また、この間は可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制を強化するとともに、仮設給水所を増設していく。

この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、被災時の広域応援体制の強化を図る。

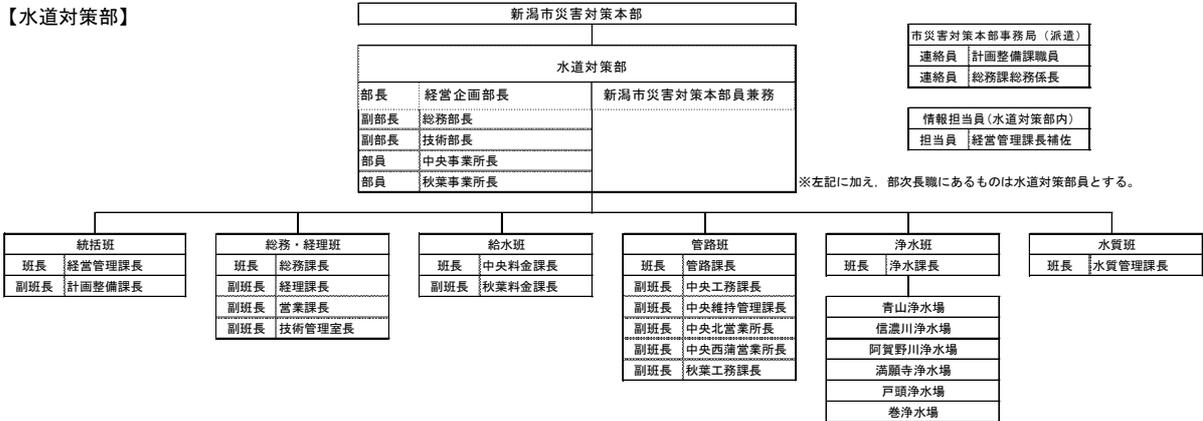
【応急対策の目標水準】



3 実施体制

水道局は、6班編成による水道対策部を組織し水道対策業務を行う。組織及び主な事務分掌は次のとおりとする。

【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】



【水道対策部（水道対策業務）の班編成と主な分掌事務】

班	分 掌 事 務
統括班	1 水道対策部の運営に関すること 2 対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること 3 対策部内の被害状況等の解析に関すること 4 情報連絡体制の運用に関すること 5 対外関係部署との伝達、連絡調整に関すること 6 災害査定に関すること 7 各対策班に属さない業務に関すること
総務・経理班	1 職員の出勤、配置、安全、衛生管理に関すること 2 応援要請に関すること 3 市民広報及び報道機関への情報提供に関すること 4 資材、燃料、職員用物資等の確保、調達、集計に関すること 5 応急物資の整理、管理、配給に関すること 6 水道応援隊・水道ボランティアの受け入れ、及びその活動支援に関すること 7 対策部内の電算システムに関すること 8 集中受付体制による電話対応の取りまとめに関すること
給水班	1 応急給水活動の総合調整に関すること 2 運搬給水、拠点給水、仮設給水に関すること 3 拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）の立上げ、管理に関すること 4 仮設給水所（避難所等）の立上げ、管理に関すること 5 仮設給水所（消火栓）における給水設備の立上げ、管理に関すること
管路班	1 水道管路（導水、送水、配水、給水管）の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関すること 2 水道管路の復旧対策の計画立案に関すること
浄水班	1 取水、導水、浄水、送水、配水施設（管路を除く）の被害状況等の把握、応急復旧・恒久復旧に関すること 2 取水、導水、浄水、送水、配水施設（管路を除く）の復旧対策の計画立案に関すること 3 拠点給水所（浄水場・配水場）における給水設備の立上げ・管理に関すること
水質班	1 飲料水、原水の水質管理に関すること 2 応急給水時における飲料水の水質管理に関すること

4 初動体制

災害の規模に応じて、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後水道対策部が設置され組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。

(1) 非常配備体制

災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。

(2) 初動業務

所属場所に参集後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。

ア 統括班

- ・水道対策部の部内運営
- ・水道対策部内及び他の対策部との情報収集，伝達，連絡調整

イ 総務・経理班

- ・資機材（応急復旧用），燃料（自家発，車両用，暖房用等），職員用物資等の確保及び調達
- ・応援水道事業体，水道ボランティアの受け入れ準備
- ・応援要請の対応
- ・参集職員の集計及び職員の自宅・家族の被災状況の把握
- ・庁舎内の安全確保，被害状況の把握
- ・マスコミ等への対応（電話，現地取材，HP掲載）

ウ 給水班

- ・応急給水資材の確認と準備
- ・運搬給水場所の状況把握

エ 管路班

- ・送水管，配水管幹線の被害状況の把握
- ・漏水等による二次災害防止のための応急措置

オ 浄水班

- ・施設の被害状況の把握
- ・施設関係の二次災害防止のための応急措置
- ・配水池等の保有水量の確保
- ・通信連絡機能の確保
- ・浄水場及び配水場の点検
- ・取水場の点検
- ・その他の点検

カ 水質班

- ・水質管理センター（建屋・測定機器・薬品類）の被害状況の把握

- ・ 応急給水用飲料水の水質管理

(3) 緊急措置

初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

ア 二次被害の防止措置

- ・ 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ・ 浄水処理用薬品、水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。
- ・ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池の保有水量を確保する。
- ・ 災害による水道の減断水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を消防対策部に連絡し、消火活動が適切に行われるように配慮する。

イ 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

(4) 初期被害情報の収集

初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参集状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。

ア 水道施設及び管路の被害

- (ア) 取・浄・配水場の運転状況
- (イ) 配水池等の保有水量
- (ウ) 水道施設及び管路の被害及び修理状況
- (エ) 二次被害の状況

イ 都市インフラ設備関係

- (ア) 液状化発生地域
- (イ) 主要道路の被害
- (ウ) 橋梁の被害
- (エ) 火災発生地域
- (オ) 応急給水を必要とする避難所等の把握

(5) 初動体制から水道対策部への移行

災害対策本部の指令及び初動業務の進展状況を踏まえ、職員配置及び業務内容を水道対策部組織へ移行する。

5 応急給水計画

第3部第1章第20節「給水計画」による。

6 応急復旧計画

今日の生活様式や都市化の進展は、長期にわたる水道の減断水を容認しない。また、災害後の運搬給水・拠点給水による応急給水では、必要とされる水量と供給する水量とのギャップが極めて大きい。

水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「配管給水」の状態に近づけるものとする。

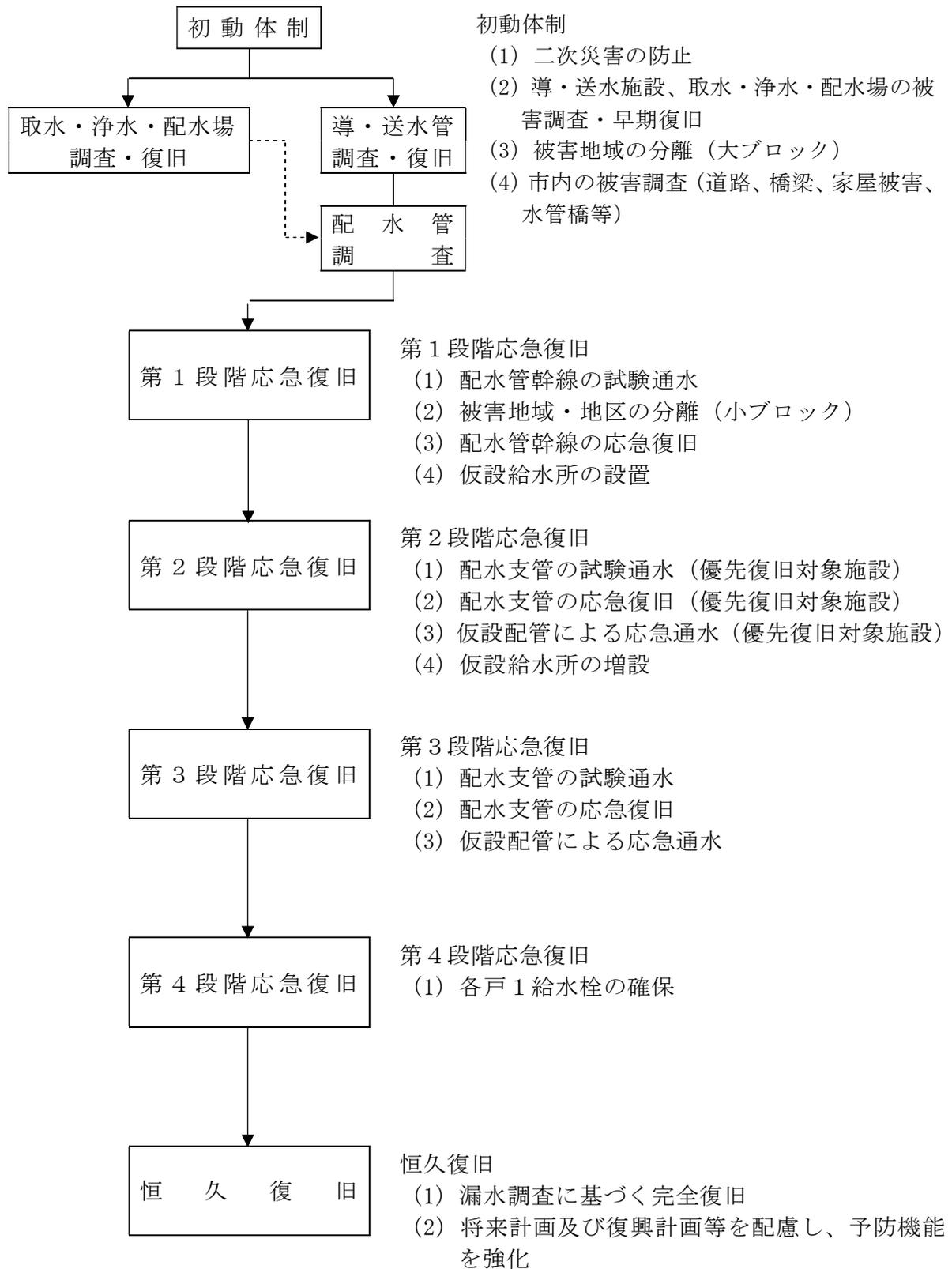
(1) 目標水準

応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水管、配水場、配水管幹線、配水支管、給水装置の順に作業を行う。

応急給水作業と同時並行で応急復旧作業に着手し、2週間以内での応急復旧（各戸での1給水栓の確保）を目標に作業を進める。このため平常時から施設のレベルアップを図ると共に、災害時の広域応援体制等を確立しておく。

災害後	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の把握（液状化、家屋、道路、橋梁、水道橋等）・被害地域（大ブロック）の特定・復旧計画の策定
3日以内	<ul style="list-style-type: none">・取水場、浄水場、配水場機能の復旧・試験通水による被害管路の選別（配水管幹線）・被害地域（小ブロック）の特定及び分離・仮設給水所の設置（配水管幹線）・試験通水による被害管路の選別（配水支管）～優先性の高いルートから・仮設給水所の設置（配水支管）・配水支管の応急復旧及び仮設配水管の布設～優先性の高いルートから・仮設給水所の設置（配水支管、仮設管）
2週間以内	<ul style="list-style-type: none">・各戸1給水栓の確保

応急復旧の目標水準



応急復旧主要業務のフロー図

(2) 復旧の範囲

応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧の優先順位

応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定する。

ア 水道施設

被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、仮設給水栓による仮設給水所を設置する。

(ア) 取水場・浄水場・配水場

過去の災害事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。

(イ) 導・送水管

導水管が被害を受けた場合は、応急復旧を最優先に行う。また、被害が甚大な場合は河川等から直接原水を取り入れるための仮設取水設備等により、浄水処理を行う。

送水管が被害を受けた場合は、配水池の遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保する。配水場の機能停止が長期化しないよう、導水管同様、最優先に復旧を行う。

(ウ) 配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水管幹線、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

- a 被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域（大ブロック）を確定する。
- b 直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水管幹線と小ブロックを切り離し、第一に配水管幹線の被害箇所を特定する。この被害箇所を修理するか、使用を中止するかは幹線のバックアップ等の管網状況による。
- c 復旧した幹線を通水し、消火栓を利用した給水拠点を確保する。
- d 配水管幹線の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小

ブロック単位)での復旧に入る。

e 被害の大きい小ブロックでは、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。

f 通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、または仮設配管の布設を進めていく。

g ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

イ 優先復旧対象施設

復旧計画立案の段階で、人命の救護、さらに社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。

(ア) 病院等、人命に関わる医療機関

(イ) 避難所及び福祉施設

(ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公益・公共機関

(エ) 銭湯等公衆衛生に関わる施設

(4) 復旧用資機材等の手配

復旧用資材は、市場ならびに関係業界との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係業界より優先的に調達するものとする。

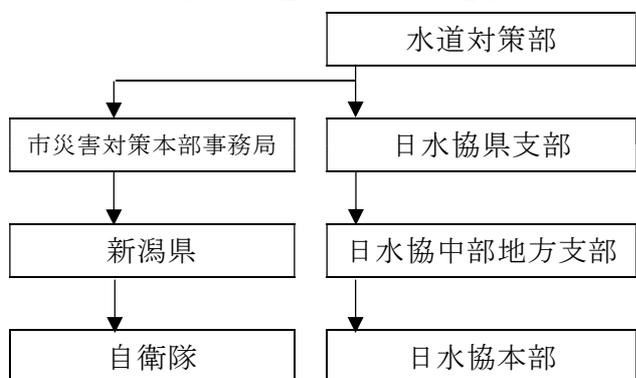
また、応急復旧に必要とされる配水管路図、住宅地図、仮設給水所計画位置図等についても、被害の規模に応じて早めに調達するものとする。

7 応援要請

大規模の災害被害に対しては水道対策部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

(1) 応急給水

応急給水に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書等にもとづいて、速やかに行う。

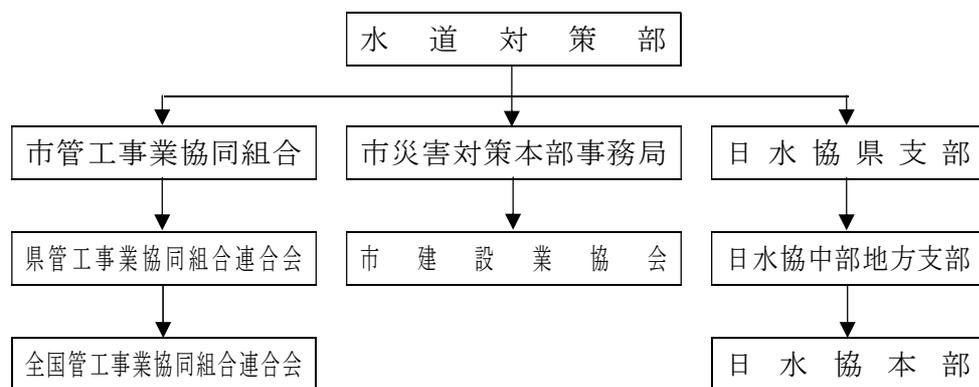


応急給水支援要請フロー図

(2) 応急復旧

応急復旧に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、県水道係と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書等にもとづいて、速やかに行う。

また、応急復旧に必要な資機材等が不足する場合には、関係団体等と調整を図りつつ、新潟市内各地区の管工事業協同組合及び建設業協会等に支援の要請を行う。



応急復旧支援要請フロー図

(3) 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援または手配の要請を行う。

(4) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業体等に緊急手配等の要請を行う。

(5) 後方支援

後方支援では、支援団体等への食料の供給や宿舍の手配について、関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。

(6) 冬期間における対応

冬期間における応急対策については、施設・道路等の除雪作業をはじめとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業者等への防寒用具、宿舍、食料等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに適切な対応を図るものとする。

8 広報体制

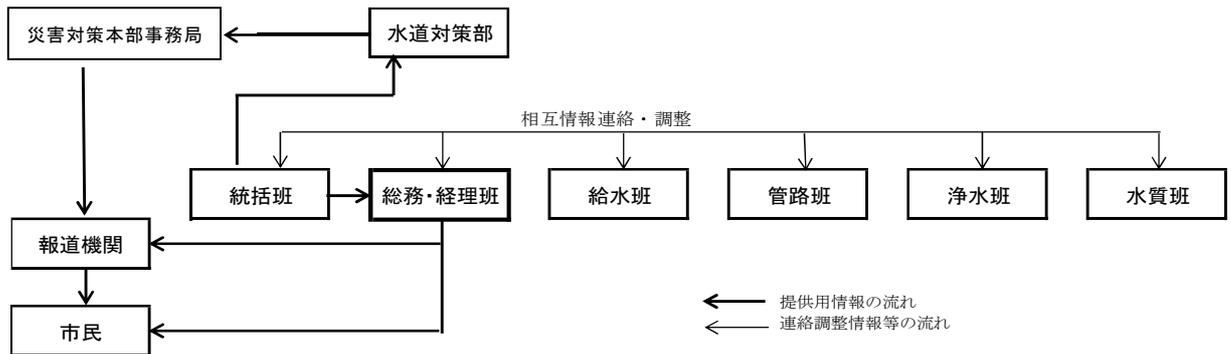
災害後の広報については、市民に対して、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。なお、広報の手段として、インターネット（ホームページ等）を活用するこ

とにより、迅速かつ詳細な情報の提供に努める。

(1) 広報の流れ

ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。

イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。



広報フロー図

(2) 広報する情報の内容

応急対策の目標水準ごとに広報する情報の内容は次のとおりとする。

災害後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設及び管路の被害状況 ・ 断水区域の範囲 ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等） ・ 復旧の見通し
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画及び復旧の見通し ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等）
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策

目標水準ごとに広報する情報内容

第29節 下水道施設等災害応急対策計画

下水道施設等は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものである。被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であるが、市民に与える影響が大きいため、早期復旧を図る。

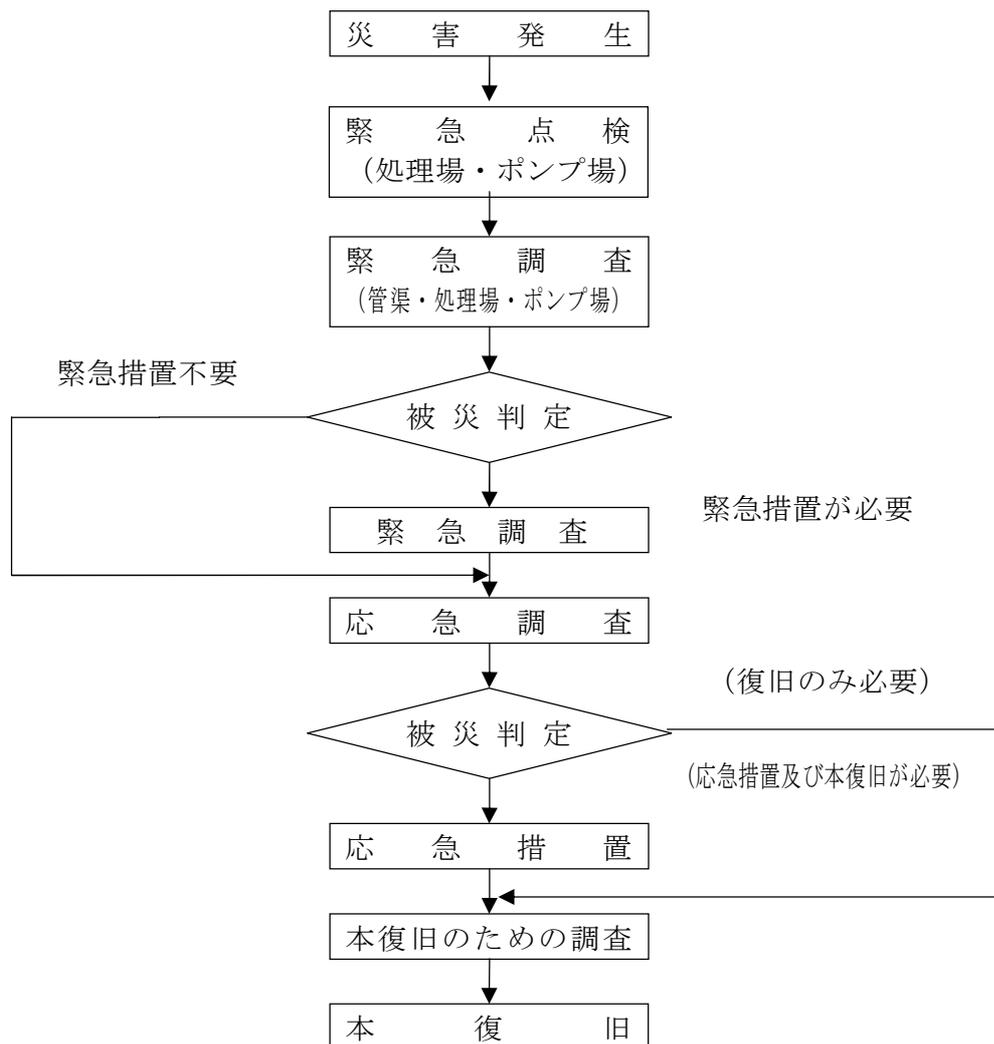
実施担当	下水道対策部 農林水産対策部 各区本部
防災関係機関	北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 県 土地改良区

1 下水道施設等・公設浄化槽応急対策

災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

なお、公設浄化槽については、必要に応じ対応する。

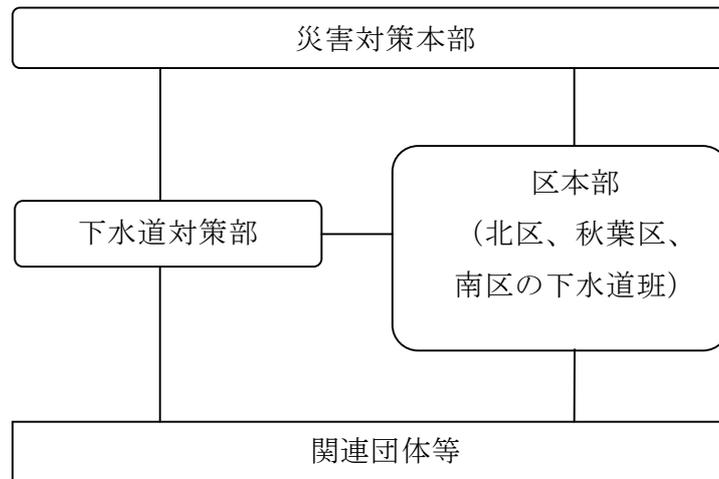
(1) 応急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

段 階 (作業項目)	管 渠	処 理 場	ポ ン プ 場	公設浄化槽	
第 1 段 階	緊急点検	_____	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害につながる二次災害の未然防止 (有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ 	_____
	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (主に地表からの調査) ・下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響調査 ・重要幹線等の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ 	_____
	緊急措置 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・陥没部への土砂投入 ・危険箇所での交通規制 ・可搬式ポンプによる仮排水 ・下水道施設の使用中止の広報等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用禁止 ・施設内への立入禁止措置 ・漏洩箇所の仮止水措置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ 	_____
第 2 段 階	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに範囲を拡げての調査) ・機能的、構造的な被害程度の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の暫定機能確保のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた、機能的、構造的な被害程度の調査
	応急復旧 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーキング等による水路の仮締切 ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートへの切り廻し ・可搬式ポンプによる揚水 ・固形塩素剤による消毒等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーキング、急結セメント等による仮復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能回復のための応急的修繕

(3) 応急対策体制の概念図



2 農業用施設応急対策

(本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、須戸、飯山、鮭川、水田)

(1) 計画の基本方針

降雨時に運転する排水機場施設は農地の湛水を防除し、又、一部の区域の生活雑排水をも排水することから、災害時における排水機場の被害は農作物、被災民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。

(2) 非常配備体制の確立

ア 亀田郷土地改良区内排水機場（本所、蔵岡）の水利施設総合管理システムの活用

イ 西蒲原土地改良区内排水機場（旧広通江、田潟、升潟、鎧潟、旧木山川、曲通）の水利施設総合管理システムの活用

ウ 農林水産対策部農林水産班、各区本部、県、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、信濃川下流河川事務所、各排水機場運転委託従事者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立

エ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 初動対策

ア 施設内外の危険箇所への立ち入り規制などの緊急防護措置。

イ 機械設備やその他の施設についての再点検および破損箇所の機能回復措置。

ウ 常時運転の排水機場、他の機場との連絡調整。

エ 土地改良区、農協、生産組合等関係機関・団体に対する協力要請。

オ 仮設ポンプの設置

(4) 調査、情報の収集

ア 農地被害状況調査および情報の収集

イ 排水機場、排水路等の状況調査および情報の収集

ウ 電気、通信施設の状況調査および情報の収集

エ 道路及び河川の状況調査および情報の収集

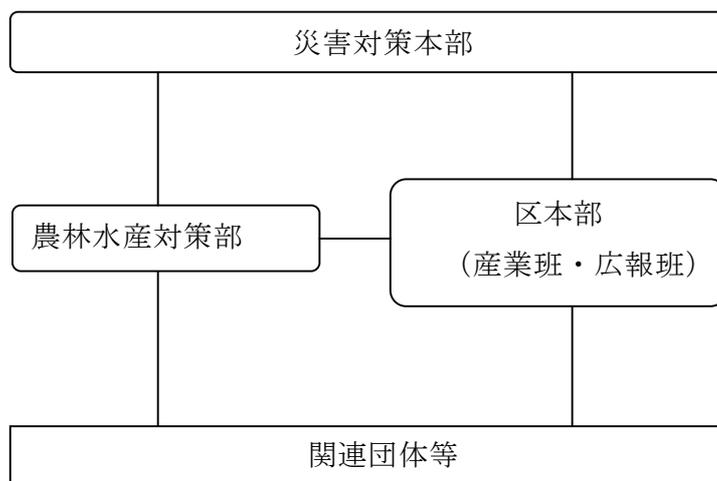
オ 国、県の施設の情報収集を行う。

(5) 広報活動

被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供。

(排水機場位置図を資料編 図3-1-29-1 に示す。)

(6) 応急対策体制の概念図



第31節 危険物施設等応急対策計画

災害による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴いさまざまな災害が発生する可能性が高い。災害発生の際には危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等にあわせて迅速、的確に行い、国、県、市及び関係機関との連携を密にし、地震による被害の軽減化を図る。

実施担当	消防対策部
防災関係機関	県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

1 石油類等の危険物施設の応急対策

災害発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 関係機関への通報

危険物の流出等が発生した場合、消防署、各警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市、消防及び新潟港排出油等防除協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

(3) 災害発生時の自主防災活動

災害発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。

(4) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施すると共に速やかに回収する。

(5) 付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市、各警察署等の機関にも住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

災害発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、県、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には、被害状況に応じ、関係事業所の毒物劇物取扱従事者等の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガスを取り扱う事業所は、災害発生後直ちに事業所内を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、国及び各警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

(1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、各警察署、新潟海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等の機関に通報する。

(2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第13節 応急住宅対策計画

災害による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅等の提供などを実施し、居住の安定を図る。

実施担当	建築対策部 総務対策部 福祉対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により県知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 設置戸数等

ア 規模

1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。

イ 費用限度額

原則として新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 設置場所

仮設用地は公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意するものとする。なお、建設候補地については、「災害時応急仮設住宅建設等候補地リスト」を参考に選定する。

ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所

ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができることになっているので、財務大臣あて普通財産の貸付申請をする必要がある。

エ 民有地の借上による使用料は救助費の対象とならない。

(4) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

ア 工事は原則として請負工事とする。

イ 施行業者の選定にあたっては、市の契約する工事施行有資格者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。

ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。

(5) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は、下記アの対象者のうちから、下記イに該当するなど、住宅の必要度の高い者から選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、市長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

(ア) 災害のため住家が全壊（焼）や流出、大規模半壊（焼）、半壊（焼）したもの、又は道路の通行止め、がけ崩れなどの危険により住宅に住めないもの

(イ) 居住する仮住家がないもの

(ウ) 応急修理制度を利用しないもの

イ 下記要件のいずれかに該当するものを優先とする。

(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 供与期間

応急仮設住宅供与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

2 被害住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない世帯

建築対策部は、対象世帯の選定にあたり、総務対策部調査班及び福祉対策部及び各区本部と十分連絡をとり、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

(2) 被害者住宅の調査及び修理箇所の範囲

ア 対象世帯として選定された住宅の被害箇所及び程度を的確に把握するため、速やかに現地調査を実施すると同時に応急修理箇所を決定する。

イ 住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所ので居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

ウ 費用限度額

新潟県災害救助条例施行規則別表に定める範囲内とする。

エ 応急修理の期間

災害発生の日から1カ月以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

オ 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

（ア） 工事は、原則として請負工事とする。

（イ） 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、人手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。

（ウ） 建築資材の確保については「応急仮設住宅の建設」に準じる。

3 被災者生活再建支援金

住宅が全壊（焼）又は半壊（焼）した世帯に対し、世帯の収入に応じて、生活の再建に必要な物品の購入や修理、居住に係る経費等の助成を行う。

（第4部第1節「被災者援護計画」参照）

4 公営住宅等の提供

（1） 被災者への仮住宅として公営住宅等の空き住戸を提供する。

（行政財産の使用許可手続きによる。）

（2） 提供可能な住戸をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

（3） 入居者の選定は「応急仮設住宅の入居者の選定」に準じる。

第33節 文教対策計画

災害発生時における幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

実施担当	教育対策部 福祉対策部 文化スポーツ対策部 各区本部
防災関係機関	県

1 学校教育対策

(1) 風水害等発生前の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

下校措置にあたっては、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行ったうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。

ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は河川のはん濫のおそれ等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず、学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

(2) 災害発生時の措置

ア 在校時の場合

児童・生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 災害発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

また、必要に応じて外部機関へ出動の要請を行う。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園児・小学生・中学生・特別支援学校（学級）児童・生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず学校で保護する。

イ 校外活動中に地震が発生した場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

ウ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、上記ア(エ)に準じた措置をとる。

エ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいない時に災害が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 教職員の対応

a 避難所を開設した場合、あらかじめ指名された教職員は、直ちに勤務校に参集する。

b 震度5弱の地震が発生した場合、校長、教頭及びあらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。

c 震度5強以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに勤務校に参集する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(3) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等

を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により各教育支援センター班等へ報告する。

学校指導班は、各教育支援センター班と互いに連携を取り、前段の情報を整理し、教育総務班へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

- (ア) 校舎の破損、倒壊等により、児童・生徒の履修が困難な場合
- (イ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合
- (ウ) 教職員の確保が困難で授業が困難な場合
- (エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 学校班の組織

学校班は、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、避難所支援係(避難所となった場合に限る。)等を組織して、被害状況等に応じて対策にあたる。

エ 避難所開設及び運営の協力

学校班は、避難所担当職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。

(ア) 学校班の基本的役割

学校班は、避難所運営担当の避難所担当職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所担当職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。

- a 校長—施設管理者として、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成される避難所運営委員会と連携し、避難所の管理・運営に協力する。
- b 教頭、教諭—校長の指揮のもとで学校の避難所運営に協力する。
- c 養護教諭—学校医と連絡をとり、避難所の救護活動に協力する。
- d 栄養教諭等—学校の調理施設を利用し、炊き出しに協力する。
- e 事務職員等—教育対策部学校指導班等との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

(イ) 避難所の優先順位

避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室、普通教室などを充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。

なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好

な部屋を優先的に提供する。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

(4) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握したうえ、次のとおり応急教育を実施する。

ア 児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向（避難先等）及び児童・生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような応急教育を実施する。

- ・短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議のうえ、校舎等の応急措置、安全点検（危険度判定調査）、設備の復旧を進める。

なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとる。

- (ア) プレハブ等仮施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。
- (イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。
- (ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

エ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- (イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導する。
- (ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。
- (エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ 児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

- (ア) 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。
- (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (オ) し尿及び汚物の処理を行う。

(5) 学用品の調達・支給

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校前期課程生徒を含む。）とする。

イ 対象者の把握

教育委員会は、校長の協力を得て、救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。

ウ 学用品の調達

教育委員会は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。

エ 学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。

オ 学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

カ 費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。

キ 支給期間

教科書及び教材は災害発生の日から1カ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に支給を完了する。

(6) 学校給食の措置

ア 児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

- (ア) 感染症その他の危険の発生が予想される場合
- (イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合
- (ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合
- (エ) 避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとる。

- (ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて学校給食が実施できるよう努める。
- (イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施する。
- (ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

2 生涯学習施設、文化施設及び体育施設の応急対策

教育対策部、文化スポーツ対策部又は施設の管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を講ずる。

- (1) 利用者の安全確保
施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図る。
- (2) 避難誘導
施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。
- (3) 被害状況等の情報収集・伝達
施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部、市民生活対策部に報告する。
- (4) 避難所や食料等の集積場所となった場合の対応
施設が避難所や食料等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

- (1) 市民生活対策部等への報告
所有者又は管理者は、文化スポーツ対策部に被災状況を報告する。文化スポーツ対策部は教育対策部に連絡する。
- (2) 被害拡大防止のための応急措置
文化スポーツ対策部は、被害状況の把握を行うとともに、前項による被害状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な措置をとるよう指示する。また、必要に応じ、所有者、管理者からの相談や協力要請に応じる。

第32節 商工業対策計画

災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

実施担当	経済対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	新潟商工会議所

1 被害状況調査

(1) 食料、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査

災害時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

ア 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、百貨店、量販店、小売店、小売市場など）にかかわる事業所

イ 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

ウ 調査・監視体制

経済対策部及び各区本部の職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

エ 調査内容等

(ア) 店頭価格及び価格動向

(イ) 物資の需給動向及び流通状況

(2) 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

ア 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所※（物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）

ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。

※ 全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

イ 調査の単位

総務省統計局の事業所統計調査に準じる。

ウ 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

エ 調査体制

調査は経済対策部及び各区本部の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会等の商工関係団体、自治会・町内会長への委嘱による体制とする。

オ 調査事項

事業所被害状況調査表による。

2 食料、生活関連物資の安定供給対策

(1) 事業所等に対する指導、要請

経済対策部及び市民生活対策部は、被害状況調査や総合相談窓口及び市民相談窓口等に寄せられた相談のうち、売り惜しみや便乗値上げ等の行為が認められる事業所に対して、各区本部と連携して、速やかに食料、物資等の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(2) 被害状況調査及び要請内容等の情報提供

被害状況調査及び要請内容等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

3 雇用対策

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

4 事業者の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時はこれにより必要な初動対策を講じる。

第30節 農林水産業等対策計画

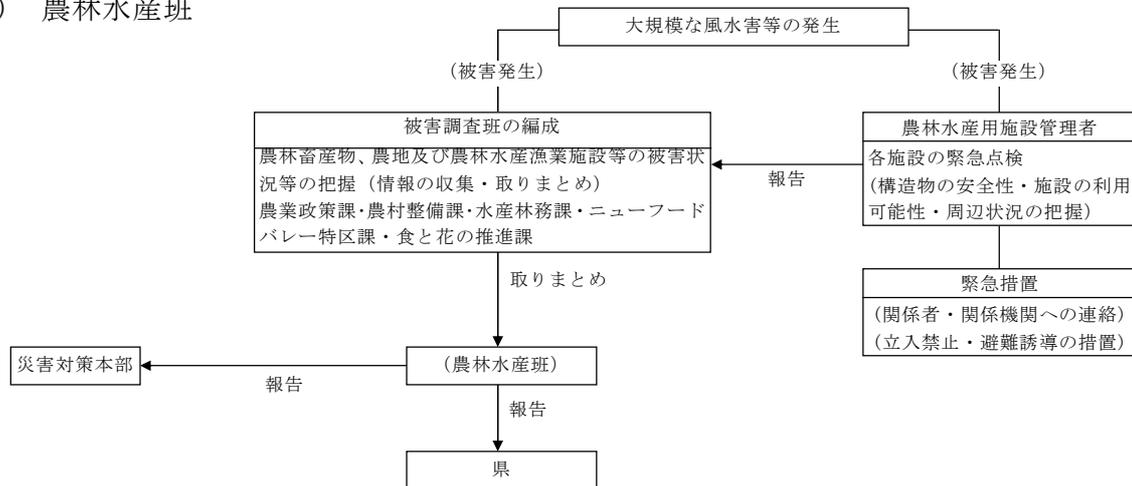
大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産関係施設等に多大な被害が出る事が予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

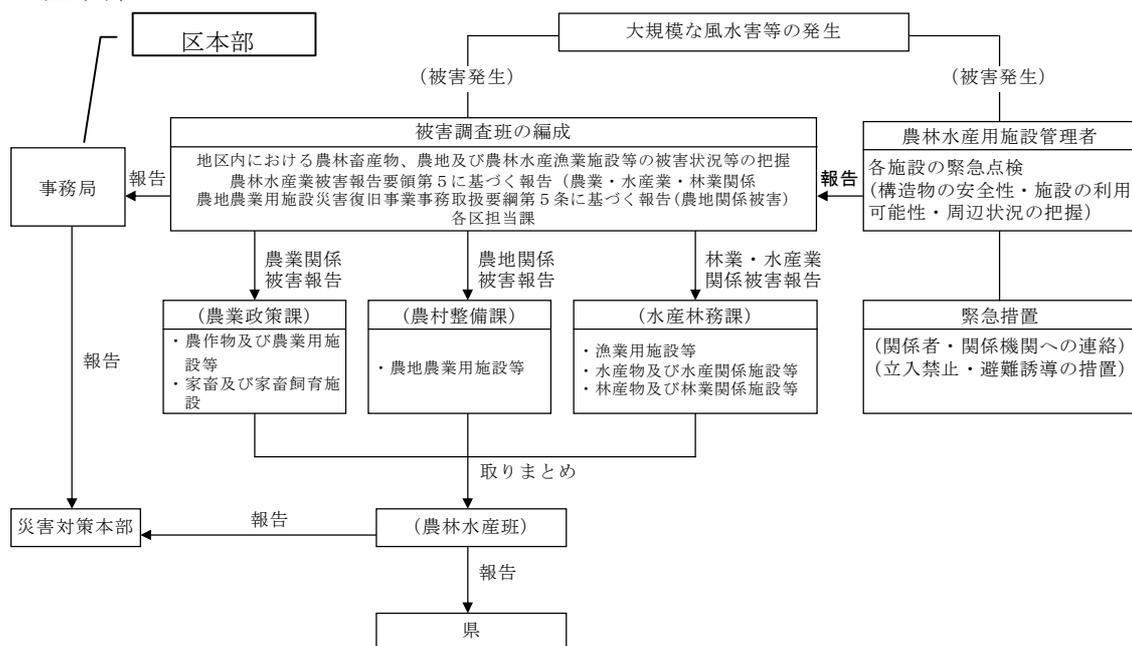
実施担当	農林水産対策部 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部
防災関係機関	県 新潟海上保安部 土地改良区 全国農業協同組合連合会新潟県本部 県警察

1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図

(1) 農林水産班



(2) 区本部



2 農作物及び農業用施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農作物や農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農業用施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

3 農作物及び農業用施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び各区本部は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び関係農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 農薬の漏出防止措置

- (2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、農業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

ア 種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、市内の農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

イ 病害虫の予防

災害により農作物に病害虫の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合や農業共済組合を通じた病害虫駆除のための薬剤散布を実施する。

ウ 中央卸売市場の早期開場措置

市場班は、市場関係者の協力を得て、市場開設区域及び周辺地域の青果物の流通

実態を把握し、早期の市場開設に努める。

エ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

オ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術指導

4 家畜及び家畜飼養施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を畜産関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 家畜飼養施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況を本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農業政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農業政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

5 家畜及び家畜飼養施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び各区本部は、被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び飼育農家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止及び捕獲、収容による住民への危害防止措置

- (2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、農業協同組合等との連携・協力のもと、家畜被害に対する応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。

ア 家畜の防疫等

家畜に伝染病が発生または蔓延するおそれのある場合は、県中央家畜保健衛生所、市関係農業協同組合及び農業共済組合を通じ緊急に予防接種や畜舎の消毒を実施する。

イ 家畜等の死体処理

河川、海岸等で家畜の死体が発見されたときは、消毒等の措置を速やかに行い、県中央家畜保健衛生所の検視を受けたのち、へい獣処理場へ処理を依頼する。

6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農地農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農地農業用施設の施設管理者は、災害による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農業政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農業政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に基づき、県へ報告する。
なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策

- (1) 農地のたん水排除
河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。
- (2) 排水機場の運転管理
災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。
また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。
- (3) 農業用施設等の応急工事
農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

8 水産物及び水産関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、水産物及び水産関係施設の被害状況を水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 水産関係施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施する

ものとする。

- (3) 関係各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

9 水産物及び水産関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係各区本部は、水産関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するために市内漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は 新潟海上保安部、県、新潟県漁業協同組合連合会、市内漁業協同組合への協力要請

イ 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は 新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

(2) 応急対策

農林水産班及び関係各区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 漁港及び西港漁港区等の施設

漁港施設や冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県及び市内漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防対策部、県、新潟海上保安部、市内漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応するものとする。

ウ 魚市場の早期開場措置

被災した魚市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県及び市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設魚市場を開場するよう努める。

エ 応急対策用資材の円滑な供給

10 林産物及び林業関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに所管課で定める被害調査班を編成し、林産物及び林業関係施設の被害状況を林産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 林業関係施設の施設管理者は、地震による被害が発生した、又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 関係区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

11 林産物及び林業関係施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係区本部は、林業関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するために関係者への指導又は指示を行う。

ア 山腹崩壊、地すべり、海岸林侵食等（林野関係）により、人家、道路、林業関係施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防対策部等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む）

（海岸林侵食危険箇所を資料編 図3-1-30-1に示す。）

イ 地すべり又は亀裂等（林野関係）が生じた場合は、シートで覆う等の緊急措置

ウ 人家、道路、林道等への倒木被害（林野関係）が発生した場合は、速やかな除去

エ 林道の通行に危険があると認めるときは、通行止め等の措置

- (2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 林業関係施設被害の復旧は、県と連携を図り、災害査定等の実施が容易となるよう所要の手続きをとり、復旧事業の促進が期されるよう努める。

第1節 罹災証明書交付計画

各種被災者支援策を実施する場合、当該災害によって被災した証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

ただし、火災に起因するものについては、消防法第31条の規定により実施する火災損害調査の結果に基づき消防対策部にて罹災証明書を交付する。

実施担当	財務対策部 各区本部（調査班）
防災関係機関	県

1 情報収集

災害対策本部の情報等により市内の被害状況を把握するとともに、国・県・近隣の被災自治体等の情報を収集する。

2 実施方針及び実施計画の作成

総務対策部調査班が主体となり、一般住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針を作成し、実施方針に基づき各区本部調査班が主体となり実施計画を作成する。

3 被害認定調査実施及び罹災証明書交付の周知

被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方法について、各種広報手段により住民への周知を図る。その際、被災建物応急危険度判定の調査とは異なることを正確に周知する。

4 一般住家の被害認定調査の実施

調査方針及び実施計画に基づき、第1次調査（外観調査）・第2次調査（内部調査）を行い、さらに申請があった場合は再調査を行う。

5 罹災証明書の交付

被害認定調査後、被害の程度が確定したものから速やかに罹災証明書を交付する。

6 被災者台帳

被害認定調査による判定結果等を基に被災者台帳を作成し、被災者支援実施担当部署との情報共有を行う。

7 火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）

が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、

第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に

大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）

について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当

するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故 ((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの (被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 被災者の避難保護の状況

(オ) 道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第 2 号様式 (特定の事故)

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等			
			重症	人(人)		
		中等症	人(人)			
		軽症	人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
	使用停止命令		月 日 時 分	事業所		
			月 日 時 分	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消防本部(署)	台	
				消 防 団	台	
				消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機	
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
			そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規

模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟			
							一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

1 7 災害時応援協定一覧

別紙30-1

行政団体等との災害時応援協定締結状況

平成29年3月31日現在

区分	協定名称	協定団体名	団体数	協定締結日	協定の主な内容	連絡調整担当班(局)
相互応援	災害時における相互援助協定	川崎市	1	S44.7.29	相互応援	災害対策本部事務局
	災害時における近隣市町村相互応援協定	長岡市、加茂市、佐渡市、阿賀野市、新発田市、五泉市、三条市、燕市、聖籠町、田上町、弥彦村	11	H7.4.1	相互応援	災害対策本部事務局
	県央広域市町村における災害時の相互応援に関する協定	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、燕市、長岡市	6	H8.2.29	相互応援	災害対策本部事務局
	自治体防災情報ネットワーク連絡会災害時相互応援に関する協定	仙台市、島原市、静岡市、釧路市、福井市、墨田区	6	H8.7.1	相互応援	災害対策本部事務局
	北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱	長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町、前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みなかみ町、玉村町、栃木県足利市、栃木市、佐野市、小山市、水戸市、ひたちなか市、茨城町	18	H8.10.14	相互応援	災害対策本部事務局
	磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱	五泉市、阿賀野市、阿賀町、喜多方市、会津若松市、郡山市、いわき市、田村市、西会津町、会津板下町、磐梯町、猪苗代町、三春町、小野町、会津美里町	15	H10.5.21	相互応援	災害対策本部事務局
	横浜市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	横浜市	1	H20.2.4	相互応援	災害対策本部事務局
	21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	20	H20.2.20	相互応援	災害対策本部事務局
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海門市、有田市、倉敷市、玉野市、香川県坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市	55	H23.7.12	相互応援	災害対策本部事務局
	さいたま市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	さいたま市	1	H26.3.25	相互応援	災害対策本部事務局
	前橋市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	前橋市	1	H26.9.29	相互応援	災害対策本部事務局
	高崎市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	高崎市	1	H26.9.29	相互応援	災害対策本部事務局
	新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定	西条市	1	H27.6.13	相互応援	災害対策本部事務局
	新潟市といわき市との危機発生時における相互応援に関する協定	いわき市	1	H27.9.24	相互応援	災害対策本部事務局
	21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	20	H25.3.13	相互応援	福祉対策部福祉総務班
災害時の相互協力に関する申し合わせ	国土交通省北陸地方整備局企画部	1	H21.2.19	情報の収集・提供、職員の派遣	災害対策本部事務局	
避難場所提供	災害時における防災活動協力に関する覚書	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	1	H21.6.1	一時避難所の提供	災害対策本部事務局
水防活動	覚書	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	1	H21.6.25	信濃川下流(小須戸橋右岸)における水防活動	災害対策本部事務局
情報	ホームページによる災害情報発信の相互協力に関する協定	堺市	1	H26.6.16	ホームページを利用した災害情報発信の相互協力	災害対策本部事務局
廃棄物	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	新潟県	1	H18.10.23	災害廃棄物処理にかかる相互応援	環境総務班
物資	中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会	40	H20.9.1	災害時相互応援	市場班
水道	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	岡山市水道局	1	H27.1.30	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	神戸市水道局	1	H26.3.24	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	静岡市上下水道局	1	H26.2.5	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部統括班
	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局	1	H25.8.27	災害時燃料供給の相互協力	水道対策部統括班
	仙台市水道局と新潟市水道局の災害相互応援に関する覚書	仙台市水道局	1	H24.11.20	相互応援	水道対策部統括班
	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	19大都市水道局	18	H25.3.31	相互応援	水道対策部統括班
	日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱	日本水道協会新潟県支部	1	H22.2.16	相互応援	水道対策部統括班
	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部	1	H20.2.7	相互応援	水道対策部統括班
	水道緊急連絡管水融通等相互応援に関する協定書	五泉市	1	H18.6.1	相互応援	水道対策部統括班
	水道緊急連絡管水融通等相互応援に関する協定書	三条市	1	H25.3.22	相互応援	水道対策部統括班
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	名古屋市上下水道局	1	H29.2.9	相互応援・情報交換	水道対策部統括班	

※ 消防相互応援協定については、「表2-1-10-3 新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等」に記載

表 1-1-3-2 過去10年間の観測値

観測地点名：新潟地方気象台

年	気温					相対湿度			降水量(mm)					最深積雪		降雪の深さ		
	平均	最高気温		最低気温		平均	最小		合計	日最大		最大1時間		合計	日最大			
		℃	℃	起日	℃		起日	%		%	日	mm	mm		起日	mm	起日	cm
平成 18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7
平成 19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7
平成 20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27 *	76	12	1/25
平成 21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17
平成 22	14.4	35.1	8/11*	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4
平成 23	13.9	37.3	7/20	-2.8	1/31*	71	17	4/1	1858.0	103.5	7/29	44.5	7/30	35	1/17*	200	18	1/14
平成 24	13.8	36.2	9/17	-4.2	2/19*	72	22	10/14	1810.0	70.5	10/23	33.5	10/23	71	2/17	304	48	2/17
平成 25	13.8	35.1	8/17	-3.8	2/25	73	11	5/9	2327.0	113.0	8/20	54.0	7/31	16	12/9	132	16	12/9
平成 26	13.7	36.1	7/26	-4.4	2/12*	72	13	5/7	1984.0	125.0	7/9	30.5	7/9	24	2/9	64	20	2/8
平成 27	14.4	36.0	7/13	-3.4	2/9	72	12	4/23	1467.5	59.5	12/11	27.5	8/14	32	12/6	121	29	12/6
平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24	

年	風速								日降水≥ 30mm 日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数
	平均	最大風速				最大瞬間風速							
		m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向	起日					
平成 18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33	
平成 19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30	
平成 20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39	
平成 21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41	
平成 22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47	
平成 23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30	
平成 24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38	
平成 25	3.3	16.4	西南西	4/7	27.0	西	4/7	20	84	3	40	34	
平成 26	3.2	13.3	西南西	12/2	25.8	西	12/2	15	75	2	36	24	
平成 27	3.1	15.3	南東	8/26	25.0	西	12/4	6	76	3	18	33	
平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5	

注：「」は20%以下の欠測があることを、「」は20%を超える欠測があることを示します。1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合、起日の新しい方を掲載し、日の欄に*を付加しています。積雪、降雪量及び雪日数は寒候年(前年8月～当年7月)までの統計値です。平年値は過去30年(昭和56年～平成22年)の平均値です。

表 1 - 1 - 3 - 3 人口の推移

(国勢調査結果 各年10月1日現在)

年次	人 口 (人)			人口対前回 増加率 %
	総数	男	女	
昭和 60 年	759,568	369,337	390,231	3.95
平成 2 年	776,775	375,965	400,810	2.27
平成 7 年	796,456	386,198	410,258	2.53
平成 12 年	808,969	391,891	417,078	1.57
平成 17 年	813,847	392,525	421,322	0.60
平成 22 年	811,901	390,406	421,495	△0.24
平成 27 年	810,157	389,512	420,645	△0.21

※平成13年1月1日合併の黒埼町、平成17年3月21日合併の12市町村（新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村）、平成17年10月10日合併の巻町を合算した数値

(参考：区別人口)

区名	平成 27 年	平成 22 年	平成 22～27 年	
	人口(人)	人口(人)	人口差(人)	人口増加率(%)
北 区	76,328	77,621	△1,293	△1.67
東 区	137,577	138,096	△519	△0.38
中央区	183,767	180,537	3,230	1.79
江南区	68,906	69,365	△459	△0.66
秋葉区	76,843	77,329	△486	△0.63
南 区	45,685	46,949	△1,264	△2.69
西 区	162,833	161,264	1,569	0.97
西蒲区	58,218	60,740	△2,522	△4.15
新潟市 計	810,157	811,901	△1,744	△0.21

表 2-1-9-4 消防無線

基地局名	無線波区分
にいがたしょうぼう にいがたしょうぼうきた にいがたしょうぼうあきは にいがたしょうぼうにしかん	活動波 9波 主運用波 1波 統制波 3波 防災相互波 1波
にいがたしょうぼうかなや	活動波 3波
にいがたしょうぼうごかはま	活動波 3波
にいがたしょうぼうませ	活動波 3波

設置場所	基地局	固定局	陸上移動局			
			消防車載用	救急車載用	携帯用	移動局計
消防局	1局	1局	8局	2局	74局 (22局)	84局 (22局)
北消防署	1局	1局	14局 (1局)	4局	35局 (22局)	53局 (23局)
東消防署			16局 (1局)	3局	42局 (26局)	61局 (27局)
中央消防署			22局 (1局)	4局	79局 (50局)	105局 (51局)
江南消防署			9局 (1局)	3局	29局 (19局)	41局 (20局)
秋葉消防署	2局	1局	15局 (1局)	4局	35局 (22局)	54局 (23局)
南消防署			10局 (1局)	3局	29局 (19局)	42局 (20局)
西消防署			14局 (1局)	4局	47局 (29局)	65局 (30局)
西蒲消防署	3局	1局	15局 (1局)	6局	48局 (31局)	69局 (32局)
その他		1局 ※1				
合計	7局	5局	123局 (8局)	33局	418局 (240局)	574局 (248局)

() 内訳は、400MHz帯無線局数を示す。

※1 NTT東日本新潟支店万代橋ビル内

※陸上移動局携帯用に可搬式含む（消防団携帯11機は除く）

- 消防局
- 消防署
- 出張所
- ◆ 救急ステーション
- ◇ 消防訓練場

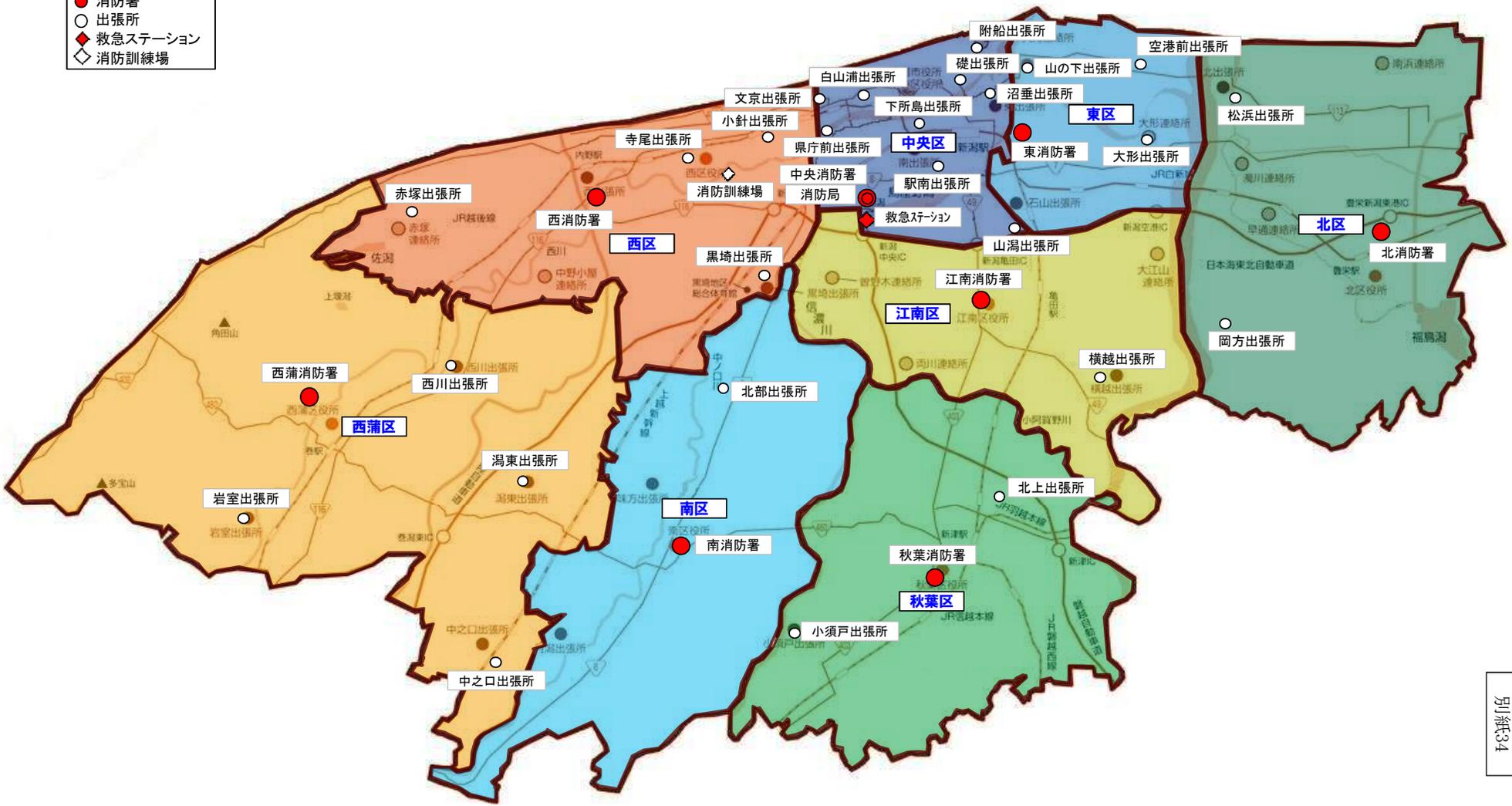


表2-1-10-1 新潟市消防局現勢分布

H28. 4. 1

車種 所属	人員数	車両数	消防車両													その他の車両				船舶							
			ポンプ車	タンク車	救助工作車	はしご車	3点式大型高所放水車	セット大型化学車	泡原液搬送車	化学車	指揮車	特殊災害対応車	特殊指揮隊車	特別高度工作車	大型除染システム搭載車	海水利用型消防水利システム	津波・大規模風水害対策車両	指令広報車	人員輸送車		資機材搬送車	高規格救急車	救急車	予防査察車	防火指導車	広報指導車	連絡車
総数	915	181 (3)	27	20	9	8 (3)	1	1	1	7	8	1	1	1	1	2	1	16	1	6	32	28	3	1	4	1	
消防局 (計)	131	12			1					1								5			1	2	1	1			
北消防署	北本署	56	12	1	1	1		1	1	1								1		1	2	1	1				
	松浜出張所	21	4	1						1											1		1				
	岡方出張所	—	2	1																	1						
	(計)	77	18	3	1	1		1	1	1	1							1		1	4	2	1				
東消防署	東本署	48	11	1		1	1			1								1	2		1	1			1		
	山の下の出張所	21	5	1					1	1											1		1				
	空港前出張所	15	3			1				1													1				
	大形出張所	21	4	1	1																1		1				
(計)	105	23	3	2	1	1		1	2	1							1	2		1	3	4			1		
中央消防署	中央本署	49	11	1	1	1				1								1		1	1	2	1		1		
	礎出張所	15	3			1																	1				1
	白山浦出張所	12	2			1																	1				
	附船出張所	13	2			1																	1				
	県庁前出張所	12	3	1						1									1					1			
	沼垂出張所	12	2			1																		1			
	下所島出張所	15	3	1	1																		1				
	文京出張所	15	3				1	1															1				
	駅南出張所	21	4			1																2	1				
山潟出張所	21	4	1	1																	1	1					
(計)	185	37	4	8	1	2			1	1							2		1	4	10	1		1		1	
江南消防署	江南本署	50	9	1	1	1	1 (1)			1								2		1		1					
	横越出張所	12	4	1																	2		1				
	(計)	62	13	2	1	1	1 (1)			1								2		3		2					
秋葉消防署	秋葉本署	44	13	1		1	1			1	1				2		1	1	1	1	2	1					
	北上出張所	18	3	2																	1						
	小須戸出張所	12	3	1	1																1						
(計)	74	19	4	1	1	1			1	1				2		1	1	1	4	1							
南消防署	南本署	48	13	2		1	1			1	1	1						1		1	2	1	1				
	北部出張所	12	2			1															1						
	(計)	60	15	2	1	1	1			1	1	1						1		3		1	1				
西消防署	西本署	49	9 (1)	1		1	1 (1)			1					1			1		1		1			1		
	小針出張所	24	4	1															1		1		1				
	寺尾出張所	12	4	1	1																1		1				
	赤塚出張所	12	3	1	1																		1				
	黒埼出張所	21	3			1															1		1				
(計)	118	23 (1)	4	3	1	1 (1)			1					1			1	1		4		5			1		
西蒲消防署	西蒲本署	44	11 (1)	1	1	1	1 (1)			1	1							1		1	2	1					
	岩室出張所	17	3	1	1																1						
	潟東出張所	12	2	1																	1						
	中之口出張所	12	2	1																	1						
	西川出張所	18	3	1	1																1						
(計)	103	21 (1)	5	3	1	1 (1)			1	1								1		6		1					

(注) はしご車の()は、はしご車で大型高所放水車の装備を兼ねているものを再掲。

表 2-1-13-1 備蓄品の備蓄場所、品目及び数量

区名	NO	備蓄拠点	住所
北区	1	北区役所	葛塚 3197
	2	河川防災ステーション	太田丙 1343
	3	北出張所	松浜 1-7-9
	4	濁川小学校	濁川 284
	5	南浜小学校	島見町 2078
	6	松浜中学校	松浜 5-12-2
東区	7	大形連絡所	海老ヶ瀬 615-1
	8	下山小学校	太平 2-18
	9	木戸中学校	上木戸 5-1-1
	10	藤見中学校	小金町 3-5-1
	11	石山中学校	東明 6-2
	12	東石山中学校	西野 1197
	13	山の下まちづくりセンター	古川町 4-12
中央区	14	市役所分館	学校町通 1-602-1
	15	鳥屋野小学校	美咲町 2-4-7
	16	浜浦小学校	浜浦町 1-1
	17	旧豊照小学校	見方町 2518
	18	万代長嶺小学校	東万代町 4-1
	19	沼垂小学校	鏡が岡 5-5
	20	鳥屋野運動公園野球場	女池南 3-6-4
	21	桜ヶ丘小学校	姥ヶ山 6-1-21
	22	寄居中学校	當所通 2-592-12
	23	新潟柳都中学校	栄町 3-4213
	24	宮浦中学校	万代 5-6-1
江南区	25	江南区役所	泉町 3-5-1
	26	横越出張所	横越中央 1-1-1
	27	亀田総合体育館	茅野山 3-1-13
	28	亀田駅前地域交流センター	東船場 1-1-22
	29	両川中学校	酒屋 702-1
	30	東曾野木小学校	鐘木 214-1
	31	大江山農村環境改善センター	細山字新田浦 401

秋葉区	32	秋葉区役所	程島 2009
	33	新津地域学園	新津東町 2-5-6
	34	小須戸小学校	横川浜 541-1
	35	小須戸ふれあい会館	矢代田 35
	36	結小学校	結 132
南区	37	味方出張所	味方 1544
	38	月瀉出張所	月瀉 544
	39	旧農業会館	親和町 6-5
	40	大鷲小学校	東笠巻 1202
西区	41	西出張所分庁舎	内野町 471
	42	西新潟市民会館	小針 2-24-1
	43	真砂小学校	真砂 3-24-1
	44	坂井輪小学校	坂井東 1-2-1
	45	坂井東小学校	坂井東 5-17-1
	46	山田小学校	山田 2781-2
	47	中野小屋中学校	中野小屋 932
	48	赤塚中学校	赤塚 5590
西蒲区	49	防災資材倉庫	三方 24
	50	善光寺倉庫	善光寺 112-3
	51	旧西蒲原土地改良区中之口支所	中之口 688-1
	52	岩室出張所	西中 860
	53	ふれあい福祉センター倉庫	巻甲 4368
	54	やすらぎ会館プレハブ倉庫	巻甲 121-1
	55	巻ふるさと会館	五ヶ浜2237
	56	間瀬公民館	間瀬 4287-1

備蓄品目・備蓄数量

品目	保存年数	単位	目標数量
主食（アルファ化米等）	5年	食	131,000
主食（お粥）	5年	食	22,000
保存水	7年	リットル	103,488
携帯トイレ	1.5年	袋	149,100
粉ミルク	1.8ヶ月	リットル	1,180
おむつ（大人用）	3年	枚	2,330
尿取りパッド	3年	枚	5,820
おむつ（乳幼児用）	3年	枚	25,380
生理用品	3年	枚	59,460
毛布	10年	枚	28,500
哺乳瓶	—	本	1,180
哺乳瓶用消毒剤	5年	錠	6,534
発電機・投光機セット	—	台	360
洋式便座	—	台	360
ストーブ	—	台	360
簡易コンロセット	—	セット	173
トイレットペーパー	—	巻	12,603
プラスチックコップ	—	個	29,619

※目標数量は、平成26年度に実施した防災基礎調査に基づく発災1日後の想定避難者数（市内人口（平成25年12月時点の住民基本台帳人口を使用）の15.9%）で算出。

北 区

別紙36-1

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
葛塚小学校	川西3丁目9番24号	1,506	○	3,012	2階以上	1,489	—	—	—	—
豊栄武道館	北区川西3丁目5202番地3	134	○	268	×	—	—	—	—	—
光晴中学校	上土地亀4981番地	1,772	○	3,544	2階以上	1,247	—	—	—	—
豊栄高等学校	上土地亀大曲761番地	1,392	○	2,785	2階以上	1,733	—	—	—	—
葛塚コミュニティセンター	東栄町1丁目1番18号	182	○	365	2階以上	167	—	—	—	—
豊栄地区公民館	東栄町1丁目1番35号	513	○	1,026	2階以上	583	—	—	—	—
豊栄さわやか老人福祉センター	東栄町1丁目1番35号	598	○	1,197	2階以上	453	—	—	—	—
かやま保育園	嘉山1丁目2番41号	276	○	553	×	—	—	—	—	—
豊栄総合体育館	嘉山488番地3	1,455	○	2,911	2階以上	330	—	—	—	—
若葉保育園	新鼻279番地2	173	○	347	×	—	—	—	—	—
葛塚東小学校	朝日町4丁目1番2号	1,554	○	3,108	2階以上	1,872	—	—	—	—
葛塚中学校	太田乙433番地	1,930	○	3,861	2階以上	2,647	○	3,861	—	—
県立若草寮	石動1丁目1番地1	268	○	536	2階以上	124	—	—	—	—
すみれ保育園	石動1丁目10番地1	265	○	530	×	—	—	—	—	—
太田小学校	太田817番地	605	○	1,210	2階以上	579	—	—	—	—
木崎小学校	木崎2973番地	1,073	○	2,146	2階以上	943	—	—	—	—
木崎中学校	木崎3291番地1	1,330	○	2,660	全階可	2,660	—	—	—	—
木崎コミュニティセンター	木崎3227番地	181	○	363	全階可	363	—	—	—	—
笹山小学校	笹山1457番地	585	○	1,170	全階可	1,170	—	—	—	—
木崎保育園	横井279番地	310	○	620	全階可	620	—	—	—	—
岡方第一小学校	長戸呂985番地	761	○	1,523	2階以上	746	—	—	—	—
越岡保育園	十二321番地	239	○	479	×	—	—	—	—	—
岡方中学校	太子堂104番地	1,064	○	2,129	2階以上	726	—	—	—	—
岡方コミュニティセンター	長戸呂4601番地	125	○	250	×	—	—	—	—	—
岡方第二小学校	森下1223番地	733	○	1,467	2階以上	524	○	1,467	—	—

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
三ツ森保育園	森下1409番地	187	○	374	×		—		—	
豊栄南小学校	長場2621番地	606	○	1,212	2階以上	652	—		—	
長浦コミュニティセンター	長場1834番地1	175	○	350	×		—		—	
早通南小学校	須戸1丁目1番地1	1,973	○	3,946	2階以上	2,335	—		—	
早通南保育園	早通南1丁目9番7号	323	○	646	2階以上	160	—		—	
早通コミュニティセンター	早通37番地1	300	○	601	2階以上	460	—		—	
早通児童センター	早通37番地1	123	○	246	×		—		—	
早通中学校	早通396番地	1,768	○	3,536	2階以上	1,569	—		—	
早通北保育園	早通北3丁目7番30号	353	○	707	×		—		—	
松浜小学校	松浜3丁目19番地1	1,918	○	3,836	全階可	3,836	○	867	3階以上	1,112
松浜中学校	松浜5丁目12番地2	1,237	○	2,475	全階可	2,475	○	2,475	3階以上	736
北地区コミュニティセンター	名目所3丁目1129番地	489	○	979	2階以上	569	○	979	—	
太夫浜小学校	太夫浜2045番地2	826	○	1,652	全階可	1,652	○	1,652	—	
南浜小学校	島見町2078番地	707	○	1,415	全階可	1,415	—		—	
南浜中学校	島見町3965番地	979	○	1,959	全階可	1,959	—		—	
旧埋蔵文化財センター	太郎代2554番地	250	○	500	全階可	500	○	500	—	
濁川小学校	濁川284番地	1,129	○	2,259	2階以上	1,505	—		—	
濁川中学校	新崎5437番地	1,124	○	2,249	全階可	2,249	—		—	

北 区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災	津波
島見公園	島見町1876番地 1	13,645	○	—	—	—
陽光南公園	太夫浜新町 1 丁目 5 番 1 号	4,607	○	—	—	—
つくし野西公園	つくし野 1 丁目 13 番 1 号	3,233	○	×	—	—
つくし野東公園	つくし野 2 丁目 18 番	3,032	○	×	—	—
山の上公園	松浜 1 丁目 17 番地	3,400	○	—	—	—
あかしあ公園	松浜 3 丁目 19 番地 8	3,401	○	—	×	—
ちとせ公園	松浜 5 丁目 12 番地 1	6,040	○	—	—	—
みなと公園	松浜 7 丁目 9 番地 1	3,000	○	×	—	—
すみれ野公園	すみれ野 1 丁目 12 番 2 号	5,047	○	×	—	—
豊栄ひまわり公園	柳原 2 丁目 7 番 1 号	2,600	○	×	—	—
月見公園	太田字法花鳥屋甲5271番地	2,669	○	—	—	—
見国山公園	木崎字見国山2878番地 5	2,725	○	—	—	—
美里第一公園	美里 1 丁目 5 番 5 号	2,729	○	×	—	—
前新田公園	東栄町 2 丁目 7 番 1 号	2,829	○	×	—	—
やまどおり公園	木崎字樋ノ入山2741番地 1	2,865	○	—	—	—
川岸公園	嘉山 2 丁目 1646 番地	2,889	○	—	—	—
石動公園	白新町 1 丁目 3994 番地	3,249	○	×	—	—
下大口公園	葛塚字下大口4539番地	3,298	○	—	—	—
彩野公園	彩野 1 丁目 6 番 1 号	3,429	○	×	—	—
仏伝公園	早通南 3 丁目 977 番地	3,888	○	×	—	—
まえわり公園	早通北 3 丁目 311 番地 75	4,035	○	×	—	—
すみれ公園	石動 1 丁目 10 番 3 号	4,219	○	×	—	—
さくら公園	白新町 4 丁目 54 番 1 号	4,240	○	×	—	—
太田農村公園	太田字下黒山2005番地	4,255	○	—	—	—
おやま公園	木崎837番地30	4,292	○	×	—	—
住良公園	川西 3 丁目 1834 番地	4,527	○	×	—	—
夕やけ公園	柳原 3 丁目 10 番 2 号	5,597	○	×	—	—
中嘉山公園	嘉山 4 丁目 6 番 1 号	6,234	○	×	—	—
豊栄大空公園	早通北 5 丁目 1682 番地 1	6,747	○	×	—	—
しらかば公園	朝日町 2 丁目 14 番 1 号	3,749	○	—	—	—
長浦農村公園	浦木字長場村下1963番地 1	11,877	○	×	—	—
豊栄南運動公園	嘉山字嘉山493番地	12,589	○	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模火災
濁川公園	濁川686番地 1	17,208	○	—	—	—	○
水の公園福島潟	前新田乙493番地	60,513	○	×	—	—	○

東 区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
山の下小学校	山の下町8番55号	1,205	○	2,410	全階可	2,410	—	—	3階以上	2,400
桃山小学校	桃山町2丁目204番地	1,460	○	2,920	全階可	2,920	—	—	3階以上	2,800
山の下中学校	秋葉通2丁目3722番地7	1,790	○	3,581	全階可	3,581	—	—	3階以上	3,200
新潟朝鮮中級学校	空港西2丁目14番1号	283	×	—	2階以上	453	—	—	—	—
東山の下小学校	藤見町1丁目23番57号	2,336	○	4,672	2階以上	3,289	—	—	3階以上	3,710
藤見中学校	小金町3丁目5番1号	2,039	○	4,079	全階可	4,079	○	4,079	—	—
新潟東高等学校	小金町2丁目6番1号	580	○	1,160	全階可	1,160	—	—	—	—
中地区コミュニティセンター	松和町15番8号	333	○	667	2階以上	418	○	333	—	—
下山小学校	太平2丁目18番地	2,323	○	4,646	全階可	4,646	—	—	3階以上	2,080
下山中学校	下山1丁目120番地	1,647	○	3,295	全階可	3,295	—	—	3階以上	2,800
下山コミュニティハウス	下山1丁目121番地	104	○	209	×	—	—	—	—	—
木戸小学校	中山4丁目1番1号	1,586	○	3,173	2階以上	2,068	—	—	3階以上	2,770
竹尾小学校	竹尾2丁目18番1号	983	○	1,967	2階以上	1,022	—	—	3階以上	1,920
東新潟中学校	山木戸1丁目2番1号	2,031	○	4,063	2階以上	1,704	—	—	3階以上	2,920
木戸コミュニティセンター	中山4丁目2番6号	174	○	348	2階以上	176	—	—	—	—
牡丹山小学校	牡丹山6丁目15番1号	1,592	○	3,184	2階以上	1,844	—	—	3階以上	3,160
木戸中学校	上木戸5丁目1番1号	1,826	○	3,652	2階以上	1,842	—	—	3階以上	3,520
はなみずきコミュニティハウス	はなみずき1丁目15番12号	94	○	189	2階以上	140	—	—	—	—
大形小学校	大形本町2丁目6番1号	1,919	○	3,839	2階以上	2,430	—	—	3階以上	3,140
大形中学校	海老ヶ瀬122番地1	1,545	○	3,091	2階以上	1,171	—	—	3階以上	1,970
新潟北高等学校	本所847番地1	912	○	1,824	2階以上	1,623	—	—	—	—
江南小学校	江南5丁目1番1号	1,318	○	2,637	2階以上	1,389	—	—	3階以上	2,910
石山中学校	東明6丁目2番地	1,914	○	3,828	2階以上	1,782	—	—	3階以上	2,890
中野山小学校	中野山1丁目1番1号	1,580	○	3,161	2階以上	1,867	—	—	—	—
シルバーピア石山	石山団地10番13号	292	○	585	2階以上	413	—	—	—	—
南中野山小学校	中野山863番地1	1,346	○	2,693	2階以上	1,360	—	—	—	—
東中野山小学校	猿ヶ馬場9番地	1,405	○	2,810	2階以上	1,636	—	—	—	—
東石山中学校	西野1197番地	1,743	○	3,486	2階以上	1,680	—	—	—	—
東石山コミュニティハウス	岡山149番地6	114	○	228	×	—	—	—	—	—

東 区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
青葉公園	臨港1丁目8番10号	7,640	○	—	—	×
大山台公園	大山2丁目13番2号	15,312	○	—	×	○
山の下まちづくりセンター	古川町4番12号	1,220	—	—	○	○
秋葉自然公園	秋葉1丁目5番5号	3,000	○	—	—	×
牛海道中央公園	空港西1丁目14番1号	13,952	○	×	—	×
山の下海浜公園	船江町1丁目52番1号	18,692	○	—	—	×
河渡公園	河渡本町20番1号	2,500	○	—	—	—
小金公園	松和町1番1号	4,186	○	—	—	—
藤見中央公園	藤見町2丁目29番1号	9,545	○	×	—	×
赤トンボ公園	幸栄1丁目9番30号	2,659	○	—	—	—
大空公園	太平2丁目11番地	3,400	○	×	—	—
河渡中央公園	有楽3丁目3番地1	21,000	○	—	—	—
太平公園	太平3丁目24番地	6,600	○	—	—	—
松崎公園	白銀2丁目7番地1	2,933	○	—	—	—
宮浦公園	太平1丁目1番地3	3,300	○	—	—	×
東区役所	下木戸1丁目4番1号	6,520	○	○	○	○
かれすわ公園	海老ヶ瀬78番地9	2,550	○	×	—	×
新松崎第2公園	新松崎3丁目6番8号	2,690	○	×	—	×
津島屋公園	津島屋6丁目5番地1	33,000	○	×	—	×
園芸センター記念公園	石山2丁目2番37号	5,556	○	×	—	×
東山公園	東明1丁目4番地	14,739	○	×	—	×
石山居村公園	新石山4丁目9番地1	2,918	○	×	—	×
石山第一公園	東中島1丁目2番18号	3,481	○	×	—	—
石山中央公園	新石山2丁目5番地	3,502	○	×	—	×
協和公園	石山団地9番16号	3,321	○	×	—	—
中野山家浦公園	中野山1丁目2番地2	2,734	○	—	—	×
萌木野公園	もえぎ野2丁目14番30号	1,958	○	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能 人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模 火災
じゅんさい池公園	松園2丁目2番1号	4,806	○	—	—	—	○

中央区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
浜浦小学校	浜浦町1丁目1番地	1,359	○	2,719	全階可	2,719	—		3階以上	2,400
関屋小学校	関屋下川原2丁目664番地	1,121	○	2,243	全階可	2,243	—		3階以上	1,850
鏡淵小学校	白山浦1丁目207番地3	1,059	○	2,119	2階以上	768	—		3階以上	960
白山小学校	川端町1丁目1番地	1,014	○	2,028	全階可	2,028	—		3階以上	2,000
新潟小学校	東大畑通1番町679番地	1,908	○	3,816	2階以上	2,746	—		3階以上	3,810
日和山小学校	栄町3丁目5930番地2	1,591	○	3,183	全階可	3,183	—		3階以上	3,000
万代長嶺小学校	東万代町4番1号	1,649	○	3,298	2階以上	2,212	—		3階以上	2,600
沼垂小学校	鏡が岡5番5号	1,764	○	3,529	2階以上	2,004	—		3階以上	2,640
山潟小学校	弁天橋通3丁目3番1号	1,259	○	2,518	2階以上	1,115	—		—	
上所小学校	近江3丁目2番1号	1,560	○	3,120	2階以上	2,115	—		3階以上	3,160
鳥屋野小学校	美咲町2丁目4番地7	2,617	○	5,234	全階可	5,234	—		3階以上	3,430
笹口小学校	笹口2番47号	1,529	○	3,059	2階以上	1,628	—		3階以上	1,010
女池小学校	女池6丁目4番1号	1,515	○	3,031	2階以上	1,466	—		3階以上	2,760
有明台小学校	有明台4番1号	1,256	○	2,512	全階可	2,512	—		3階以上	1,650
南万代小学校	幸西4丁目1番1号	1,865	○	3,730	2階以上	2,606	—		3階以上	2,600
上山小学校	女池上山1-1-28	1,254	○	2,508	2階以上	1,322	—		3階以上	2,440
桜が丘小学校	姥ヶ山6丁目1番21号	1,633	○	3,266	2階以上	2,497	—		—	
紫竹山小学校	紫竹山1丁目12番1号	1,457	○	2,914	2階以上	1,532	—		3階以上	2,450
関屋中学校	浜浦町2丁目1番地	2,122	○	4,244	全階可	4,244	—		3階以上	3,800
鳥屋野中学校	女池4丁目31番地1	2,014	○	4,029	2階以上	1,846	—		3階以上	2,540
白新中学校	川岸町2丁目4番地	1,803	○	3,607	全階可	3,607	—		3階以上	3,310
寄居中学校	營所通2番町592番地12	1,701	○	3,403	全階可	3,403	○	3,403	3階以上	1,690
新潟柳都中学校	栄町3丁目4213番地	1,701	○	3,403	全階可	3,403	○	3,403	全階可	5,230
宮浦中学校	万代5丁目6番1号	2,085	○	4,170	2階以上	2,279	—		3階以上	3,400
上山中学校	女池上山5-1-13	1,800	○	3,600	2階以上	1,614	—		3階以上	3,020

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
山潟中学校	山二ツ1番地1	1,696	○	3,392	2階以上	1,621	—	—	—	—
万代高等学校	沼垂東6丁目8番1号	2,807	○	5,615	2階以上	4,106	—	—	3階以上	6,700
明鏡高等学校	沼垂東6丁目11番1号	2,560	○	5,120	2階以上	4,629	—	—	3階以上	2,600
高志中等教育学校	高志1丁目15番1号	2,675	○	5,350	2階以上	4,429	—	—	3階以上	5,570
新潟高等学校	関屋下川原町2丁目635番地	1,161	○	2,323	全階可	2,323	—	—	—	—
新潟中央高等学校	学校町通2番町5317番地1	1,040	○	2,081	全階可	2,081	—	—	3階以上	5,530
新潟南高等学校	上所1丁目3番1号	912	○	1,824	2階以上	1,960	—	—	3階以上	3,101
新潟江南高等学校	女池南3丁目6番1号	843	○	1,686	2階以上	1,621	—	—	—	—
新潟商業高等学校	白山浦2丁目68番2号	931	○	1,862	2階以上	1,666	—	—	—	—
北越高等学校 (体育館)	米山5丁目12-1	1,173	○	2,346	2階以上	1,019	—	—	—	—
北部総合コミュニティセンター	附船町1丁目4385-1	1,252	○	2,504	全階可	2,504	—	—	3階以上	350
駅南コミュニティセンター	米山4丁目12-20	516	○	1,032	2階以上	1,032	—	—	3階以上	340
白新コミュニティハウス	白山浦2丁目180-3	145	○	290	2階以上	290	—	—	—	—
関屋コミュニティハウス	関屋田町4丁目566-1	98	○	197	2階以上	197	—	—	3階以上	80
寄居コミュニティハウス	西大畑町617	166	○	333	全階可	333	○	333	3階以上	180
上山コミュニティハウス	網川原2丁目1-15	115	○	230	2階以上	132	—	—	—	—
二葉コミュニティハウス	古町通13番町5148-2	125	○	251	全階可	251	○	251	4階以上	250
万代市民会館	東万代町9-1	888	○	1,777	2階以上	1,597	—	—	3階以上	1,800
白山コミュニティハウス	本町通1番町168-2	100	○	201	全階可	201	—	—	—	—
総合福祉会館	八千代1-3-1	1,134	○	2,269	2階以上	1,992	—	—	4階以上	1,620
クロスパルにいがた	礎町通3ノ町2086番地	1,241	○	2,482	全階可	2,482	—	—	3階以上	2,040
食育・花育センター	清五郎401番地	495	○	990	2階以上	200	—	—	—	—
教育相談センター	西大畑町458番地1	972	○	1,945	全階可	1,945	○	1,945	3階以上	1,450
山潟会館	長潟827番地	263	○	527	2階以上	225	—	—	—	—

中央区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
日の出公園	日の出1丁目7番1号	3,400	○	×	—	×
万代公園	東万代町9番3号	3,800	○	×	—	×
東公園	明石1丁目4番1号	3,155	○	×	—	×
桜が丘公園	京王2丁目15番7号	4,171	○	×	—	×
上山公園	愛宕3丁目5番地	2,697	○	×	—	×
上所島公園	上所2丁目2番32号	2,800	○	×	—	—
太陽公園	笹口1丁目16番地	3,200	○	×	—	×
笹口公園	笹口3丁目6番地1	3,000	○	×	—	×
愛宕公園	愛宕1丁目5番地	4,744	○	×	—	×
鳥屋野交通公園	女池南3丁目6番3号	14,000	○	×	—	×
水戸教公園	雲雀町18番地	4,152	○	—	—	×
西大畑公園	西大畑町5191番地	7,930	○	—	—	—
白山公園	一番堀通町1番地2	35,344	○	×	—	×
信濃公園	信濃町19番1号	2,600	○	—	—	—
金鉢山公園	関屋金鉢山町90番地1	2,970	○	—	—	—
下川原公園	関屋下川原町1丁目3番地3	3,892	○	—	—	—
関分記念公園	関屋2番地44	9,000	○	—	—	—
新潟スタジアム	清五郎68番地1	88,420	○	×	—	—
旧二葉中グラウンド	二葉町2丁目5932番地	10,700	○	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能 人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模 火災
鳥屋野運動公園	女池南3丁目6番4号	40,651	○	×	—	—	○
鳥屋野潟公園	鐘木、清五郎、女池	51,473	○	×	—	—	○
西海岸公園	西船見町5932番地626	80,358	○	—	—	×	○

江南区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
曾野木小学校	天野2丁目7番1号	1,161	○	2,322	2階以上	1,103	—		3階以上	2,230
東曾野木小学校	鐘木214番地1	1,183	○	2,366	2階以上	1,179	—		3階以上	2,270
曾野木中学校	曾川甲387番地1	1,582	○	3,164	2階以上	2,010	—		3階以上	2,590
両川小学校	酒屋町687番地1	947	○	1,894	2階以上	922	—		—	
両川中学校	酒屋町702番地1	926	○	1,853	2階以上	611	—		—	
丸山小学校	丸山300番地	941	○	1,883	全階可	1,883	—		—	
大淵小学校	大淵1760番地1	990	○	1,980	2階以上	879	—		—	
大江山中学校	西山491番地	1,356	○	2,713	全階可	2,713	○	2,713	—	
亀田小学校	亀田新明町1丁目1番46号	1,451	○	2,902	2階以上	1,267	—		—	
亀田東小学校	亀田水道町3丁目2番45号	2,414	○	4,828	2階以上	3,045	—		—	
亀田西小学校	亀田四ツ興野4丁目1番1号	1,683	○	3,366	2階以上	1,818	—		—	
早通小学校	早通5丁目7番2号	799	○	1,598	2階以上	860	—		—	
亀田中学校	城山1丁目3番5号	2,186	○	4,373	2階以上	2,360	—		—	
亀田西中学校	早苗3丁目1番8号	1,813	○	3,626	2階以上	1,348	—		—	
新潟向陽高等学校	亀田向陽4丁目3-1	892	○	1,784	2階以上	1,098	—		—	
亀田第一保育園	亀田新明町2丁目6番1号	158	○	316	2階以上	88	—		—	
亀田第二保育園	諏訪1丁目6番10号	193	○	386	2階以上	100	—		—	
亀田第三保育園	亀田東町3丁目5番15号	200	○	400	2階以上	59	—		—	
亀田第四保育園	西町4丁目6番24号	316	○	632	2階以上	421	—		—	
亀田第五保育園	亀田中島2丁目4番14号	172	○	344	2階以上	67	—		—	
亀田市民会館	船戸山5丁目7番2号	667	○	1,335	2階以上	1,015	—		—	
亀田総合体育館	茅野山3丁目1番13号	1,280	○	2,560	2階以上	1,053	—		—	
横越小学校	横越中央6丁目3番1号	1,391	○	2,783	2階以上	1,469	—		—	
横越中学校	横越中央3丁目4番1号	2,092	○	4,185	2階以上	2,114	—		—	
横越中央保育園	横越中央3丁目2番8号	319	○	639	2階以上	258	—		—	
横越双葉保育園	木津5丁目5番10号	187	○	375	2階以上	78	—		—	

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所								
			地震		洪水		土砂災害		津波		
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	
横越小杉保育園	小杉3丁目14番16号	134	○	269	×			—		—	
横越体育センター・二本木地区コミュニティセンター	二本木3丁目2番50号	447	○	895	×			—		—	
小杉地区コミュニティセンター	小杉3丁目11番26号	214	○	428	2階以上	119	—			—	
横越地区勤労者総合福祉センター	横越川根町2丁目20番1号	314	○	628	×			—		—	
横越農村環境改善センター	沢海3丁目1番30号	414	○	829	2階以上	189	—			—	
木津地域研修センター	木津2丁目3番28号	78	○	157	×			—		—	
横越総合体育館	いぶき野1丁目1番1号	1,021	○	2,043	2階以上	1,018	—			—	

江南区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
西山公園	西山338番地	11,984	○	×	—	—
北山池公園	北山183番地 1	4,143	○	×	—	—
ありの美公園	両川 1 丁目1201番地 2	4,670	○	×	—	—
舞平公園	平賀234番地 1	26,600	○	×	—	—
しゅもく公園	曾野木 1 丁目18番 1 号	2,900	○	×	—	×
大江山公園	笹山423番地	18,375	○	×	—	—
横越さつき公園	横越上町 1 丁目543番地10	702	○	×	—	—
横越中央東公園	横越中央 2 丁目4611番地21	1,454	○	×	—	—
横越中央西公園	横越中央 1 丁目4606番地6	1,682	○	×	—	—
いなほ公園	横越東町 1 丁目3687番地19	643	○	×	—	—
横越農村公園	横越川根町 2 丁目1236番地	3,063	○	×	—	—
横越第 1 みどり公園	横越川根町 3 丁目2733番地16	846	○	×	—	—
横越川根町第 2 公園	横越川根町 5 丁目3215番地42	1,123	○	×	—	—
茜ヶ丘公園	茜ヶ丘2943番地 1 号	2,615	○	×	—	—
第 1 やすらぎ公園	木津工業団地2428番地12	7,413	○	×	—	—
木津農村公園	木津 3 丁目518番地 6	4,058	○	×	—	—
二本木ことぶき公園	二本木 4 丁目1257番地 8	1,242	○	×	—	—
小杉農村公園	小杉 3 丁目2929番地 1	2,790	○	×	—	—
藤駒農村公園	駒込227番地	2,051	○	×	—	—
処分場運動広場	うぐいす 2 丁目662番地 1	7,300	○	×	—	—
いぶき野公園	いぶき野 1 丁目101番地 4	2,676	○	×	—	—
うぐいす公園	うぐいす 2 丁目313番地 8	3,212	○	×	—	—
亀田運動広場	亀田緑町 1 丁目 2 番地	10,760	○	×	—	—
亀田公園	亀田向陽 4 丁目1779番地 1	14,245	○	×	—	—
かわね公園	亀田工業団地 1 丁目2528番地17	15,292	○	×	—	—
稲葉公園	稲葉 2 丁目846番地 1	3,123	○	×	—	—
西町公園	西町 5 丁目1233番地 1	2,394	○	×	—	—
亀田東公園	亀田東町 2 丁目2895番地 3	2,034	○	×	—	—
中島公園	亀田中島 3 丁目2455番地	2,190	○	×	—	—
城所公園	城所 1 丁目甲611番地 2	1,854	○	×	—	—
さつき公園	五月町 2 丁目570番地36	1,701	○	×	—	—
堤公園	城山 4 丁目甲466番地 1	2,342	○	×	—	—
砂岡公園	砂岡 3 丁目1105番地 1	2,406	○	×	—	—
大月公園	亀田ノ内高山520番地 1	2,091	○	×	—	—
亀田曙公園	曙町 4 丁目230番地54	1,144	○	×	—	—
亀田総合運動公園	茅野山 3 丁目 1 番地	26,200	○	×	—	—

秋葉区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
新津第一幼稚園	新津本町4丁目4番3号	236	○	472	2階以上	186	—		—	
新津第一小学校	新津本町4丁目4番3号	1,905	○	3,810	2階以上	1,797	○	3,810	—	
新津第一中学校	新栄町4番1号	2,109	○	4,218	2階以上	1,938	○	4,218	—	
新津高等学校	秋葉1丁目19番1号	1,157	○	2,314	全階可	2,314	○	2,314	—	
新津地域交流センター	新津本町1丁目2番39号	424	○	849	2階以上	689	—		—	
新津第三幼稚園	山谷町3丁目4785番地	271	○	543	2階以上	125	—		—	
新津第三小学校	山谷町3丁目4785番地	1,485	○	2,971	2階以上	1,496	—		—	
市之瀬幼稚園	市之瀬349番地2	155	○	311	×		—		—	
結幼稚園	結160番地3	278	○	556	×		—		—	
結小学校	結132番地	1,469	○	2,938	2階以上	1,878	—		—	
荻川小学校	車場922番地1	2,008	○	4,017	2階以上	2,585	—		—	
新津第二中学校	荻島1丁目15番17号	2,138	○	4,277	2階以上	3,153	—		—	
荻川コミュニティセンター	中野5丁目1番50号	765	○	1,531	2階以上	431	—		—	
旧満日小学校	七日町17番地乙	623	○	1,247	2階以上	296	—		—	
新津B&G海洋センター	七日町2186番地9	641	○	1,283	2階以上	431	—		—	
新津東保育園	日宝町9番4号	130	○	261	2階以上	124	—		—	
新津第二幼稚園	新町2丁目3番3号	271	○	543	2階以上	329	—		—	
新津第二小学校	新町2丁目3番3号	1,585	○	3,170	2階以上	1,588	○	3,170	—	
新津図書館	日宝町6番2号	106	○	212	2階以上	212	—		—	
新金沢保育園	新金沢町12番11号	129	○	258	×		—		—	
阿賀小学校	新津東町2丁目1325番地	1,511	○	3,022	2階以上	1,746	—		—	
新津第五中学校	新津東町2丁目7番29号	2,208	○	4,416	2階以上	2,154	—		—	
新津工業高等学校	新津東町1丁目12番9号	927	○	1,855	2階以上	283	—		—	
新津地域学園	新津東町2丁目5番6号	757	○	1,515	2階以上	781	—		—	
新津地区勤労青少年ホーム	新津東町1丁目5番12号	466	○	933	×		—		—	
新関小学校	下新766番地	953	○	1,907	2階以上	859	—		—	

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
新津クリーンセンター	小口1289番地 1	36	○	73	全階可	73	○	73	—	
新津金屋運動広場	金屋260番地 1	38	○	77	×		—		—	
小合東幼稚園	栗宮41番地 1	157	○	314	2階以上	260	—		—	
小合東小学校	小戸上組234番地	650	○	1,301	2階以上	357	—		—	
小合小学校	出戸180番地	638	○	1,277	2階以上	552	—		—	
小合中学校	小戸下組77番地	837	○	1,675	2階以上	450	—		—	
小合地区コミュニティセンター	小戸下組22番地 1	275	○	551	×		—		—	
金津保育園	朝日483番地 2	177	○	354	全階可	354	—		—	
金津小学校	古津88番地	1,137	○	2,274	2階以上	1,001	○	2,274	—	
金津中学校	割町10番地 2	1,362	○	2,724	全階可	2,724	○	2,724	—	
金津地区コミュニティセンター	古津597番地	242	○	485	全階可	485	○	485	—	
秋葉区新津健康センター	程島1979番地 4	480	○	961	2階以上	629	○	961	—	
秋葉区総合体育館	程島2009番地	1,581	○	3,162	2階以上	597	—		—	
新津武道館	程島2009番地	392	○	784	×		—		—	
里山ビジターセンター	金津1193番地	89	○	179	全階可	179	○	179	—	
小須戸保育園	小須戸325番地 1	243	○	486	×		—		—	
小須戸幼稚園	横川浜527番地 1	204	○	409	×		—		—	
小須戸小学校	横川浜541番地 1	1,457	○	2,914	2階以上	1,400	—		—	
小須戸中学校	横川浜526番地 1	1,382	○	2,765	2階以上	1,566	—		—	
小須戸まちづくりセンター	小須戸120番地 1	339	○	680	2階以上	601	—		—	
小須戸体育館	横川浜526番地 2	651	○	1,302	×		—		—	
小須戸武道館	横川浜239番地 1	247	○	495	×		—		—	
小須戸老人福祉センター	小須戸3870番地 2	93	○	187	×		—		—	
ワークセンターほほえみ	小向1744番地	44	○	89	×		—		—	
新保地域研修センター	新保1747番地	100	○	201	×		—		—	
矢代田保育園	矢代田1237番地 1	109	○	219	×		○	219	—	
矢代田小学校	矢代田5596番地	833	○	1,667	全階可	1,667	○	1,667	—	

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
新津南高等学校	矢代田3200番地 1	863	○	1,727	全階可	1,727	○	1,727	—	
小須戸地区 ふれあい会館	矢代田35番地	306	○	612	全階可	612	○	612	—	
小須戸温泉健康 センター	天ヶ沢498番地 1	123	○	246	全階可	246	×		—	
鎌倉地域研修セン ター	鎌倉273番地 1	73	○	146	全階可	146	○	146	—	

秋葉区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
さつき野第4公園	さつき野4丁目6番24号	3,731	○	×	—	—
工業団地1号公園	川口578番地1	2,999	○	×	—	—
工業団地2号公園	川口578番地30	3,766	○	×	—	—
工業団地3号公園	川口578番地28	3,398	○	×	—	—
みそら野公園	みそら野3丁目14番地6	4,877	○	×	—	—
荻野公園	荻野町109番地3	3,251	○	×	—	—
あおば公園	あおば通1丁目109番地1	4,976	○	×	—	—
満願寺公園	満願寺3423番地2	8,532	○	×	—	—
日宝町公園	日宝町294番地1	3,618	○	×	—	—
六郷公園	六郷1033番地1	3,178	○	—	—	—
中間木公園	小須戸320番地	3,500	○	×	—	—
小須戸児童遊園	小須戸3526番地4	3,751	○	×	—	—
横川浜農村公園	横川浜460番地	3,000	○	×	—	—
横水児童遊園	小向1744番地	997	○	×	—	—
水田農村公園	水田39番地1	2,620	○	×	—	—
新保農村公園	新保1744番地1	671	○	×	—	—
鎌倉農村公園	鎌倉新田273番地2	3,085	○	—	—	—
小須戸運動広場	矢代田1番地	19,549	○	×	—	—
山ノ手公園	矢代田5012番地	2,000	○	—	—	—
舟戸公園	矢代田1238番地5	3,436	○	×	—	—

南 区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
新飯田小学校	新飯田1791番地	513	○	1,026	2階以上	259	—	—	—	—
新飯田地域生活センター	新飯田1261番地1	105	○	210	2階以上	166	—	—	—	—
茨曽根小学校	茨曽根1432番地1	579	○	1,158	2階以上	292	—	—	—	—
白南中学校	茨曽根7619番地	1,505	○	3,010	2階以上	1,480	—	—	—	—
茨曽根地域生活センター	茨曽根3443番地	81	○	163	2階以上	121	—	—	—	—
庄瀬小学校	菱潟新田193番地	1,088	○	2,176	2階以上	921	—	—	—	—
庄瀬地域生活センター	庄瀬6489番地	102	○	204	2階以上	165	—	—	—	—
小林小学校	浦梨215番地1	837	○	1,675	2階以上	581	—	—	—	—
小林地域生活センター	下木山613番地	85	○	170	2階以上	130	—	—	—	—
白井小学校	白井4483番地	1,413	○	2,826	2階以上	1,131	—	—	—	—
白井中学校	白井1425番地	650	○	1,300	2階以上	328	—	—	—	—
白井地域生活センター	白井1193-1	99	○	199	2階以上	153	—	—	—	—
白井保育園	赤渋4540番地	185	○	370	×	—	—	—	—	—
ワークセンターしらはす	戸石45番地2	83	○	167	×	—	—	—	—	—
大鷲小学校	東笠巻1202番地	1,124	○	2,249	2階以上	730	—	—	—	—
大郷地域生活センター	犬鼻新田751番地6	115	○	230	2階以上	188	—	—	—	—
白根北中学校	鷲ノ木新田4814番地	1,814	○	3,629	2階以上	1,662	—	—	—	—
鷲巻地域生活センター	東笠巻新田278番地1	103	○	206	2階以上	163	—	—	—	—
根岸小学校	山崎興野2288番地	1,069	○	2,139	2階以上	838	—	—	—	—
根岸地域生活センター	山崎興野290番地	113	○	227	2階以上	185	—	—	—	—
白根小学校	白根1407番地	1,679	○	3,359	2階以上	1,448	—	—	—	—
白根第一中学校	白根407番地	1,802	○	3,605	2階以上	1,709	—	—	—	—
白根高等学校	上下諏訪木1214番地	855	○	1,710	2階以上	379	—	—	—	—
白根地域生活センター	白根1136番地1	544	○	1,089	2階以上	356	—	—	—	—
諏訪木保育園	白根水道町10番地35	146	○	292	2階以上	87	—	—	—	—
白根保育園	白根2444番地	134	○	268	2階以上	80	—	—	—	—
古川保育園	七軒383番地	146	○	293	×	—	—	—	—	—

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
白根児童センター	白根1372番地	385	○	770	2階以上	770	—	—	—	—
白根カルチャーセンター	上下諏訪木1811番地	1,064	○	2,129	2階以上	498	—	—	—	—
白根学習館	田中383番地	594	○	1,188	2階以上	468	—	—	—	—
大通小学校	大通南5丁目5426番地	1,128	○	2,256	2階以上	641	—	—	—	—
大通地域生活センター	大通南4丁目105番地	247	○	495	2階以上	235	—	—	—	—
大通保育園	鷺ノ木新田5681番地	169	○	338	×		—	—	—	—
味方小学校	吉江370番地	1,200	○	2,401	2階以上	628	—	—	—	—
味方中学校	味方1199番地	1,776	○	3,553	2階以上	1,533	—	—	—	—
味方体育館・ 味方地区公民館	西白根2676番地	1,150	○	2,300	2階以上	232	—	—	—	—
西白根公民館	西白根1563番地1	185	○	370	×		—	—	—	—
味方公民館	味方685番地1	185	○	371	×		—	—	—	—
七穂公民館	吉江238番地1	218	○	437	×		—	—	—	—
味方出張所	味方1544番地	128	○	256	2階以上	256	—	—	—	—
味方地区千日運動施設	西白根262番地	143	○	287	×		—	—	—	—
老人福祉センターいこいの 家楽友荘・南区味方健康セ ンター	味方583番地1	215	○	430	×		—	—	—	—
月潟小学校	月潟1410番地	1,185	○	2,370	2階以上	512	—	—	—	—
月潟中学校	月潟740番地	1,481	○	2,963	2階以上	1,116	—	—	—	—
月潟地区公民館	月潟535番地	312	○	624	2階以上	312	—	—	—	—
月潟農村環境改善 センター	西萱場1069番地	507	○	1,014	×		—	—	—	—
老人福祉センターいこいの 家月寿荘	月潟770番地	230	○	460	×		—	—	—	—
南区月潟健康センター	月潟1417番地	607	○	1,215	×		—	—	—	—

南 区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
新飯田公園	新飯田1004番地 3	5,856	○	×	—	—
茨曾根公園	茨曾根32番地3432	4,120	○	×	—	—
庄瀬公園	菱潟新田 1 番地	3,000	○	×	—	—
下八枚公園	下八枚590番地	2,603	○	×	—	—
大鷲公園	東笠巻1277番地	6,481	○	×	—	—
根岸公園	高井東 1 丁目392番地 1	2,686	○	×	—	—
諏訪木公園	白根水道町1181番地 5	2,100	○	×	—	—
白根公園	白根1145番地 1	5,195	○	×	—	—
水道公園	上下諏訪木35番地 1	6,640	○	×	—	—
大通公園	大通 1 丁目850番地 3	3,023	○	×	—	—
大通はあと公園	大通 2 丁目	4,114	○	×	—	—
白根排水機場跡地公園	下塩俵933番地	4,790	○	×	—	—
大通南 1 号公園	大通南 2 丁目169番地	2,337	○	×	—	—
大通南 2 号公園	大通南 1 丁目119番地	2,274	○	×	—	—
大通南 3 号公園	大通南 3 丁目 5 番地	2,188	○	×	—	—
大通さつき公園	大通黄金 1 丁目 3 番地 1	2,000	○	×	—	—
大通ふれあい公園	大通黄金 2 丁目 7 番地11	14,328	○	×	—	—
千日児童遊園地	西白根21番地 8	652	○	×	—	—
五軒茶屋児童遊園地	西白根1009番地57	741	○	×	—	—
白根第 1 農村公園	西白根1563番地 1	1,934	○	×	—	—
白根第 2 農村公園	西白根262番地	1,098	○	×	—	—
味方第 1 農村公園	味方624番地 1	1,857	○	×	—	—
味方第 2 農村公園	味方952番地 4	2,001	○	×	—	—
吉江児童遊園地	吉江656番地 1	884	○	×	—	—
七穂農村公園	山王新田 1 番地 1	1,736	○	×	—	—
居宿農村公園	居宿 7 番地	880	○	×	—	—
味方出張所駐車場	味方1544番地	3,961	○	×	—	—
大倉児童公園	大倉535番地 1	1,204	○	×	—	—
味方児童館駐車場	味方679番地	1,292	○	×	—	—
月潟野球場	西萱場1115番地	13,912	○	×	—	—
月潟出張所駐車場	月潟535番地	1,500	○	×	—	—
月潟商工会脇駐車場	大別当富2668番地	1,441	○	—	—	—
西萱場農村公園	西萱場95番地 5	2,403	○	×	—	—
木滑農村公園	木滑2104番地 1	1,949	○	×	—	—
大別当児童遊園	大別当659番地 2	596	○	—	—	—

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
月潟農村公園	月潟223番地	333	○	×	—	—
曲通児童遊園	上曲通61番地 1	1,641	○	×	—	—
西部児童遊園	東長嶋89番地 3	1,767	○	×	—	—

広域避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能 人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模 火災
白根総合公園	上下諏訪木1775番地 1	45,436	○	×	—	—	○

西 区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
青山コミュニティ ハウス	青山6丁目16番地 20	97	○	195	全階可	195	—	—	—	
青山小学校	西有明町4番1号	1,232	○	2,465	全階可	2,465	—	—	—	
真砂小学校	真砂3丁目24番1 号	1,281	○	2,563	全階可	2,563	○	2,563	—	
五十嵐中学校	上新栄町5丁目3 番1号	2,032	○	4,065	全階可	4,065	○	4,065	—	
五十嵐コミュニティ ハウス	上新栄町4丁目5 番68号	103	○	206	全階可	206	—	—	—	
五十嵐小学校	寺尾西4丁目23番 1号	1,466	○	2,933	全階可	2,933	—	—	—	
新潟大学（体育館）	五十嵐2の町8050 番地	2,683	○	5,366	全階可	5,366	○	5,366	—	
内野小学校	内野山手2丁目18 番36号	1,609	○	3,219	全階可	3,219	×	—	—	
内野中学校	内野西1丁目10番 1号	1,864	○	3,728	全階可 (注2)	3,728	○	3,728	—	
西内野小学校	内野上新町308番 地1	1,390	○	2,781	全階可	2,781	○	2,781	—	
西コミュニティ センター	内野上新町11810 番地	423	○	846	全階可	846	—	—	—	
新潟西高等学校	内野関場4699番地	1,011	○	2,023	全階可 (注2)	2,023	—	—	—	
木山小学校	谷内1886番地	735	○	1,470	全階可	1,470	—	—	—	
赤塚中学校	赤塚5590番地	1,276	○	2,553	全階可	2,553	—	—	—	
赤塚小学校	赤塚4478番地	866	○	1,733	全階可	1,733	—	—	—	
新潟国際情報大学	みずき野3丁目1 番1号	453	○	907	全階可	907	—	—	—	
小瀬小学校	小瀬637番地	505	○	1,011	全階可	1,011	—	—	—	
中野小屋中学校	中野小屋932番地	935	○	1,870	全階可 (注2)	1,870	—	—	3階以上	800
笠木小学校	笠木1695番地	556	○	1,113	2階以上	423	—	—	3階以上	970
日本文理高等学校	新通1072番地	995	○	1,990	2階以上	1,224	○	1,990	—	
新通小学校	坂井東6丁目18番 1号	1,842	○	3,684	2階以上	2,145	○	3,684	3階以上	3,240
坂井東小学校	坂井東5丁目17番 1号	1,242	○	2,485	全階可 (注1)	2,485	—	—	3階以上	2,520
坂井輪中学校	寺尾上3丁目1番 36号	2,011	○	4,022	全階可	4,022	○	4,022	3階以上	3,030
坂井輪コミュニティ センター	小針西1丁目12番 地12	208	○	417	全階可	417	○	417	—	
坂井輪小学校	坂井東1丁目2番 1号	1,676	○	3,353	全階可 (注1)	3,353	○	3,353	3階以上	3,320
小新中学校	小新西3丁目18番 1号	1,632	○	3,265	3階以上	1,204	—	—	3階以上	1,950

施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
		受入可能人数	避難可否	受入可能人数	避難可否	受入可能人数	避難可否	受入可能人数	避難可否	受入可能人数
新潟工業高等学校	小新西1丁目5番1号	989	○	1,979	3階以上	1,221	—		—	
小針小学校	小針2丁目36番1号	1,807	○	3,614	2階以上	2,196	○	3,614	3階以上	2,310
小針中学校	小針1丁目37番1号	2,106	○	4,213	2階以上	1,749	—		3階以上	3,210
東青山小学校	青山261番地1	1,301	○	2,602	全階可(注1)	2,602	○	2,602	3階以上	2,690
立仏小学校	立仏950番地	1,439	○	2,878	2階以上	1,315	—		3階以上	3,090
山田小学校	山田2781番地2	1,838	○	3,677	全階可(注2)	3,677	—		—	
黒崎市民会館	鳥原909番地1	789	○	1,578	2階以上	413	—		3階以上	290
黒崎中学校	大野町2540番地1	2,299	○	4,598	2階以上	2,236	—		—	
大野小学校	大野町3140番地乙	1,487	○	2,974	3階以上	869	—		—	
新潟翠江高等学校	金巻1657番地	870	○	1,740	2階以上	1,272	—		—	
黒崎南小学校	木場911番地1	1,229	○	2,458	2階以上	865	—		—	

西 区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
平島公園	平島1丁目21番地	6,600	○	×	—	×
平島記念公園	平島3丁目2番地	2,509	○	×	—	×
新町公園	青山新町14番地	2,600	○	—	×	—
寺尾あけぼの公園	寺尾前通2丁目9番地	4,143	○	×	—	×
的場史跡公園	的場流通1丁目2番地1	2,981	○	×	—	×
青山水道遊園	青山水道1番1号	5,390	○	—	—	—
流通公園	流通センター5丁目1番地	18,358	○	×	—	×
中浜公園	新中浜1丁目10番地1	3,567	○	—	—	—
小丸山公園	新中浜5丁目5番地	4,555	○	—	—	—
大学南第一公園	大学南2丁目27番1号	5,091	○	—	—	—
ときめきけやき公園	ときめき東1丁目3番2号	3,636	○	×	—	—
みずき野中央公園	みずき野4丁目14番1号	10,955	○	×	—	—
宮のもり・木場城公園	木場126番地6	2,459	○	×	—	—
黒鳥公園	黒鳥5920番地	3,007	○	×	—	×
かただ公園	みずき野6丁目6番25号	3,000	○	—	—	—
山田公園	山田3358番地	3,398	○	×	—	—
青山海浜公園	関屋1829番地1	4,149	○	—	—	×
小新防災公園1号	小新5丁目8-47	2,931	○	×	—	×

広域避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能 人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模 火災
寺尾中央公園	寺尾中央公園1番1号	14,954	○	—	—	—	○
佐潟公園	赤塚5404番地14	9,741	○	—	—	—	○

西蒲区

避難所

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
巻南小学校	堀山新田1301	1,920	○	3,840	2階以上	1,706	—	—	—	—
巻北小学校	竹野町163	1,784	○	3,568	全階可 (注2)	3,568	○	3,568	—	—
巻高等学校	巻乙30-1	964	○	1,929	全階可	1,929	—	—	—	—
巻総合高等学校	巻甲4295-1	922	○	1,844	全階可	1,844	—	—	—	—
西蒲高等特別支援学 校	堀山新田51-1	509	○	1,018	全階可	1,018	—	—	—	—
巻つくし保育園	堀山新田256	227	○	455	×	—	—	—	—	—
巻保育園	巻甲2644	229	○	459	全階可 (注2)	459	—	—	—	—
巻文化会館・ 巻地区公民館	巻甲635	2,977	○	5,954	全階可	5,954	—	—	—	—
巻体育館	巻甲647	732	○	1,464	全階可	1,464	—	—	—	—
巻やすらぎ会館	巻甲121-1	133	○	266	全階可 (注2)	266	—	—	—	—
巻地域保健福祉セン ター	巻甲4363	238	○	476	全階可 (注2)	476	—	—	—	—
漆山小学校	馬堀4515	1,176	○	2,352	2階以上	858	—	—	—	—
巻東中学校	潟頭1493	2,308	○	4,617	2階以上	1,618	—	—	—	—
漆山東保育園	漆山3320	181	○	362	×	—	—	—	—	—
漆山西保育園	並岡10-2	170	○	340	×	—	—	—	—	—
漆山公民館	馬堀6001-56	122	○	245	×	—	—	—	—	—
漆山グラウンド・体 育館	漆山3299-3	384	○	768	×	—	—	—	—	—
巻西中学校	仁箇42-1	2,513	○	5,027	全階可 (注2)	5,027	○	5,027	—	—
かきの実保育園	仁箇1443-1	151	○	303	全階可	303	○	303	—	—
峰岡公民館	鷲ノ木1633-9	119	○	238	全階可 (注2)	238	—	—	—	—
巻農村環境改善 センター	福井3975番地1	454	○	908	全階可	908	×	—	—	—
入徳館野外研修場	峰岡444番地2	196	○	392	全階可	392	○	392	—	—
角田山自然館	福井4067	151	○	302	全階可	302	—	—	—	—
じょんのび館	福井4067	242	○	485	全階可	485	○	485	—	—
松野尾小学校	松野尾690	947	○	1,894	全階可	1,894	—	—	—	—

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
松野尾地域コミュニ ティセンター	松野尾2852番地 3	128	○	256	全階可	256	—		—	
越前小学校	越前浜4670	1,019	○	2,039	全階可	2,039	⊖	2,039	—	
巻ふるさと会館	五ヶ浜2237	166	○	333	全階可	333	×		—	
角田地区コミュニ ティセンター	角田浜1815番地 1	135	○	271	全階可	271	○	271	—	
岩室小学校	西長島510番地	2,081	○	4,163	全階可 (注2)	4,163	—		—	
和納小学校	和納1212番地	1,728	○	3,456	全階可 (注2)	3,456	—		—	
岩室中学校	西中1421番地	1,329	○	2,658	全階可	2,658	—		—	
岩室保育園	橋本101番地 1	296	○	593	全階可 (注2)	593	○	593	—	
和納保育園	和納909番地	284	○	569	×		—		—	
岩室体育館	西中860番地	1,260	○	2,520	2階以上	422	—		—	
岩室地区公民館	西中860番地	870	○	1,741	2階以上	1,317	—		—	
間瀬公民館	間瀬4287番地 1	69	○	138	全階可	138	○	138	3階以上	100
岩室農村環境改善セ ンター	和納3930番地	580	○	1,161	全階可	1,161	—		—	
岩室健康増進センター 「よりのなれ」	石瀬3331番地 1	123	○	247	全階可	247	○	247	—	
岩室すこやか センター	間瀬4290番地 1	276	○	552	全階可	552	○	552	—	
高屋ふれあい センター	間瀬5165番地	25	○	50	全階可	50	○	50	—	
曾根小学校	曾根750	1,187	○	2,375	全階可 (注2)	2,375	—		—	
鎧郷小学校	天竺堂412- 4	956	○	1,912	2階以上	842	—		—	
升潟小学校	升潟2179	703	○	1,406	2階以上	658	—		—	
西川中学校	曾根1828- 3	2,900	○	5,801	全階可 (注2)	5,801	—		—	
西川総合体育館	善光寺369番地 1	1,147	○	2,294	2階以上 (注1)	815	—		—	
西川体育センター	川崎 1-1	678	○	1,356	全階可 (注2)	1,356	—		—	
西蒲区西川健康セン ター	旗屋701- 2	226	○	452	×		—		—	
西川学習館	曾根1951	929	○	1,858	2階以上	1,476	—		—	
いこいの家西川荘	川崎308- 4	236	○	472	全階可 (注2)	472	—		—	
貝柄地区集会所	貝柄805- 6	63	○	126	×		—		—	
潟東小学校	今井1031番地	623	○	1,246	2階以上	332	—		—	

施設名	所在地	指定 避難所 受入可能 人数	指定緊急避難場所							
			地震		洪水		土砂災害		津波	
			避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数	避難 可否	受入可能 人数
潟東中学校	三方250番地	1,340	○	2,680	2階以上	486	—	—	—	—
潟東体育館	三方2番地	1,502	○	3,005	全階可 (注2)	3,005	—	—	—	—
潟東農村環境改善センター	三方1番地	556	○	1,112	全階可 (注2)	1,112	—	—	—	—
中之口東小学校	小吉1100	1,217	○	2,435	2階以上	540	—	—	—	—
中之口西小学校	打越甲244	1,361	○	2,722	全階可	2,722	—	—	—	—
中之口中学校	中之口660	1,387	○	2,775	全階可	2,775	—	—	—	—
中之口幼稚園	三ツ門57-1	419	○	839	2階以上	98	—	—	—	—
なかのくち保育園	三ツ門59-2	356	○	712	×	—	—	—	—	—
中之口体育館	中之口298	770	○	1,540	2階以上	117	—	—	—	—
中之口地区公民館	中之口310	745	○	1,491	2階以上	1,178	—	—	—	—
中之口老人福祉センター	福島323	94	○	188	全階可	188	—	—	—	—

西蒲区

一時避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所				
		受入可能 人数	避難可否			
			地震	洪水	土砂災害	津波
県農業大学校	巻甲12007番地	15,000	○	×	—	—
すわ保育園（広場）	巻甲763番地1	1,000	○	×	—	—
岩室野球場	西中889番地1	10,329	○	—	—	—
丸小山公園	岩室温泉1661番地1	7,809	○	—	×	—
わなみ農村公園	和納4185番地	3,500	○	—	—	—
西川筋広場	曾根7番地1	2,027	○	×	—	—
升岡農村公園	升岡新田143番地	1,980	○	×	—	—
押付地区公園	押付269番地1	2,813	○	×	—	—
升潟児童遊園	大潟384番地1	2,613	○	×	—	—
鱸地区公園	鱸340番地1	2,772	○	×	—	—
西川ふれあい公園	松崎73番地	12,393	○	×	—	—
潟東東公園	井随436番地	6,131	○	×	—	—
潟東西公園	横戸1960番地	8,144	○	×	—	—
潟東南公園	今井455番地1	6,421	○	×	—	—
潟東北公園	五之上253番地3	1,035	○	×	—	—
潟浦新児童遊園	上小吉1481番地	1,244	○	×	—	—
六分児童遊園	六分813番地1	479	○	—	—	—
針ヶ曾根児童遊園	針ヶ曾根401番地	875	○	×	—	—
河間児童遊園	河間169番地	457	○	×	—	—
打越児童遊園	打越丙427番地1	2,638	○	×	—	—
道上児童遊園	道上414番地	1,011	○	×	—	—
中之口出張所駐車場	中之口626番地	8,345	○	—	—	—
スポレック中之口駐車場	中之口298番地	2,534	○	×	—	—

広域避難場所

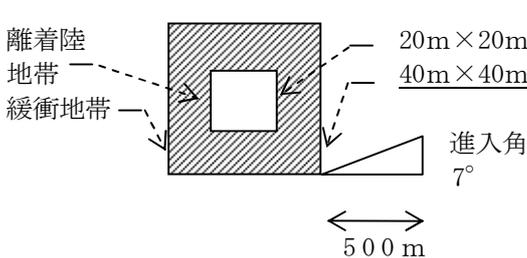
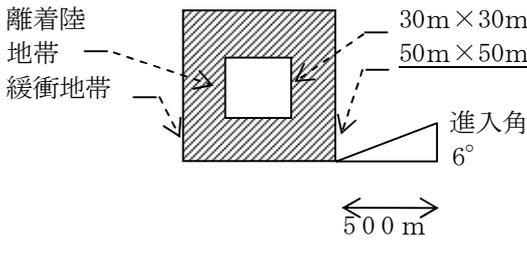
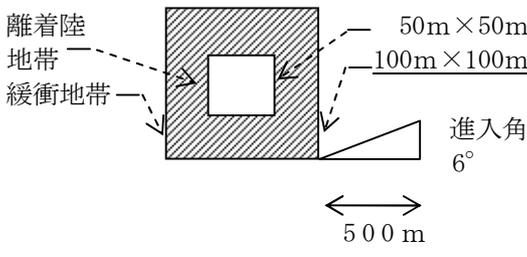
施設名	所在地	指定緊急避難場所					
		受入可能 人数	避難可否				
			地震	洪水	土砂災害	津波	大規模 火災
城山運動公園	峰岡580番地	77,120	○	—	—	—	○
上堰潟公園	松野尾1番地	81,166	○	—	—	—	○

表 3-1-4-3 ヘリポート適地一覧

表 3-1-5-6 ヘリポート適地一覧

名称	所在地	緯度・経度	施設管理者等	連絡先	幅×長さ (m)
新潟市河川防災 ステーションヘリポート	北区太田丙 1318-1 他	北緯 37 度 54 分 49 秒	市長（北区総務課）	025-387-1115	30×60
		東経 139 度 14 分 16 秒			
新潟空港 A 滑走路 B 滑走路 エプロン S エプロン	東区松浜町地内	北緯 37 度 57 分 13 秒	東京航空局 新潟空港事務所長	025-273-0263	1,314×45
		東経 139 度 06 分 49 秒			2,500×45
					565×190
					140×81
阿賀野川河川公園	東区本所地内	北緯 37 度 55 分 01 秒	市長（東区総務課）	025-250-2720	300×200
		東経 139 度 08 分 28 秒			
北陸地方整備局 防災ヘリポート（臨時）	中央区綱川原地内	北緯 37 度 53 分 47 秒	国土交通省 信濃川下流河川事務所	025-267-6857	20×17
		東経 139 度 00 分 53 秒			
新潟県庁ヘリポート	中央区新光町地内	北緯 37 度 54 分 05 秒	知事	025-285-5511	23×19
		東経 139 度 01 分 58 秒			
鳥屋野野球場	中央区女池地内	北緯 37 度 53 分 24 秒	市長（中央区総務課）	025-223-7064	120×120
		東経 139 度 02 分 49 秒			
新潟市産業振興センター駐車場	中央区鐘木 185-10	北緯 37 度 52 分 52 秒	市長（経済部商工振興課）	025-226-1629	150×100
		東経 139 度 01 分 42 秒			
陸上競技場補助グラウンド	中央区一番堀通町地内	北緯 37 度 54 分 47 秒	市長（中央区総務課）	025-223-7064	100×50
		東経 139 度 02 分 16 秒			
市之瀬最終処分場グラウンド	秋葉区市之瀬 746	北緯 37 度 50 分 01 秒	市長（秋葉区総務課）	0250-25-5470	150×125
		東経 139 度 04 分 34 秒			
秋葉区役所北側駐車場	秋葉区程島 2009	北緯 37 度 47 分 26 秒	市長（秋葉区総務課）	0250-25-5470	160×35
		東経 139 度 06 分 48 秒			
赤渋防災ステーション （臨時）	南区赤渋地内	北緯 37 度 47 分 20 秒	国土交通省 信濃川下流河川事務所	025-267-6857	19×19
		東経 139 度 03 分 26 秒			
白根総合運動公園多目的広場	南区上下諏訪木 1811	北緯 37 度 45 分 33 秒	市長（南区総務課）	025-372-6431	190×120
		東経 139 度 01 分 09 秒			
小針野球場	西区小針 1 丁目地内	北緯 37 度 53 分 16 秒	市長（西区総務課）	025-265-7120	90×90
		東経 139 度 00 分 16 秒			
新潟県消防学校	西区曾和地内	北緯 37 度 50 分 52 秒	知事	025-262-4141	65×60
		東経 138 度 56 分 75 秒			
城山運動公園サブ野球場	西蒲区伏部地内	北緯 37 度 45 分 56 秒	市長（西蒲区総務課）	0256-72-8143	70×70
		東経 138 度 51 分 11 秒			

【ヘリポート適地選定基準】

区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種
小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.30m 県警察本部 はるかぜ 機体長 13.00m 新潟県 BK117C-2 機体長 13.03m ドクターヘリ
中型		陸上自衛隊 UH-1J 機体長 17.44m UH-60JA 機体長 19.76m 海上自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 航空自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 海上保安庁 らいちょう 機体長 16.70m みさご 機体長 16.00m 県警察本部 こしかぜ 機体長 17.12m としかぜ 機体長 17.12m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16.00m
大型		陸上自衛隊 CH-47JA 機体長 30.18m 海上自衛隊 MH-53E 機体長 30.20m 航空自衛隊 CH-47J 機体長 30.18m

注 この基準は新潟県地域防災計画に準じたものである。

「選定に当たって考慮すべき事項」

1 勾配

十分に平坦であり、最大勾配は5% (4.5°) 未満であること。

2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。

3 広さが基準以下の場合にはヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。

4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。

5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

表3-1-5-1 緊急消防援助隊応援要請連絡票
別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

消防庁長官又は新潟県知事 殿

新潟市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県				市区町村		
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明			
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明			

応援等連絡日時	平成	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊					
	指揮支援隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮隊			N災害対応小隊		
	消火小隊			B災害対応小隊		
	救助小隊			C災害対応小隊		
	救急小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊 装 備 小 隊	密閉空間火災等対応小隊		
	通信支援小隊			遠距離大量送水小隊		
	航空小隊			消防活動二輪小隊		
	水上小隊			震災対応特殊車両小隊		
		水難救助小隊				
		その他()				
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

<連絡責任者>

担当課室	新潟市消防局警防課	氏名	
NTT回線電話	025-288-3250	NTT回線FAX	025-288-3255
地域衛星電話	13-015-493-2054	地域衛星FAX	13-015-493-2049

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

表3-1-5-2 緊急消防援助隊応援要請時の主な連絡先

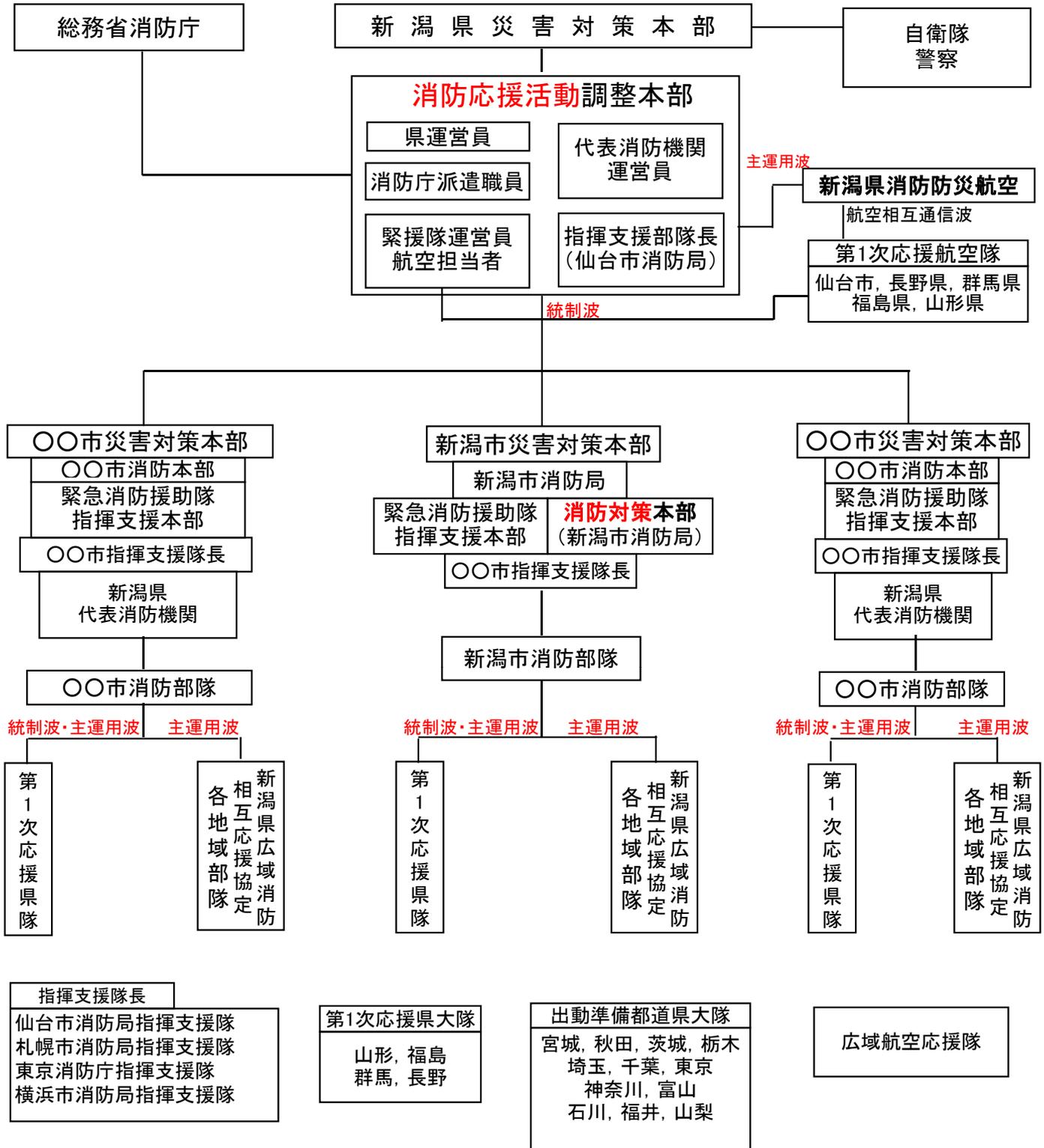
機 関		時間 帯別	連絡窓口	消防防災無線		N T T		地域衛星通信ネットワーク		
				電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
総務省消防庁	総務省消防庁	昼間 夜間	災害対策本部	90-49013	90-49036	03-5253-7527	03-5253-7552	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49036	
新潟県	新潟県	昼間	消防課	15-11	15-11	025-282-1664	025-282-1667	TN-015-401-20-6442	TN-015-401-20-6497	
		夜間	警備員室			025-285-5511				
代表消防機関	新潟市消防局	昼間	警防課 防災救助係	-	-	025-288-3250	025-288-3255	TN-015-492-2053	TN-015-492-2049	
		夜間	指令課	-	-	025-288-3270	025-288-3275	TN-015-492-2074	TN-015-492-2079	
代表消防機関代行	長岡市消防本部	昼間	警防課 指令室	-	-	0258-36-0119	0258-36-8320	TN-015-560-2401	TN-015-560-2480	
		夜間								
	上越地域消防事務組合 消防本部	昼間	消防防災課	-	-	025-525-1196	025-525-1191	TN-015-663-312	TN-015-663-250	
		夜間	通信指令室	-	-	025-525-1199	025-525-1190	TN-015-663-200		
指揮 支援 部隊 所属 消防 機関	仙台市消防局	昼間	警防課	-	-	022-234-1111	022-234-4280	TN-004-621-2321	TN-004-621-2319	
		夜間	指令課	-	-		022-234-2364	TN-004-621-6666	TN-004-621-2289	
	札幌市消防局	昼間	消防救助課	-	-	011-215-2060	011-271-0610	TN-001-235-3-2060	TN-001-235-4-3070	
		夜間	指令課	-	-	011-215-2080	011-261-9119	TN-001-235-3-2080	TN-001-235-4-3080	
	東京消防庁	昼間	警防部 警防課	-	-	03-3212-2258	03-3213-1476	TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
		夜間								
	横浜市消防局	昼間	警防部 司令課	-	-	045-332-1351	045-331-5221	TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
		夜間								
	川崎市消防局	昼間	警防部 警防課	-	-	044-223-2606	044-223-2619	TN-014-300-21-48633	TN-014-300-30-4	
		夜間	警防部 指令課	-	-	044-200-2645	044-223-2654			
防所援指 機属部揮 関消隊支	相模原市消防局	昼間	警防課	-	-	042-751-9140	042-786-2472	TN-014-557-9211	TN-014-557-9200	
		夜間	指令課	-	-	042-751-9111	042-751-9284			
(消防主 管課及 び代 表消 防機 関等)	山形県	【消防主管課】 山形県	昼間	危機管理課	06-511	06-500	023-630-2227	023-633-4711	TN-006-800-1245	TN-006-800-1502
			夜間	宿直室			023-630-2754			
		【代表消防機関】 山形市消防本部	昼間	警防課	-	-	023-634-1197	023-631-7320	TN-006-744-901	TN-006-744-950
			夜間	通信指令課	-	-	023-634-1198			
	【代表消防機関代行】 鶴岡市消防本部	昼間	通信指令課	-	-	0235-22-8321	0235-23-0119	TN-006-757-101	TN-006-757-150	
		夜間								
	福島県	【消防主管課】 福島県	昼間	消防保安課	07-61	07-60	024-521-7192	024-521-9829	TN-007-200-2629	TN-007-200-5625
			夜間	担当携帯			080-6028-8969			
		【代表消防機関】 福島市消防本部	昼間	警防課	-	-	024-534-9102	024-534-0310	TN-007-270-88-222	TN-007-270-10
			夜間	通信指令課	-	-	024-534-0119			
	【代表消防機関代行】 郡山地方広域消防本部	昼間	通信指令課	-	-	024-933-2400	024-923-1910	TN-007-370-01	TN-007-370-10	
		夜間	通信指令課	-	-	024-933-2400				
群馬県	【消防主管課】 群馬県	昼間	消防保安課	10-351	10-310	027-226-2250	027-221-0158	TN-010-3001-2250	TN-010-3001-4453	
		夜間								
	【代表消防機関】 前橋市消防局	昼間	通信指令課	-	-	027-220-4500	027-220-4528	TN-010-701-1400	TN-010-701-1490	
夜間										
群馬県	【代表消防機関代行】 高崎市等広域消防局	昼間	警防課	-	-	027-324-2216	027-330-1069	TN-010-490-6303	TN-010-490-6800	
		夜間				027-323-1994				027-323-1993
	【代表消防機関代行】 太田市消防本部	昼間	通信指令課	-	-	0276-33-0119	0276-33-0301	TN-010-493-6304	TN-010-493-6800	
		夜間								
	長野県	【消防主管課】 長野県	昼間	危機管理部 消防課	20-211	20-241	026-235-7182	026-233-4332	TN-020-231-5204	TN-020-231-8739
			夜間							
【代表消防機関】 長野市消防局		昼間	警防課	-	-	026-227-8002	026-226-8461	TN-020-202-8-1124	TN-020-202-8-6132	
		夜間	通信指令課	-	-	026-226-0119				026-228-6398
【代表消防機関代行】 松本広域消防局	昼間	総務課	-	-	0263-25-0119	0263-25-3987	TN-020-533-8-2100	TN-020-533-76		
	夜間	通信指令課	-	-	0263-25-6108				0263-25-6108	TN-020-533-8-3000

大隊出動準備都県	宮城県	【消防主管課】 宮城県	昼間	消防課	04-82374	04-82398	022-211-2374	022-211-2398	TN-004-220-8-2374	TN-004-220-8-2398
			夜間	防災センター	04-82140	04-82120	022-211-2140	022-211-2120	TN-004-220-8-2140	TN-004-220-8-2120
		【代表消防機関】 仙台市消防局	昼間	警防課	—	—	022-234-1111	022-234-4280	TN-004-621-2321	TN-004-621-2319
			夜間	指令課	—	—	—	022-234-2364	TN-004-621-6666	TN-004-621-2289
		【代表消防機関代行】 塩釜地区消防本部	昼間	指令課	—	—	022-361-0119	022-365-1190	TN-004-623-1-292	TN-004-623-2
			夜間	指令課	—	—	—	—	—	—
		【代表消防機関代行】 大崎地域消防本部	昼間	通信指令センター	—	—	0229-22-2351	0229-22-7030	TN-004-624-1-251	TN-004-624-2
			夜間	通信指令センター	—	—	—	—	—	—
大隊出動準備都県	秋田県	【消防主管課】 秋田県	昼間	総合防災課	05-11	05-52	018-860-4565	018-824-1190	TN-005-100-100569	TN-005-100-100600
			夜間	総合防災課	—	—	—	—	—	—
		【代表消防機関】 秋田市消防本部	昼間	警防課	—	—	018-823-4243	018-823-9006	TN-005-201-474	TN-005-201-410
			夜間	指令課	—	—	018-823-4265	018-823-7214	TN-005-201-326	TN-005-201-340
		【代表消防機関代行】 大曲仙北広域消防本部	昼間	警防課	—	—	0187-63-0314	0187-62-3493	TN-005-100-162511	—
			夜間	通信指令課	—	—	0187-63-0344	0187-63-0347	—	—
		【代表消防機関代行】 能代山本広域消防本部	昼間	警防課	—	—	0185-52-3311	0185-53-3958	TN-005-100-166511	—
			夜間	通信指令課	—	—	—	—	—	—
	茨城県	【消防主管課】 茨城県	昼間	消防安全課	—	—	029-301-2896	029-301-2887	TN-008-100-2896	TN-008-100-2887
			夜間	防災・危機管理課	—	—	029-301-2885	029-301-2898	TN-008-100-2885	TN-008-100-2898
		【代表消防機関】 水戸市消防本部	昼間	消防救助課	—	—	029-221-0159	029-224-1139	TN-008-800-409	TN-008-800-300
			夜間	消防救助課 通信係	—	—	029-221-0111	029-224-0147	TN-008-570-253	TN-008-570-257
		【代表消防機関代行】 日立市消防本部	昼間	警防課	—	—	0294-24-0119	0294-22-0119	TN-008-820-8400	008-820-8450
			夜間	警防課	—	—	—	—	—	—
		【代表消防機関代行】 つくば市消防本部	昼間	警防課	—	—	029-851-2042	029-851-0091	TN-008-810-8400	TN-008-810-8450
			夜間	通信指令室	—	—	029-851-0119	029-851-0138	—	—
栃木県	【消防主管課】 栃木県	昼間	危機管理課	09-7502	09-7506	028-623-2136	028-623-2146	TN-009-500-2136	TN-009-500-2146	
		夜間	危機管理課	—	—	—	—	—	—	
	【代表消防機関】 宇都宮市消防局	昼間	警防課	09-651-02	09-651-01	028-625-5500	028-625-5509	TN-009-651-411	TN-009-651-01	
		夜間	通信指令課	—	—	—	028-625-3001	—	—	
大隊出動準備都県	栃木県	【代表消防機関代行】 小山市消防本部	昼間	通信指令課	09-654-02	09-654-01	0285-39-6660	0285-31-0182	TN-009-654-210	TN-009-654-01
			夜間	通信指令課	—	—	—	—	—	—
		【代表消防機関代行】 那須地区消防組合消防本部	昼間	栃木北東地区指令センター	09-657-02	09-657-01	0287-28-5111	0287-28-5112	—	—
			夜間	栃木北東地区指令センター	—	—	—	—	—	—
	埼玉県	【消防主管課】 埼玉県	昼間	危機管理防災部 消防防災課	11-6-8171	11-6-8159	048-830-8171	048-830-8159	TN-011-200-6-8171	TN-011-200-6-8159
			夜間	システム管理室	11-6-8111	11-6-8119	048-830-8111	048-830-8119	TN-011-200-6-8111	TN-011-200-6-8119
		【代表消防機関】 さいたま市消防局	昼間	警防部 警防課	—	—	048-833-7944	048-833-7201	TN-011-704-5512	TN-011-704-5095
			夜間	指令課	—	—	048-833-5000	048-833-1237	TN-011-704-5321	TN-011-704-5390
		【代表消防機関代行】 川口市消防局	昼間	指令課	—	—	048-261-7351	048-262-5050	TN-011-703-200	TN-011-703-499
			夜間	指令課	—	—	—	—	—	—
		【代表消防機関代行】 埼玉西部消防局	昼間	警防部通信指令センター	—	—	04-2929-9119	04-2929-9126	TN-011-708-260	TN-011-708-399
			夜間	警防部通信指令センター	—	—	—	—	—	—
【代表消防機関代行】 熊谷市消防本部	昼間	熊谷市・行田市消防指令センター	—	—	048-501-0116	048-526-9003	TN-011-757-1301	TN-011-757-1399		
	夜間	熊谷市・行田市消防指令センター	—	—	—	—	—	—		
【代表消防機関代行】 春日部市消防本部	昼間	指令課	—	—	048-738-3111	048-735-1536	TN-011-714-4549	TN-011-714-4599		
	夜間	指令課	—	—	—	—	—	—		

（消防主管課及 大隊出動準備都 消防機関等）	千葉県	【消防主管課】 千葉県	昼間	危機管理課	500-7320 500-7319	500-7298	043-223-2175	043-222-1127	TN-012-500-7320	TN-012-500-7298
			夜間	危機管理課 情報通信管理室	500-7225	500-7110	043-223-2178	043-222-5219	TN-012-500-7225	TN-012-500-7110
		【代表消防機関】 千葉市消防局	昼間	警防部 警防課	101-800-3111	101-800-3109	043-202-1612	043-202-1654	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109
			夜間	ちば共同指令センター	101-800-3690	101-800-3669	043-223-1831	043-202-1678	TN-012-101-800-3690	TN-012-101-800-3669
		【代表消防機関代行】 船橋市消防局	昼間	警防課	204-731	204-732	047-435-1190	047-435-7878	TN-012-204-731	TN-012-204-732
			夜間	指令課			047-435-8649	047-432-8229		
東京都	【消防主管課】 東京都	昼間	防災対策課	13-70671	13-70013	03-5388-2456	03-5388-1260	TN-013-100-70671	TN-013-100-70013	
		夜間	夜間防災連絡室	13-70349	13-70023	03-5388-2459	03-5388-1958	TN-013-100-70349	TN-013-100-70023	
	【代表消防機関】 東京消防庁	昼間	警防部 警防課	-	-	03-3212-2258	03-3213-1476	TN-013-601-9501-3545	TN-013-601-9501-6704	
		夜間								
神奈川県	【消防主管課】 神奈川県	昼間	消防課	14-9722	14-9734	045-210-3436	045-210-8829	TN-014-400-3436	TN-014-400-8829	
		夜間	指令情報室	-		045-210-3456	045-201-6409	TN-014-400-3456	TN-014-400-6409	
	【代表消防機関】 横浜市消防局	昼間	警防部 司令課	-	-	045-332-1351	045-331-5221	TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740	
		夜間								
	【代表消防機関代行】 川崎市消防局	昼間	警防部 警防課	-	-	044-223-2606	044-223-2619	TN-014-300-21-48633	TN-014-300-30-4	
		夜間	警防部 指令課			044-200-2645	044-223-2654			
	【代表消防機関代行】 相模原市消防局	昼間	警防課	-	-	042-751-9140	042-786-2472	TN-014-557-9211	TN-014-557-9200	
		夜間	指令課			042-751-9111	042-751-9284			
（消防主管課及 大隊出動準備都 消防機関等）	富山県	【消防主管課】 富山県	昼間	消防課	-	-	076-444-3188	076-432-0657	TN-016-111-3364	TN-016-111-2827
			夜間	宿直室			076-444-3187			
		【代表消防機関】 富山市消防局	昼間	警防課	-	-	076-493-4872	076-493-4018	TN-016-501-242	TN-016-501-268
			夜間	通信指令課			076-493-4141	076-493-4011	TN-016-501-242	TN-016-501-268
		【代表消防機関代行】 高岡市消防本部	昼間	警防課	-	-	0766-22-3133	0766-22-1994	TN-016-511-234	TN-016-511-358
			夜間	通信指令課			0766-22-3131	0766-22-3498	TN-016-511-245	
	石川県	【消防主管課】 石川県	昼間	消防保安課	17-4287	17-6897	076-225-1481	076-225-1484	TN-017-111-4287	TN-017-111-6743
			夜間	当直						
		【代表消防機関】 金沢市消防局	昼間	警防課	-	-	076-280-3094	076-280-0020	TN-017-451	TN-017-451
			夜間	情報指令課			076-280-0119	076-280-4999		
【代表消防機関代行】 白山野々市広域消防本部	昼間	消防課 警防係	-	-	076-276-9483	076-276-5237	TN-017-458	TN-017-458		
	夜間	通信指令課			076-276-1119	076-276-9999				
（消防主管課及 大隊出動準備都 消防機関等）	福井県	【消防主管課】 福井県	昼間	危機対策・防災課	18-111	18-113	0776-20-0310	0776-22-7617	TN-018-111-61-2174	TN-018-111-61-2189
			夜間		18-111	18-113	0776-20-0742		TN-18-111-61-2186	
		【代表消防機関】 福井市消防局	昼間	管制課	-	-	0776-20-3999	0776-20-6119	TN-018-350-1-1241	TN-018-350-1-1259
			夜間							
		【代表消防機関代行】 敦賀美方消防組合消防本部	昼間	防災指令課	-	-	0770-20-0119	0770-22-0685	TN-018-356-1-110	TN-018-356-1-399
			夜間							
【代表消防機関代行】 嶺北消防組合消防本部	昼間	消防課	-	-	0776-51-8436	0776-51-5209	TN-018-353-1-141	TN-018-353-1-250		
	夜間	通信指令課			0776-51-0119		TN-018-353-1-151			
（消防主管課及 大隊出動準備都 消防機関等）	山梨県	【消防主管課】 山梨県	昼間	防災局消防保安課	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1429	TN-019-200-2538	TN-019-200-2519
			夜間	消防保安課 (県庁宿直室)						
		【代表消防機関】 甲府地区広域行政事務組 合消防本部	昼間	指令課	-	-	055-222-1190	055-235-2119	TN-019-213	TN-019-213
			夜間							
		【代表消防機関代行】 富士五湖広域行政事務組 合富士五湖消防本部	昼間	消防課	-	-	0555-22-4421	0555-22-8538	TN-019-433	TN-019-433
			夜間	指令課			0555-22-0119	0555-24-4420		

第一次出動 航空小隊	長援指 輸部揮 送隊支	仙台市消防航空隊	昼間	消防航空隊	—	—	0223-23-7850	0223-23-7848	TN-004-621-2371	TN-004-621-2379
			夜間							
	情報 収集	埼玉県防災航空隊	昼間	防災航空センター	11-4470-300	—	049-297-7810	049-297-7906	TN-011-701-300	TN-011-701-950
			夜間		—	—				
		富山県消防防災航空隊	昼間	防災航空センター	16-3371	—	076-495-3060	076-495-3066	TN-016-115-10	TN-016-115-30
			夜間				※NTT電話の時間外は富山市消防局に転送されます。		—	—
	救助・ 救急・ 輸送	宮城県防災航空隊	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	—	—	0223-23-5760	0223-25-3022	001-010-8816-234-12557 (イリジウム衛星携帯電話)	
			夜間	航空隊長公用携帯	—	—	090-6787-6588	—	001-010-8816-234-12558 (イリジウム衛星携帯電話)	
		山形県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	—	—	0237-47-3275	0237-47-3277	TN-006-800-6-603-1	TN-006-800-6-603-8
			夜間	緊急連絡用携帯			090-1494-1816			
		福島県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空センター	—	—	0247-57-3000	0247-57-3500	TN-007-333-02	TN-007-333-10
			夜間	隊長携帯	—	—	090-6258-0836			
第一次出動 航空小隊	救助・ 救急・ 輸送	栃木県消防防災航空隊	昼間	航空担当	—	—	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01
			夜間	隊長携帯			090-1655-8475	—	—	—
		群馬県防災航空隊	昼間	防災航空隊	—	—	027-265-0200	027-265-6900	—	—
			夜間	総務部 消防保安課	10-351	10-310	027-226-2250	027-221-0158	TN-010-3001-2250	TN-010-3001-4453
		東京消防庁航空隊	昼間	警防部 警防課	—	—	03-3212-2111 (内3542)	03-3213-1476	TN-013-601-9501-3542	TN-013-601-9501-6704
			夜間							
		長野県消防防災航空センター	昼間	長野県消防防災航空センター	20-88- 239-8751	—	0263-85-5511	0263-85-5513	020-239-8751	020-554-76
			夜間							
出動準備 航空小隊		札幌市消防航空隊	昼間	消防救助課	—	—	0133-62-4119	011-271-0632	—	—
			夜間	指令課			011-215-2080	011-261-9119	TN-001-235-3-2080	TN-001-235-4-3080
		秋田県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊班	—	—	018-886-8103	018-886-8105	TN-005-110-110511	—
			夜間	総合防災課	05-11	05-52	018-860-4565	018-824-1190	TN-005-100-100569	TN-005-100-100600
		茨城県防災航空隊	昼間	茨城県防災航空室	—	—	029-857-8511	029-857-8501	TN-008-120-8400	TN-008-120-8450
			夜間	防災・危機管理課	8-100	8-100	029-301-2885	029-301-2898	TN-008-100-2885	TN-008-100-2898
出動準備 航空小 隊		千葉市消防局航空隊	昼間	警防部 警防課	101-800-3111	101-800-3109	043-202-1612	043-202-1654	TN-012-101-800-3111	TN-012-101-800-3109
			夜間	ちば消防共同指令センター	101-800-3690	101-800-3669	043-223-1831	043-202-1678	TN-012-101-800-3690	TN-012-101-800-3669
		横浜市消防局航空隊	昼間	警防部 司令課	—	—	045-332-1351	045-331-5221	TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-740
			夜間							
出動準備 航空小 隊		川崎市消防航空隊	昼間	警防部 警防課	—	—	044-223-2606	044-223-2619	TN-014-300-21-48633	TN-014-300-30-4
			夜間	警防部 指令課	—	—	044-200-2645	044-223-2654		
		石川県消防防災航空隊	昼間	—	—	—	0761-24-8930	0761-24-8931	TN-017-158	TN-017-158
			夜間	—	—	—				
		福井県防災航空隊	昼間	防災航空事務所	—	—	0776-51-6945	0776-51-6947	TN-018-418-1-11	TN-018-418-5
			夜間	隊長公用携帯	—	—	隊長公用携帯へ転送	—	—	—
		山梨県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	—	—	0551-20-3601	0551-20-3603	TN-019-416(417)	—
			夜間	消防保安課 (県庁宿直室)	—	—	055-223-1430	055-223-1858	TN-019-200-2538	TN-019-200-2535
		岐阜県消防防災航空隊	昼間	防災航空センター	—	—	058-385-3772	058-385-3774	TN-021-400-650-711	TN-021-400-650-710
			夜間	岐阜市消防本部指令課	—	—	058-262-8151	058-266-8155	TN-021-418-2-2531	TN-021-418-719
		静岡県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	—	—	054-261-4483	054-261-4761	TN-022-137-9000	TN-022-137-8001
			夜間	県庁防災当直	—	—	054-221-2072	054-221-3252	TN-022-100-2072	TN-022-100-6250
静岡市消防航空隊	昼間	警防部 航空課	—	—	054-267-3019	054-267-3022	—	—		
	夜間	警防部 指令課	—	—	054-280-0120	054-280-0128	TN-022-176-6010	TN-022-176-6080		

新潟市緊急消防援助隊受援(被災地複数市町村)における系統図



名称	周波数
防災相互通信波	158.35
新潟県割当運行管理通信波	131.975
航空相互通信波	122.6
災害時飛行援助通信波	123.45

表3-1-5-7 緊急消防援助隊航空部隊及び陸上部隊の燃料補給場所

別紙40-1

【航空部隊】

No.	名称	所在地	座標（緯度・経度）	燃料の種類・貯蔵量		給油施設	連絡先電話番号	管轄署
				燃料の種類	貯蔵量（%）			
1	新潟空港	東区松浜地内	緯度：北緯37度57分13秒 経度：東経139度06分49秒			移動タンク施設	025-388-0195	東消防署

【陸上部隊】

No.	事業所名	所在地	燃料の種類・貯蔵量		連絡先電話番号	備考	管轄署
			燃料の種類	貯蔵量（%）			
1	㈱太陽鋳油 7号線豊栄インターSS	新潟市北区浦ノ入字1245-1	ガソリン 軽油 灯油	60,000 60,000 20,000	025-388-0195	24時間営業 セルフ	北消防署
2	㈱川崎商会 豊栄SS	新潟市北区嘉山2-2-12	ガソリン 軽油 灯油	30,000 10,000 10,000	025-386-9117	7:00～21:00	北消防署
3	㈱川崎商会 新潟バイパスSS	新潟市東区大形本町5-19-14	ガソリン 軽油 灯油	48,000 24,000 24,000	025-271-4161	24時間営業	東消防署
4	㈱丸新エネルギー 女池インターSS	新潟市中央区鳥屋野字中沼357	ガソリン 軽油 灯油	28,800 19,200 10,500	025-283-3344	平日7:00～23:00 日曜日8:00～23:00	中央消防署
5	㈱にいがたエネルギー DrDrive笹口店	新潟市中央区南笹口1-1-8	ガソリン 軽油 灯油	28,500 9,500 9,500	025-241-7885	平日7:00～22:00 日曜日8:00～22:00	中央消防署
6	宮島石油販売㈱ 県庁前店	新潟市中央区出来島1-15-34	ガソリン 軽油 灯油	38,000 9,500 9,500	025-284-1020	7:00～21:00	中央消防署
7	㈱川崎商会 新潟SS	新潟市中央区東大通1-8-12	ガソリン 軽油 灯油	38,000 9,500 9,500	025-244-0997	6:00～22:00	中央消防署
8	㈱川崎商会 新潟中央インターSS	新潟市中央区鳥屋野415-1	ガソリン 軽油 灯油	40,000 20,000 10,000	025-284-0811	24時間営業	中央消防署
9	㈱ハヤマ ユーロード亀田SS	新潟市江南区東早通4-1-1	ガソリン 軽油 灯油	30,000 20,000 10,000	025-381-0681	7:30～22:00	江南消防署
10	㈱すがい 東新潟うぐいスタウンSS	新潟市江南区うぐいす1-1-11	ガソリン 軽油 灯油	45,000 30,000 15,000	025-383-2181	7:00～20:00 日曜日7:00～19:00	江南消防署
11	㈱川崎商会 横越SS（㈱田中石油）	新潟市江南区横越中央2丁目14-27	ガソリン 軽油 灯油	30,000 27,000 30,000	025-385-3266	7:00～20:00 日曜日8:00～19:00	江南消防署
12	JA新津さつき 新津給油所	新潟市秋葉区新津東町1-6-58	ガソリン 軽油	20,000 10,000	0250-24-5501	平日7:30～19:00 日曜日8:00～17:00	秋葉消防署
13	㈱アキハ 新津南SS	新潟市秋葉区程島1962-3	ガソリン 軽油 灯油	20,000 20,000 20,000	0250-23-3280	平日7:00～21:00 日曜日8:00～20:00	秋葉消防署
14	㈱ハヤマ セルフエイトロード白根SS	新潟市南区大通黄金4-1-6	ガソリン 軽油 灯油	60,000 40,000 22,000	025-362-1608	24時間営業 セルフ	南消防署
15	JA新潟みらい 白根国道給油所	新潟市南区七軒211-1	ガソリン 軽油 灯油	30,000 14,000 6,000	025-373-3195	7:00～21:00	南消防署
16	JA越後中央 味方給油所	新潟市南区味方1576	ガソリン 軽油 灯油	21,000 7,000 20,000	025-373-5252	平日7:00～19:00 日曜日8:30～17:00	南消防署
17	㈱川崎商会 白根SS	新潟市南区東萱場1764	ガソリン 軽油 灯油	40,000 20,000 9,500	025-375-5800	7:00～22:00	南消防署
18	㈱川崎商会 大野国道SS	新潟市南区下塩俵1001-2	ガソリン 軽油 灯油	30,000 20,000 20,000	025-377-4008	6:00～22:00	南消防署
19	㈱ENEOSウイング 新潟TS	新潟市南区上塩俵字1930-1	ガソリン 軽油 灯油	40,000 31,000 11,000	025-362-1515	24時間営業	南消防署
20	㈱新潟シェル アクセス亀貝給油所	新潟市西区亀貝字堤516-3	ガソリン 軽油 灯油	40,000 20,000 9,500	025-268-2201	7:00～22:00	西消防署
21	新商㈱ 北陸道黒埼PA上りSS	新潟市西区木場5538-4	ガソリン 軽油	40,000 20,000	025-377-3621	24時間営業	西消防署
22	㈱丸新エネルギー 北陸道黒埼PA（下り）GS	新潟市西区木場字大南1133-3	ガソリン 軽油	40,000 20,000	025-378-7311	24時間営業	西消防署
23	㈱高助 DrDrive黒埼インター店	新潟市西区山田2515	ガソリン 軽油 灯油	45,000 15,000 20,000	025-267-1836	7:00～23:00	西消防署
24	宮島石油販売㈱ 116セルフ西川店	新潟市西蒲区押付802-1	ガソリン 軽油 灯油	30,000 10,000 20,000	0256-88-6118	7:00～21:00 セルフ	西蒲消防署
25	㈱ハヤマ チャームロード西川SS	新潟市西蒲区旗屋408	ガソリン 軽油 灯油	45,000 30,000 15,000	0256-88-5416	24時間営業	西蒲消防署

表3-1-5-10 緊急消防援助隊陸上部隊の野営可能場所

No.	名称	所在地	面積 (㎡)	駐車可能台数	備考
1	新潟市 木崎野球場	新潟市北区木崎491	24,800	100	自衛隊宿泊適地 ※野営のみ
2	新潟競馬場	新潟市北区笹山3490	212,000	6,800	宿泊施設、駐車場、 スタンド観客席等
3	新潟市 東総合スポーツセンター	新潟市東区はなみずき3-4-1	32,600	300	
4	新潟 コンベンションセンター	新潟市中央区万代島6-1	52,000	300	展示ホール面積 (14,598㎡)
5	新潟市 産業振興センター	新潟市中央区鐘木185-10	21,500	1,000	展示ホール面積 (4,000㎡)
6	新潟市消防局	新潟市中央区鐘木257-1	9,852	130	屋外駐車場 (3,200㎡) 自家給有 (ガ: 4,000ℓ、 軽: 6,000ℓ)
7	新潟県消防学校	新潟市西区曾和100-1	82,000	500	
8	鳥屋野潟南西部駐車場	新潟市中央区鐘木地内	53,000	500	

- ※ 救援物資等の集積・配送拠点と重複指定している「新潟市東総合スポーツセンター」「新潟コンベンションセンター」「新潟市産業振興センター」の使用可否については、災害対策本部事務局と協議の上、決定する。
- ※ 施設内の使用は、気象状況等により必要と認める場合に限る
- ※ 施設内の使用は、気象状況等により必要と認める場合に限る。

消防庁への火災・災害即報基準

火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反對象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第3号様式にて報告をすること。

救急救助事故
① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害即報

次に該当する災害については、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて報告をすること。なお、管内の市区町村において、避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの	
② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの	
③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上）	
⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

表3-1-2-6 消防庁への直接即報基準

消防庁への直接即報基準

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第1号様式又は第2号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害直接即報

次の災害については、市町村は第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

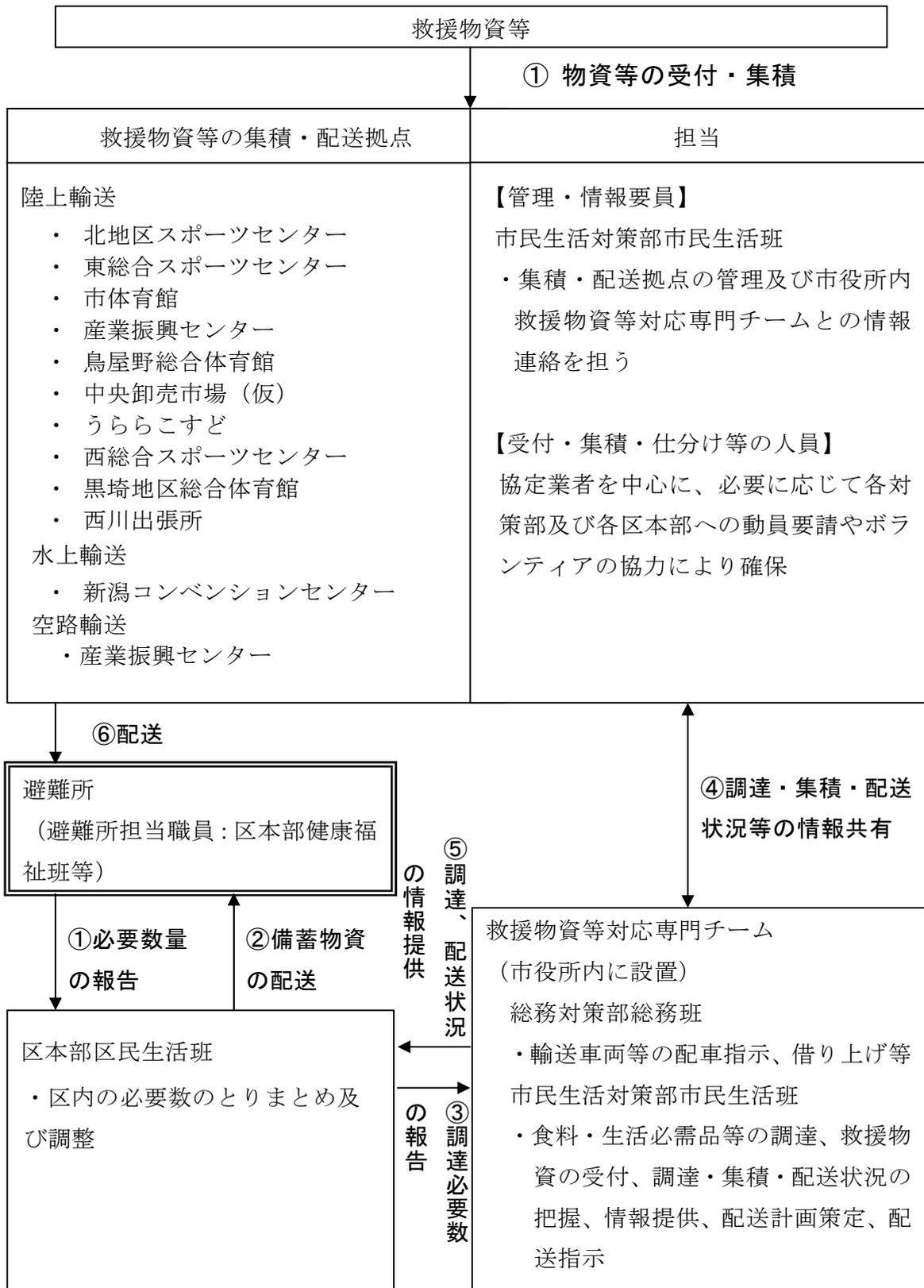
地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

表3-1-17-3 集積・配送拠点

施設の名称	使用想定 場所	所在地	無線 番号	電話番号	その他
北地区スポーツ センター	大体育室	北区名目所 3-1125-1	563	025-258-0200	陸上輸送
東総合スポーツ センター	メインアリー ーナ	東区はなみずき 3-4-1	564	025-272-5150	陸上輸送
市体育館	体育館内競 技フロア	中央区一番堀通町 3-1	550	025-222-6006	陸上輸送
産業振興センター	展示ホール	中央区鐘木185-10	451	025-283-1100	陸上輸送 空路輸送
新潟コンベン ションセンター	展示ホール	中央区万代島6-1	995	025-246-8400	水上輸送
鳥屋野総合体育館	大体育室	中央区神道寺 310-1	561	025-241-4600	陸上輸送
中央卸売市場	中央棟多目 的広場	江南区茗荷谷711	430	025-257-6767	陸上輸送
うららこすど	花き・花木 展示直売室	秋葉区小須戸 893-1	584	0250-38-5430	陸上輸送
西総合スポーツ センター	大体育室	西区五十嵐1の町 6368-48	562	025-268-6400	陸上輸送
黒埼地区総合 体育館	体育室	西区金巻746	565	025-377-5211	陸上輸送
西川出張所	車庫等	西蒲区旗屋585-1	387	0256-88-3111	陸上輸送

※集積・配送拠点として活用する際は、市民生活班が施設所管課に事前に相談の上、開設する。

図3-1-17-3 配送システム



拠点給水所

- : 浄水場
- : 配水場
- : 飲料水兼用耐震性貯水槽

NO.	施設名
①	北区役所北出張所
②	大山台ホーム
③	竹尾小学校
④	水道局東庁舎
⑤	旧湊小学校
⑥	旧万代長嶺小学校
⑦	女池小学校
⑧	江南区役所
⑨	亀田公園
⑩	水道局秋葉事業所
⑪	坂井輪中学校
⑫	内野小学校
⑬	坂井輪小学校
⑭	黒埼地区総合体育館



表3-1-2-1 防災気象情報の発表基準

1 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

3 水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想された

		ときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報（大津波警 報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大 な災害が発生するおそれがある（又は著し く大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれがある （又は著しく大きい）と予想されたときに 発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水 し、重大な災害が発生するおそれがあると 予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生す るおそれがあると予想されたときに発表さ れる
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水 し、災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

4 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過

去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

5 新潟市における警報・注意報の発表基準

警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量40mm以上	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119以上	
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm以上	
			流域雨量指数基準	大通川流域 = 7以上、栗ノ木川流域 = 7以上 能代川流域 = 8以上	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s以上	
			海上	25m/s以上	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s以上 雪を伴う	
			海上	25m/s以上 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm以上			
波浪	有義波高	5.5m以上			
高潮	潮位	1.3m以上			
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量25mm以上	
			土壌雨量指数基準	89以上	
	洪水		雨量基準	1時間雨量25mm以上	
			流域雨量指数基準	大通川流域 = 6以上、栗ノ木川流域 = 6以上 能代川流域 = 6以上	
	強風	平均風速	陸上	4~9月 12m/s以上 10~3月 15m/s以上	
			海上	15m/s以上	
	風雪	平均風速	陸上	4~9月 12m/s以上 10~3月 15m/s以上 雪を伴う	
			海上	15m/s以上 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm以上		
	波浪	有義波高	2.5m以上		
高潮	潮位	1.0m以上			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
注意報	融雪	積雪地域の日平均気温が10℃以上 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	陸上	100m以下	
			海上	500m以下	
	乾燥	最小湿度40%以下、実効湿度65%以下			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合			
	低温	5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月：海岸 最低気温が-4℃以下、平野 最低気温が-7℃以下、 山沿い 最低気温が-10℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm以上		

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

潮位：高潮警報・注意報の潮位は高さを示す「標高」で、「標高」の基準面は東京湾平均海面（TP）を用いている。

大地震や火山の噴火など、不足の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

6 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村町が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

7 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

9 信濃川下流・中ノロ川洪水予報及び阿賀野川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。信濃川下流・中ノロ川については、信濃川下流河川事務所、新潟県地域振興局と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。また阿賀野川洪水予報については阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。

		<p>新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。</p>
	はん濫危険情報	<p>はん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。</p>
	はん濫警戒情報	<p>はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>避難準備等のはん濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報の発令の判断の参考とする。</p>
洪水注意報	はん濫注意情報	<p>はん濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>はん濫の発生に対する注意を求める段階である。</p>